

令和 3 年 生坂村議会

第 3 回 定例会 会議録

令和 3 年 9 月 8 日 開会

令和 3 年 9 月 16 日 閉会

生 坂 村 議 会

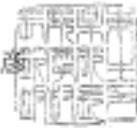


告示第11号

令和3年第3回生坂村議会定例会を次のとおり招集する。

令和3年9月2日

生坂村長 藤 澤 泰 彦



記

1. 期 日 令和3年9月8日(水)
2. 場 所 生坂村議会議場

○応招・不応招議員

応招議員（8名）

1番	望月一将君	2番	藤澤幸恵君
3番	藤原良司君	4番	望月典子君
5番	太田 讓君	6番	字引文威君
7番	平田勝章君	8番	吉澤弘迪君

不応招議員（なし）

令和3年第3回生坂村議会定例会（9月定例会）

1 日目（9月8日）

- 報告4件
 - ・専決処分の承認を求めることについて
（生坂村手数料条例の一部を改正する条例）
 - ・令和2年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
 - ・令和2年度公益財団法人生坂村農業公社の経営に関する書類の報告について
 - ・令和2年度社会福祉法人生坂村社会福祉協議会の経営に関する書類の報告について
- 決算の認定1件
 - ・令和2年度生坂村歳入歳出決算の認定について
- 事件案2件
 - ・生坂村過疎地域持続的発展計画の策定について
 - ・生坂村認知症対応型デイサービスセンターの指定管理者の指定について
- 条例案4件
 - ・生坂村農産物集出荷施設の設置及び管理に関する条例案
 - ・生坂村特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案
 - ・生坂村国民健康保険条例の一部を改正する条例案
 - ・生坂村国民健康保険税条例の一部を改正する条例案
- 補正予算案3件
 - ・令和3年度 生坂村一般会計補正予算予算（第2号）
 - ・令和3年度 生坂村村営バス特別会計補正予算予算（第1号）
 - ・令和3年度 生坂村簡易水道特別会計補正予算予算（第1号）
 - ・総括質疑
 - ・議案の委員会付託
 - ・請願・陳情等
 - ・委員会付託
 - ・散会

・開会及び開議の宣告	7 P
・提案理由の説明・理事者のあいさつ	9 P
・報告の朗読説明	12 P
・質疑討論、報告分の採決	13 P
・事件案、条例案、補正予算案の朗読説明	14 P
・総括質疑	20 P
・議案の委員会付託	23 P
・請願・陳情等の提出、委員会付託	23 P
・散会	24 P

令和3年第3回 生坂村議会定例会議事録

令和3年9月8日 午前10時 開議

【1日目】 ◎議事日程

日程	議案番号	事 件 名
		開 会
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定
3	報告第8号	専決処分の承認を求めることについて (生坂村手数料条例の一部を改正する条例)
4	報告第9号	令和2年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
5	報告第10号	令和2年度公益財団法人生坂村農業公社の経営に関する書類の報告について
6	報告第11号	令和2年度社会福祉法人生坂村社会福祉協議会の経営に関する書類の報告について
7	議案第30号	令和2年度生坂村歳入歳出決算の認定について
8	議案第31号	生坂村過疎地域持続的発展計画の策定について
9	議案第32号	生坂村認知症対応型デイサービスセンターの指定管理者の指定について
10	議案第33号	生坂村農産物集出荷施設の設置及び管理に関する条例案
11	議案第34号	生坂村特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案
12	議案第35号	生坂村国民健康保険条例の一部を改正する条例案
13	議案第36号	生坂村国民健康保険税条例の一部を改正する条例案
14	議案第37号	令和3年度生坂村一般会計補正予算(第2号)
15	議案第38号	令和3年度生坂村営バス特別会計補正予算(第1号)
16	議案第39号	令和3年度生坂村簡易水道特別会計補正予算(第1号)
17		総括質疑
18		議案の委員会付託
19		請願・陳情について
20		請願・陳情の委員会付託
		散 会

出席議員（８名）

1 番	望月一将君	2 番	藤澤幸恵君
3 番	藤原良司君	4 番	望月典子君
5 番	太田 讓君	6 番	字引文威君
7 番	平田勝章君	8 番	吉澤弘迪君

欠席議員（なし）

地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	藤澤泰彦君	副 村 長	牛越宏通君
教 育 長	樋口雄一君	総 務 課 長	藤澤正司君
住 民 課 長	眞島弘光君	振 興 課 長	中山茂也君
健康福祉課長	松沢昌志君	教 育 次 長	山本雅一君

事務局職員出席者

議会事務局長	平野公恵君	書 記	坂爪浩之君
--------	-------	-----	-------

◎村民憲章唱和（午前 10 時 00 分）

○議長（太田讓君） 起立。礼。おはようございます。

村民憲章の唱和を全員で行いますので、村章の方を向いてください。

「生坂村、村民は誇りと責任をもって、豊かな自然と歴史、伝統、文化を大切に、深いまごころが織りなす自治の郷をつくるため、力を合わせ郷土の発展を願い、五つの誓いからなる生坂村村民憲章を制定しております。我々生坂村議会は、これからも村民憲章の目標達成に向かって、全力で村づくりに努めてまいります。ここに、村民憲章を全員で唱和し、その決意を新たにしたいと思います。」

では、2番藤澤議員の後にご唱和をお願いします。

○2番（藤澤幸恵君） 朗読。

○議長（太田讓君） 着席してください。

開会 午前 10 時 02 分

◎開会及び開議の宣告

○議長（太田讓君） ただいまから、令和3年第3回生坂村議会定例会を開会します。

開議に先立ち申し上げます。9月定例会は、クールビズで行います。暑いようでしたら上着はお脱ぎください。また、新型コロナウイルス等感染症予防のためマスクの着用と適宜休憩をとり、窓を開けて換気を行いたいと思いますので、ご協力をお願いいたします。これから、本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（太田讓君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎諸般の報告

○議長（太田讓君） はじめに、ご報告事項を申し上げます。

監査委員から令和3年5月分から7月分に関する現金出納検査の監査報告書の提出がありました。議長室に置きましたのでご覧ください。

なお本日は、令和2年度生坂村歳入歳出決算について、監査報告のため池本代表監査委員に出席を求め、ご出席をいただいております。

次に、議員派遣の件について、お手元に配布してあるとおり、議員を派遣しましたので、ご報告します。

◎会議録署名議員の指名

○議長（太田讓君） 日程 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第 125 条の規定により、4 番望月典子議員、6 番字引議員を指名します。

◎会期の決定

○議長（太田讓君） 日程 2、会期の決定の件を議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は本日から 9 月 16 日までの 9 日間としたいと思います。
ご異議ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（太田讓君） 異議なしと認めます。よって会期は本日から 9 月 16 日までの 9 日
間に決定しました。

◎提出議案等の報告

○議長（太田讓君） 本定例会に提出されている案件は、

報告第 8 号 専決処分の承認を求めることについて

（生坂村手数料条例の一部を改正する条例）

報告第 9 号 令和 2 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告につ
いて

報告第 10 号 令和 2 年度公益財団法人生坂村農業公社の経営に関する書類の報告につ
いて

報告第 11 号 令和 2 年度社会福祉法人生坂村社会福祉協議会の経営に関する書類の報
告について

議案第 30 号 令和 2 年度生坂村歳入歳出決算の認定について

議案第 31 号 生坂村過疎地域持続的発展計画の策定について

議案第 32 号 生坂村認知症対応型デイサービスセンターの指定管理者の指定について

議案第 33 号 生坂村農産物集出荷施設の設置及び管理に関する条例案

議案第 34 号 生坂村特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一
部を改正する条例案

議案第 35 号 生坂村国民健康保険条例の一部を改正する条例案

議案第 36 号 生坂村国民健康保険税条例の一部を改正する条例案

議案第 37 号 令和 3 年度生坂村一般会計補正予算（第 2 号）

議案第 38 号 令和 3 年度生坂村営バス特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 39 号 令和 3 年度生坂村簡易水道特別会計補正予算（第 1 号）

の報告 4 件、決算認定 1 件、事件案 2 件、条例案 4 件、予算案 3 件の計 14 件です。

◎村長挨拶・提案理由の説明

○議長（太田讓君）　　ここで、村長挨拶並びに提案理由の説明を求めます。

○村長（藤澤泰彦君）　　議長。

○議長（太田讓君）　　村長。

○村長（藤澤泰彦君）　　皆さん、おはようございます。令和3年第3回議会9月定例会の開会に当たり、ご挨拶を申し上げます。

実りの秋を迎え、巨峰などぶどうは、8月お盆からの天候不順の影響で、例年より生育が遅れていましたが、今年も農家の皆さんの努力により糖度が乗り、とても美味しい露地物の出荷が始まり、それぞれに稲刈り、ぶどうの集出荷など農作業に大変忙しい時季となりました。議員各位に於かれましては、何かとご繁忙の折、全員のご参集を賜り誠にありがとうございます。日頃は、村政運営に対しましてご指導・ご鞭撻をいただいておりますことに感謝を申し上げる次第でございます。また9月定例会は前年度の決算審査について、ご意見を頂戴するために池本代表監査委員さんにもご出席をいただいておりますことにお礼を申し上げる次第でございます。

それでは、9月定例会は決算議会と言われるように、令和2年度の歳入歳出決算の認定をお願いする訳でございますが、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により、令和2年度決算における4つの健全化判断比率を監査委員の審査に付した上で、議会に報告させていただき公表することになっております。令和2年度は、村のすべての会計において黒字決算となりましたので「実質赤字比率」や「連結実質赤字比率」の該当はありませんでした。次に、標準財政規模に対する普通会計の元利償還金及び準元利償還金の割合の3年間の平均であります実質公債費比率は、前年度より0.4%下回り、7.3%でございました。また、起債償還金額、退職手当支給予定額などから、基金、交付税算定額などを引いた自治体が将来負担すべき実質的な負債の割合の「将来負担比率」は、今年度も「数値なし」となっております。よって、財政健全化判断比率の財政指標は、良好に推移している状況でございます。次に財政状況を示す指標につきましては、財政の硬直度を示す経常収支比率は、前年度より6.3%上回り、82.5%でありました。また、公債費比率は5.5%、起債制限比率は4.3%となっており、それぞれに良好な状況となっております。よって、実質公債費比率につきましては、公債費対策を継続して進めておりますが、県営中山間総合整備事業などの過疎債の償還が始まり、単年度の公債費比率は上昇し、3ヶ年平均の比率も若干上昇しておりますが、ほぼ良好な傾向を示しております。今後も、各比率が改善されるように、臨時財政対策債において償還期間が10年を越えたものを対象に、減債基金を取り崩して繰上償還を実施するとともに、なるべく国、県の交付金事業の導入により、その補助裏に交付税措置の高い過疎債を中心とした起債の発行を図るとともに、将来負担を下げる充当可能な基金の積立もしていきたいと考えております。しかし、指標はあくまでもその年度の時点的なものでありますから、特に交付税に左右される村の財政の体質からも、継続的な財政健全化の取り組みは必要であると考えている次第でございます。

それでは、令和2年度は新型コロナウイルス感染症が世界中で猛威を振るう中、当村でも住民生活や村の行事、産業等で大きな影響を受けました。多くのイベント、催しの中止若しくは延期を余儀なくされましたが、国の特別定額給付金は迅速な事務手続きで全村民に支給ができました。また、村としては村民一人当たり1万円の生活応援商品券を配布し、プレミアム率50%のいくさかマル得商品券の発行、給与減額者、子育て世帯、学生、事業者に対して給付金を支給しました。合わせて、感染から村民生活を守るため、各自主防災組織の防災備品の配備や、村民会館、役場庁舎の会議室の改修工事、保育園未満児室の増築工事などを行い、ワクチン接種の体制構築や児童福祉施設、小・中学校の感染防止対策も講じました。新型コロナウイルスワクチン接種は、明後日の10日で2回目の接種を行い、当村での集団接種は終了する予定でございます。12歳以上の対象者1,586名に対し、村で1回目の接種をした方が、1,282名となっております。その内、他市町村在住の職員等の53名が接種をしており、他市町村で接種を受けた村民の方が80名であります。よって、村民の接種率は82.5%となっております。また、1回目を接種後、体調不良等で2回目を接種していない方がおり、1回目と2回目で接種者数が違っております。

さて、令和2年度の公共事業のうち主な補助事業では、草尾上野ぶどう団地の防護柵の改修、5橋の定期点検と3橋の測量業務、大日向奈良尾橋の補強工事を行いました。

人口減少対策として石原団地の若者定住促進住宅2棟の建設、県営中山間総合整備事業による用排水施設整備、圃場整備等と、穂高広域施設組合の新ごみ処理施設の建設工事負担金などは過疎対策事業債を活用しております。

防災・減災対策は、小立野の排水ポンプや避難所の無線システムの整備、ICNでLアラートの防災情報や村内雨量表示等の文字放送システムの通信環境整備を実施いたしました。

積立金では財政調整基金、減債基金、ふるさといくさか応援基金等へ209,138千円の積立を行い、前年度比では135,050千円の増額となりました。

普通会計の歳出全体では、2,718,529千円で前年度比29.3%増の、616,273千円の増額となっております。今後も限られた財源を施策の目標達成のため、有効かつ効率的に活用することが責務であり、これを念頭に重点事業の推進及び諸事業の充実を図ってまいりたいと考えております。

令和2年度の各種村税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料及び介護保険料の収納状況につきましては、現年度分の収納率は0.21%、滞納繰越分の収納率は10.54%、全体では、1.76%の上昇となっております。これは、繰り返し行って来ました折衝による過年度滞納分の減少と滞納者からの徴収金を極力、現年度分への納入とし、新たな滞納を作らないよう努めた結果であり、現在も月々決まった金額を分割納付していただくよう、引き続きお願いをしている次第でございます。特に軽自動車税につきましては、現年度、過年度共に収納率100%となり、後期高齢者保険料につきましても、平成27年度より引き続き収納率100%となっております。今後も納税義務者の公平性を保つため、税務担当課で滞納整理を進め、徴収困難な案件につきましては、県税徴収対策室や長野県地方税滞納整理機構と連携を図りながら、折衝機会を増やすことによって滞納者、滞納額

の減少に努めていきたいと考えております。そして、当村の貴重な自主財源であります村税や公共料金等は、負担の公平性からも滞納を極力無くすようにし、各部署とも連携をして滞納整理に力を入れ、差押えや不納欠損等を適切に執行するように考えておりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

今年度の普通交付税と臨時財政対策債の発行額が決定になりました。今年度の普通交付税は、前年度交付額より10.1%増、106,621千円増額の1,165,816千円となりました。また、臨時財政対策債につきましては、前年度比35.5%増、12,061千円増額の46,027千円となりました。

村民の皆さんの安全で安心な住み良い生活を守るために、様々な分野で課題は尽きない訳ですが、村民の皆さんのご理解とご協力をいただきながら、引き続きしっかりとした行財政運営を進めなければと考えております。どうか、議員各位に於かれましては、生坂村のために格別なるご指導、ご鞭撻を賜ります様お願い申し上げます。

それでは、今議会定例会に提出させていただきました議案は、報告4件、決算認定1件、事件案2件、条例案4件、予算案3件の計14件であります。

報告第8号 専決処分の承認を求めることについて(生坂村手数料条例の一部を改正する条例)。この報告は、関係法令の改正に伴い、手数料の取り扱いに変更が生じたため、必要な改正を行いましたので報告するものであります。

報告第9号 令和2年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について。この報告は、令和2年度の健全化判断比率及び資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により報告するものであります。

報告第10号 令和2年度公益財団法人生坂村農業公社の経営に関する書類の報告について及び報告第11号 令和2年度社会福祉法人生坂村社会福祉協議会の経営に関する書類の報告について。この両報告は、地方自治法第243条の3第2項の規定により同法第221条第3項に規定する法人について、経営状況を説明する書類を作成し報告するものであります。

議案第30号 令和2年度生坂村歳入歳出決算の認定について。

この議案は、令和2年度各会計の歳入歳出決算を地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定に付すものであります。

議案第31号 生坂村過疎地域持続的発展計画の策定について

この議案は、過疎地域自立促進特別措置法の期限切れにより、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づき、新たに生坂村過疎地域持続的発展計画を策定するため、同法第8条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第32号 生坂村認知症対応型デイサービスセンターの指定管理者の指定について

この議案は、生坂村認知症対応型デイサービスセンターの指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第33号 生坂村農産物集出荷施設設置及び管理に関する条例案について

この議案は、草尾区内にある農産物集出荷施設が松本ハイランド農業協同組合より村に無償譲渡されたことにより、その設置及び管理について条例を制定するものであります。

議案第34号 生坂村特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案について

この議案は、生坂村特別職の職員で非常勤の者の報酬に生坂村空き家対策協議会の委員を加えるための条例の一部改正であります。

議案第35号 生坂村国民健康保険条例の一部を改正する条例案について

この議案は、関係法令の改正に伴い条例の一部を改正するものであります。

議案第36号 生坂村国民健康保険税条例の一部を改正する条例案について

この条例案は、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免について、関係部分を一部改正するものであります。

議案第37号 令和3年度生坂村一般会計補正予算（第2号）

この予算案は、既定の額に10,595千円を追加して、総額を2,158,443千円とし、地方債の借入限度額を減額する補正予算であります。主な内容は歳入で、地方交付税19,152千円、使用料及び手数料23,515千円を増額し、国庫支出金11,161千円、繰入金6,000千円、村債19,373千円を減額するものであります。歳出では、総務費4,431千円、農林水産業費18,258千円、教育費4,478千円、災害復旧費2,230千円を増額し、商工費9,283千円、土木費14,216千円を減額する補正であります。

議案第38号 令和3年度生坂村営バス特別会計補正予算（第1号）

この予算案は、既定の額に950千円を追加し、総額を34,750千円とする補正予算であります。主な内容は、歳入で繰入金950千円を増額し、歳出では運行管理費を950千円増額する補正であります。

議案第39号 令和3年度生坂村簡易水道特別会計補正予算（第1号）

この予算案は既定の額に6,146千円を増額し、総額を105,346千円とし、地方債の借入限度額を減額する補正予算であります。主な内容は、歳入で県支出金を15,646千円増額し、村債を9,500千円減額するものです。歳出では、建設改良費6,126千円の増額補正であります。

以上の議案でございます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます、挨拶並びに議案の説明といたします。

◎報告の説明

○議長（太田讓君） 日程3、報告第8号専決処分の承認を求めることについて「生坂村手数料条例等の一部を改正する条例」を議題にしたいと思っております。担当者の朗読説明を求めます。

○住民課長（真島弘光君） 議長。

○議長（太田讓君） 住民課長。

○住民課長（真島弘光君） [住民課長 真島弘光君 朗読説明]

[要旨] この改正につきましては、デジタル手続法の改正による住民基本台帳法の一部改正および行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の

一部改正に伴う条例改正です。

主な改正の概要について説明申し上げます。今回、デジタル手続法の改正により、住民基本台帳法の一部が改正され、生坂村手数料条例、別表 1 の 13 の項について、住民票の除票の写し又は除票記載事項証明書の交付手数料が新たに設けられ、これに伴い規定の 12 の項を整備するものです。

また、23 の項については、戸籍の附票の除票の写しの交付手数料を追加するも、法改正による交付の取り扱いや手数料額に変更はありません。

また、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部が改正されたことにより、地方公共団体情報システム機構は、個人番号カードを発行する主体として明確化されるとともに、同カードに係る手数料についても規定が施行される令和 3 年 9 月 1 日から同機構が徴収することとなったため、別表 1 の関係部分、15 の項および 16 の項を削除するものです。

なお同表中、それぞれの項番号につきましては、改正に合わせ整備するものです。

◎質疑・討論

○議長（太田譲君） 報告第 8 号について、朗読説明が終了しましたので、質疑・討論に入ります。質疑・討論のある方の発言を許します。初めに、質疑はありませんか。

[声なし]

○議長（太田譲君） 次に、討論はありませんか。

[声なし]

○議長（太田譲君） なければ、質疑・討論を終結します。

◎採決

○議長（太田譲君） これより採決に入ります。

報告第 8 号 専決処分の承認を求めることについて「生坂村手数料条例等の一部を改正する条例」を、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

○議長（太田譲君） 挙手全員です。よって、報告第 8 号は原案のとおり承認することに決定しました。

◎報告第 9 号～報告第 11 号

○議長（太田譲君） お諮りします。日程 4、報告第 9 号から日程 6、報告第 11 号の 3 件を一括議題にしたいと思えます。ご異議ございませんか。

[[なし]の声]

○議長（太田譲君） 異議なしと認め、報告第9号から報告第11号の3件を一括議題にします。担当者の朗読説明を求めます。

○総務課長（藤澤正司君） 議長。

○議長（太田譲君） 総務課長。

○総務課長（藤澤正司君） [総務課長 藤澤正司君 朗読説明]

○議長（太田譲君） この報告第9号は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づく報告。また、報告第10号及び第11号は地方自治法第243条の3第2項の規定に基づく報告のため、いずれも採決は不要です。

◎議案第30号

○議長（太田譲君） 次に日程7、議案第30号「令和2年度生坂村歳入歳出決算の認定について」を議題にします。担当者の朗読説明を求めます。

○総務課長（藤澤正司君） 議長。

○議長（太田譲君） 総務課長。

○総務課長（藤澤正司君） [総務課長 藤澤正司君 朗読説明]（一般会計）

○議長（太田譲君） ここで換気のため休憩したいと思います。再開は11時20分とします。

休憩 午前 11時05分

再開 午前 11時20分

○議長（太田譲君） 再開いたします。引き続き説明を求めます。

○総務課長（藤澤正司君） [総務課長 藤澤正司君 朗読説明]（特別会計他）

◎監査報告

○議長（太田譲君） ここで、監査委員より監査報告を求めます。

○監査委員（池本貞夫君） 議長。

○議長（太田譲君） 池本代表監査委員。

○代表監査委員（池本貞夫君） それは監査の報告をいたします。表紙も含めて3枚目をご覧ください。そこに意見書が載っておりますのでよろしく申し上げます。

令和2年度生坂村歳入歳出決算審査意見書、地方自治法第233条2項の規定により審査に付された令和2年度生坂村一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに関係書類を

審査した結果、その意見は次のとおりであります。

1、審査結果

- (1) 令和2年度 生坂村一般会計歳入歳出決算及び関係帳簿、証書類
- (2) 令和2年度 生坂村営バス特別会計歳入歳出決算及び関係帳簿、証書類
- (3) 令和2年度 生坂村福祉センター特別会計歳入歳出決算及び関係帳簿、証書類
- (4) 令和2年度 生坂村簡易水道特別会計歳入歳出決算及び関係帳簿、証書類
- (5) 令和2年度 生坂村国民健康保険特別会計歳入歳出決算及び関係帳簿、証書類
- (6) 令和2年度 生坂村農業集落排水特別会計歳入歳出決算及び関係帳簿、証書類
- (7) 令和2年度 生坂村介護保険特別会計歳入歳出決算及び関係帳簿、証書類
- (8) 令和2年度 生坂村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算及び関係帳簿、証書類

2、審査期間 令和3年7月28日、29日、30日の3日間でございます。

3、審査の総括意見、各会計の予算及び支出済額について、歳入歳出簿、日計簿、領収書、証拠書類、及び出納証拠書類を余すところなく照合のうえ、更にその内容についても検討を加えて審査した結果、それぞれの決算は係数的に正確であり、内容も正当なものと認定しました。また、各種基金積立金の運用状況についても審査した結果、関係帳簿と一致しており、適性であると認めました。令和3年7月30日、生坂村監査委員、吉澤さんと私池本でございます。

これから先は口頭になりますけれども、若干意見を述べさせていただきたいと思えます。口頭であります。村税はじめ各種使用料の滞納について、若干意見を述べさせていただきます。先程来から村長の挨拶、説明、会計管理者と重複する点があろうかと存じますが、ご容赦願いたいと存じます。

最初に一般会計であります。総務課関係では、令和2年度分の住宅料について、現年分及び過年分ともに収入未済額はありませんでした。

次に住民課関係であります。令和2年度 村税の収入未済額は、現年分、過年分を合わせた額になりますが、個人村民税 358,315 円、11名。法人住民税 37,500 円、1名。固定資産税 946,700 円、15名。軽自動車税は未収がありませんでした。合計と致しまして 1,342,515 円でありました。また、不納欠損の額につきましては、個人村民税 5,500 円、1名。法人村民税 117,700 円、1名。固定資産税 380,200 円、1名。合計といたしまして 503,400 円。このうち、固定資産税の現年度分が 247,400 円、1名ありました。滞納者全体の人数は 13 名減少し、固定資産税で不納欠損があるものの 50 万円以上の滞納もなくなり滞納整理における努力が認められます。今後も生坂村の貴重な自主財源である村税については、納税義務者に対し適切な事務処理をお願いいたします。長期にわたり不納欠損を続ける納税者がありますが、今後 納税が不可能である場合には、条例改正によって消去することも必要と考えます。なお、困難案件については引き続き滞納整理機構など専門家と協力し対応をお願いしたいと思います。

続きまして特別会計について申し上げます。最初に、簡易水道であります。令和2年度の水道料未収額は、現年分 318,650 円、14名。過年分 860,700 円、18名。合計 1,179,350 円 でした。有収率については、令和元年度が 60.10%、令和2年度が 56.29%とかなり下がっていたわけではありますが、令和3年度現時点で 71%まで改善しているという事で、

漏水対策、有収率改善に取り組んでいるプロジェクトチームの努力が伺えます。ライフラインとして、村民が安心して水道を利用できるよう、今後の方向性について早期に検討し、事業を進めていただきたいと思います。

次に国民健康保険であります。令和2年度の国民健康保険税の未収額は現年分378,400円、5名。過年度分4,273,816円、8名。合計4,652,216円で不納欠損はありませんでした。

次に農業集落排水であります。令和2年度、現年分と過年度分を合わせた未収額は、下水道使用料が804,600円、11名。合併浄化槽使用料が439,900円、7名、下水道と合併浄化槽の合計は1,244,500円であります。

次に介護保険であります。令和2年度の介護保険料未収額は現年分86,090円、4名。過年分539,570円、4名。合計625,660円であります。

最後になりますが、予算執行上の大きな不用額は年々改善されております。今後も不用額が見込める場合には、その都度補正するなど早目に対処し、他事業への財源とすることを検討していただきたいと思います。自主財源である村税は、若干増額となりましたが、依然として国や県からの交付税などに依存した状況は否めないところであります。滞納整理の強化をはじめ、財源の確保については引き続き努力をしていただきたいと思います。なお、福祉センターやまなみ荘については、福祉施設として現状維持とするのか、また、施設劣化調査の結果を踏まえ行政全体で経営方針の早期検討とコロナウイルス感染が終息した後、将来的に施設の存続をどうするのか検討する時期ではないかと考えます。今後も健全な財政運営に配慮し、財源の有効的な活用を心がけ確実な事業執行ができることを願い報告いたします。以上でございます。

○議長（太田譲君） 以上で、監査報告を終ります。

ここで昼食のため休憩したいと思います。再開は13時30分とします。

休憩 午後 0時06分

再開 午後 1時30分

◎議案第31号

○議長（太田譲君） 再開いたします。日程8、議案第31号「生坂村過疎地域持続的発展計画の策定について」を議題にします。担当者の朗読説明を求めます。

○総務課長（藤澤正司君） 議長。

○議長（太田譲君） 総務課長。

○総務課長（藤澤正司君） [総務課長 藤澤正司君 朗読説明]

〔概要〕本議案につきましては、別冊として生坂村過疎地域持続的発展計画をお配りしてございますが、要点等を説明し本計画の朗読は省略させていただきたいと思います。

これまでも、過疎地域自立促進計画につきましては、過疎地域自立促進特別措置法が本

年3月末までの時限立法であり、期限切れとなったため、新たに過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が4月1日に施行となり、本法律に沿った新たな計画を定めるものでございます。

計画の内容は、その法律の第8条第2項で概ねの定める事項が掲げられており、同項の第1号として、地域の持続的発展の基本的方針に関する事項、2号として地域の持続的発展に関する目標、3号として計画期間とされており、この1号から3号までは、本計画書の大きな項目の1番、基本的な事項で定めており、村の概況等から続いて、計画書の7ページから9ページに記載をしてございます。計画期間は本年、令和3年度から令和7年度までの5か年で県が策定する計画と同期間としてございます。法律の第8条第2項第4号では、地域の持続的発展のために実施すべき施策に関する事項として、本計画書では10ページからの項目番号で言いますと、大きな2から12になりますが、移住を及び定住並びに地域間交流の促進並びに人材の育成に関する事項、農林水産物商工の情報通信産業、その他の産業の振興および観光の開発に関する事項、地域における情報化に関する事項、交通施設の整備および住民の日常的な移動のための交通手段の確保に関する事項、生活環境の整備に関する事項、子育て環境の確保並びに高齢者等の健康および福祉の向上および増進に関する事項、医療の確保に関する事項、教育の振興に関する事項、集落の整備に関する事項、地域文化の振興等に関する事項、地域における再生可能エネルギーの利用の推進に関する事項、以上の11項目が掲げられ全ての項目について計画を定めてございます。

この計画の各項目につきましては、1として現況と問題点、2としてその対策、3として計画ということで、令和3年度から7年度までの事業計画を記載してあります。村が行う、また行っていく事業名、事業内容について広く対象とできるような内容としていますが、計画に変更が生じた場合には、従前の計画と同様に議会の議決をお願いして頂くこととなります。

法律の第8条第2項第5号で、市町村計画の達成状況や評価に関する事項がございまして、9ページの1、基本的な事項(6)で事業の進捗や効果について評価していくことを定めております。

法律の第8条の第3項と第4項で、過疎地域の区域の特性に応じた農林水産業の振興、商工業の振興、情報通信産業の振興、観光の振興、その他の産業の振興に促進する事項について、産業振興促進事項として定めることができるとされており本計画の大きな3の産業の振興の中の(4)として産業振興促進事項として18ページに定めてございます。

法第8条第6項で、市町村計画は他の法令の規定による地域振興に関する計画と調和が保たれ、市町村の公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する計画に適合するよう定めなければならないとされており、村の第6次総合計画第2期総合戦略を基本に作成をし、公共施設等総合管理計画等との整合を図りながら、適正に事業を進めることとしております。

法律の第8条第7項で、10ページからの11の実施すべき項目について、あらかじめ都道府県に協議をしなければならないこととなっているため、県との協議を行い異議のない旨の通知をいただいております。本計画に基づき行う事業につきましては、教育施設、児童福祉施設、消防施設の整備、等を行う場合に国庫負担の特例を受けることができる場

合があるほか、地方債、過疎債については、これまでの措置を継続することとなっております。

以上、議案第 31 号につきまして、生坂村過疎地域持続的発展計画の概要について説明をさせていただきます、議案の説明とさせていただきます。ご審議よろしくお願いたします。

◎議案第 3 2 号

○議長（太田讓君） 日程 9、議案第 3 2 号「生坂村認知症対応型デイサービスセンターの指定管理者の指定について」を議題にしたいと思います。担当者の朗読説明を求めます。

○健康福祉課長（松沢昌志君） 議長。

○議長（太田讓君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（松沢昌志君） 〔健康福祉課長 松沢昌志君 朗読説明〕

◎議案第 3 3 号

○議長（太田讓君） 日程 1 0、議案第 3 3 号「生坂村農産物集出荷施設の設置及び管理に関する条例案」を議題にしたいと思います。担当者の朗読説明を求めます。

○振興課長（中山茂也君） 議長。

○議長（太田讓君） 振興課長。

○振興課長（中山茂也君） 〔振興課長 中山茂也君 朗読説明〕

◎議案第 3 4 号

○議長（太田讓君） 日程 1 1、議案第 3 4 号「生坂村特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案」を議題にしたいと思います。担当者の朗読説明を求めます。

○総務課長（藤澤正司君） 議長。

○議長（太田讓君） 総務課長。

○総務課長（藤澤正司君） 〔総務課長 藤澤正司君 朗読説明〕

〔要旨〕生坂村空き家等対策協議会の委員、金額は 6,000 円、半日 3,000 円であります。付則、この条例は公布の日から施行する。本条例案につきましては、空き家等対策協議会を設置してご協議いただくための委員さんに対する報酬を加えるものでございます。

◎議案第 3 5 号・議案第 3 6 号

○議長（太田讓君） お諮りします。日程 1 2、議案第 3 5 号及び日程 1 3、議案第 3 6

号の2件を一括議題にしたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（太田譲君） 異議なしと認め、議案第35号及び議案第36号の2件を一括議題にします。担当者の朗読説明を求めます。

○健康福祉課長（松沢昌志君） 議長。

○議長（太田譲君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（松沢昌志君） 〔健康福祉課長 松沢昌志君 朗読説明〕

〔議案第35号要旨〕国民健康保険被保険者が出産したときにお支払いする出産育児一時金の額の改正となります。

〔議案第36号要旨〕概要にて説明をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症に係る減免の特例を、令和4年3月31日まで延長するための改正となります。附則第15項の改正によりまして、条例第22条の保険税の減免の適用を延長するための改正となります。付則この条例は公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

◎議案第37号

○議長（太田譲君） 日程14、議案第37号「令和3年度生坂村一般会計補正予算（第2号）」を議題にします。担当者の朗読説明を求めます。

○総務課長（藤澤正司君） 議長。

○議長（太田譲君） 総務課長。

○総務課長（藤澤正司君） 〔総務課長 藤澤正司君 朗読説明〕

○住民課長（眞島弘光君） 議長。

○議長（太田譲君） 住民課長。

○住民課長（眞島弘光君） 〔住民課長 眞島弘光君 朗読説明〕

○健康福祉課長（松沢昌志君） 議長。

○議長（太田譲君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（松沢昌志君） 〔健康福祉課長 松沢昌志君 朗読説明〕

○振興課長（中山茂也君） 議長。

○議長（太田譲君） 振興課長。

○振興課長（中山茂也君） 〔振興課長 中山茂也君 朗読説明〕

○教育次長（山本雅一君） 議長。

○議長（太田譲君） 教育次長。

○教育次長（山本雅一君） [教育次長 山本雅一君 朗読説明]

○議長（太田譲君） 以上で、議案の朗読説明を終わります。ここで換気のため休憩をしたいと思います。再開は14時40分とします。

休憩 午後 2時25分

再開 午後 2時40分

◎議案第38号

○議長（太田譲君） 再開します。日程15、議案第38号「令和3年度生坂村営バス特別会計補正予算（第1号）」を議題にします。担当者の朗読説明を求めます。

○総務課長（藤澤正司君） 議長。

○議長（太田譲君） 総務課長。

○総務課長（藤澤正司君） [総務課長 藤澤正司君 朗読]

◎議案第39号

○議長（太田譲君） 日程16、議案第39号「令和3年度生坂村簡易水道特別会計補正予算（第1号）」を議題にします。担当者の朗読説明を求めます。

○振興課長（中山茂也君） 議長。

○議長（太田譲君） 振興課長。

○振興課長（中山茂也君） [振興課長 中山茂也君 朗読説明]

◎総括質疑

○議長（太田譲君） 日程17、これより、総括質疑に入ります。

日程7、議案第30号 令和2年度決算の認定。

日程8、議案第31号と日程9、議案第32号の事件案2件。

日程10、議案第33号から日程13、議案第36号までの条例案4件。

日程14、議案第37号から日程16、議案第39号までの令和3年度補正予算3件の計10件について、質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

○3番（藤原良司君） 議長。

○議長（太田譲君） 藤原議員。

○3番（藤原良司君） まず3点ございます。1点目は、生坂村のコロナの感染者は、報道によりますと3名ということですが、就労とかですね、事業、そういった面で収入減に

なったというような方がいらっしゃるのか、そのために村税、あるいは料金を滞納した世帯はなかったか、これが1点目。2点目3点目につきましては、私は社文の所属のため総務関係の方では発言は控えるために、ちょっとここで聞きますが、決算書32ページ、一般会計の款5項1目3節18補助金6,227万2,741円の中に、公社の決算書にある村支出金の3,752万7,000円が全額含まれていると思いますが、人件費と事業費の内訳を教えてください。これが2点目。

3点目としましては議案33号、こちらの条例案の中で建物は無償譲渡となると思いますが、借地料については村負担となると思いますが。その金額及びこの金額については今年度負担になるのではないかという3点でございます。

2点目については、明日、委員会に傍聴に参りますので、その折に回答していただいても結構です。以上です。

○住民課長（眞島弘光君） 議長。

○議長（太田譲君） はい、住民課長。

○住民課長（眞島弘光君） 先ほど藤原議員からのご質問の1点目の質問に答えたいと思いますが、私知ってる限りでは、そういう方はいらっしゃらなかったもので、そういう方はいなかったんだろうと思われまます。以上でございます。

○3番（藤原良司君） はい、結構です。

○副村長（牛越宏通君） 議長。

○議長（太田譲君） 副村長。

○副村長（牛越宏通君） 後の2点の質問ですけれども、ちょっと細かい数字的なものもありますので、明日各所管の課長の方に調べてもらいまして、それでお答えさせていただきたいと思っておりますがよろしいでしょうか。

○3番（藤原良司君） はい、結構です。

○議長（太田譲君） その他、質疑はありませんか。

○7番（吉澤弘迪君） 議長。

○議長（太田譲君） 吉澤議員。

○7番（吉澤弘迪君） 一般会計の中で、37ページと38ページの教育の方の関係ですが、中学と小学校で工事費で、二つとも2割から3割の使用残りが出てるわけですが、これは明許の中で行われてる事業だと思っておりますが、どうしてそれまでに補正等ができなかったか、これだけの金額がどうして残ってしまったか、お分かりになったら教えてください。これは監査委員の方からも、先般ご質問をしておりますので、お分かりになるかと思っております。お願いをしたいと思います。

○教育次長（山本雅一君） 議長。

○議長（太田譲君） 教育次長。

○教育次長（山本雅一君） それではお答えいたします。先ほど言われたものにつきましては平成元年度の繰越事業ということで、小学校それから中学校のインターネットに伴うLAN工事の改修の事業であります。この事業でありますけれども、平成元年度の3月の補正予算、3月の補正予算のときにこの事業費の方を計上させていただきました。金額についてはその決算書にありますけれども、繰越額ということで小学校の関係については、2000万ほど、それから中学校の方につきましては700万ほどというようなものを3月に計上させていただいております。これを繰越明許という形で、2年度にもってきたわけですが、2年度については変更の方がきかないということの中で、当初始め国へ申請した事業費というのが一応少し甘かったのかなという気持ちもありますけれども、実際の事業費とちょっと掛け離れてしまった数字になってしまったということでございます。本来ならば、事業費が余れば減額はできるんですけども、繰越明許費ということで、途中での減額補正というのができなかったということでご理解いただければと思います。以上です。

○7番（吉澤弘迪君） いいですか。

○議長（太田譲君） 吉澤議員。

○7番（吉澤弘迪君） この工事は平成2年の11月に実施完了するっていうことになってるわけですね。そうすると令和元年度以内にやるとすると、元年の3月までやってしまわなきゃいけないと。実際にはその補正を考える暇がないわけだね。明許になっちゃうと。だから私の考えるのは最初のその工事の見積りが甘かったじゃないかと。でそういうことになってしまう。明許の場合には、その補正をする予知があまり時間がないっていうことになってしまいますんで、これからはその色々な工事をやる時には学校関係については厳正にその見積をやって、そして予算を取ってもらわないと、こういうことが出てくるんで、どうも学校の関係はそれぞれ予算の中で甘いところがありますんで、教育委員会でしっかりして、その管理監督をお願いしたいと思いますが、いかがですか。

○教育次長（山本雅一君） 議長。

○議長（太田譲君） 教育次長。

○教育次長（山本雅一君） はい。監査のときも言われましたけども、重ねてそのようなことのないようにこれから注意したいと思いますのでよろしく願いいたします。

○7番（吉澤弘迪君） よく最後は分からなんだが。あのねえ、まあ、いいですか。

○議長（太田譲君） はい、吉澤議員。

○7番（吉澤弘迪君） 学校を出して学校教育委員会でそれを精査して、やっぱり予算等をやると思うんだが、そこら辺を学校だけに任すんじゃなくて、しっかりその精査をして予算をやらないと、こういうことになってくると思うんで。そこら辺の事は今後予算執行の場合にはよく考えてやっていただきたいと、そういうふうに思いますんで、お願いをい

たしたいと思います。

○議長（太田譲君） その他質疑はございませんか。

[声なし]

○議長（太田譲君） 質疑なしと認め、総括質疑を終結します。

◎議案の委員会付託

○議長（太田譲君） 日程18、議案審査のため各常任委員会に議案を付託したいと思います。ただ今議題になっております日程7、議案第30号から日程16、議案第39号までの令和2年度決算の認定、事件案2件、条例案4件、令和3年度補正予算3件の計10件について、慎重審議を期するため、それぞれの所管の常任委員会に付託したいと思います。ご異議ございませんか。

[[「なし」の声あり]

○議長（太田譲君） 異議なしと認めます。よって、10議案をそれぞれの所管の常任委員会に付託することに決定しました。

◎請願陳情の提出

○議長（太田譲君） 日程19、

請願3第3号 「さらなる少人数学級推進と教育予算の増額を求める意見書」採択を求める請願書

請願3第4号 「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を長野県知事に求める請願書

陳情3第2号 「辺野古新基地建設の中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について国民的議論を行い、憲法に基づき公正かつ民主的に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情

陳情3第3号 「コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書」の提出についてを議題にします。

◎請願陳情の委員会付託

○議長（太田譲君） お諮りします。ただ今、議題となっている日程19の請願2件、陳情2件の内容はお手元に配布のとおりです。朗読説明を省略し、所管の常任委員会に付託して審査願うことにしたいと思います。ご異議ございませんか。

[[「なし」の声あり]

○議長（太田讓君） 異議なしと認めます。よって日程19の請願3第3号及び第4号、並びに陳情3第2号及び第3号は、所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。ここで、事務局に常任委員会付託案件表を配布していただきますので、しばらくお待ちください。

◎散会の宣言

○議長（太田讓君） 以上で、本日の日程はすべて終了しました。
次の本会議は、9月15日水曜日の午前10時から再開し、一般質問を行います。
本日は、これにて散会します。
起立。礼。大変ご苦労様でした。

〔散会 午後 3時05分〕

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

令和3年9月8日

議長 大田 譲

署名議員 望月典子

署名議員 孝引文威

令和3年第3回 生坂村議会定例会議事録（9月定例会）

8日目（9月15日）

- ・ 一般質問 5人
- ・ 散会

・ 一般質問	28 P
吉澤弘迪議員	28 P
望月典子議員	36 P
平田勝章議員	41 P
藤澤幸恵議員	53 P
太田 讓議員	61 P
・ 散会の宣告	68 P

令和3年第3回 生坂村議会定例会

令和3年9月15日 午前10時 再開

【8日目】 ◎議事日程

日程	議案番号	事 件 名
		再 開
1		会議録署名議員の指名
2		一般質問
		散 会

出席議員（8名）

1 番	望月一将君	2 番	藤澤幸恵君
3 番	藤原良司君	4 番	望月典子君
5 番	太田 讓君	6 番	字引文威君
7 番	平田勝章君	8 番	吉澤弘迪君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	藤澤泰彦君	副 村 長	牛越宏通君
教 育 長	樋口雄一君	総務課長	藤澤正司君
住 民 課 長	眞島弘光君	振興課長	中山茂也君
健康福祉課長	松沢昌志君	教育次長	山本雅一君

事務局職員出席者

議会事務局長 平野公恵君 書 記 坂爪浩之君

◎開議の宣告

○議長（太田讓君） 起立。礼。着席してください。

これより、本日の会議を開会します。本日の会議に先立ちまして申し上げます。本定例会は、クールビズのため、暑いようでしたら、上着等はお脱ぎください。

また、新型コロナウイルス等 感染症予防のため、マスクの着用と適宜に休憩をとり換気を行いたいと思いますので、ご協力をお願いします。

これから、本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（太田讓君） 本日の議事日程は、配布してあるとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（太田讓君） 日程 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第 125 条の規定により、7 番平田議員、8 番吉澤議員を指名します。

◎一般質問

○議長（太田讓君） 日程 2、一般質問を行います。一般質問通告者は 8 名です。

なお、本日は 5 番までとし、順番に発言を許可します。

○議長（太田讓君） 最初に、8 番 吉澤議員。

○8 番（吉澤弘迪君） 議長。

○議長（太田讓君） 吉澤議員。

○8 番（吉澤弘迪君） 一般質問を行います。私は今後の福祉センターやまなみ荘の運営についてというテーマで一般質問を行います。

県内のコロナウイルス拡大は、令和 2 年 4 月の第 1 波、8 月の第 2 波、12 月の第 3 波、令和 3 年 4 月の第 4 波、8 月の第 5 波とその感染拡大はとどまることを知りません。当然当村の福祉センターやまなみ荘もその影響を大きく受けて集客が減少し、収入使用料が令和元年 9847 万 5000 円が令和 2 年度は 5863 万円と 54%に減少し、赤字も 1333 万 2000 円から 3569 万 4000 円に増大しています。私は令和 2 年 9 月の定例会で、コロナウイルスの感染拡大とその影響を大きく受けるやまなみ荘の運営について令和 3 年度の予算策定時に予算とその運営方針について村長にお伺いいたしました。当時はコロナウイルスの今後の状況が予測ができずに確答は得られませんでした。しかし、現在はコロナ感染拡

大は当分の間続くと予測されていますので、村民もやまなみ荘の今後の運営については、大きな関心を持ち、心配していますので、再度、今後のやまなみ荘の基本的な運営について住民課長、村長にお伺いいたしたいと思ひます。

まず最初に、令和3年度のやまなみ荘の経営状況、収支をどのように予測するかということについて、住民課長にお伺いいたします。令和3年度のやまなみ荘の経営状況収支は令和3年4月・6月の収入は1292万1000円、前年比803万6000円、支出1828万5000円、前年1145万1000円で赤字は536万4000円で、令和2年度同期に比較して805万1000円赤字が減少しております。しかし、今後、第5波の影響が出てくるものと思ひます。令和3年度の今後の収支をどのように予測しているか、住民課長にお伺いいたしたいと思ひます。

○住民課長（眞島弘光君） 議長。

○議長（太田譲君） 住民課長。

○住民課長（眞島弘光君） それでは8番吉澤議員の令和3年度のやまなみ荘の経営状況をどう予測するかについてお答えいたします。まずやまなみ荘の運営経過につきましてご説明いたします。

昨年度は全国に緊急事態宣言が拡大したことにより4月中旬から営業を休止した期間がありましたが、今年度につきましては、今のところ営業休止までには至っておりません。入浴者数につきましては、昨年と同じくらいですが、例年に比べますと若干少ない状況です。宿泊者数および日帰り宴会者数につきましては、新型コロナウイルス感染拡大の第4波の影響により、4月から6月までのそれぞれの月では50人前後の利用者数でしたが、7月にご利用されたお客様につきましては、宿泊、宴会ともに150人程度まで回復いたしました。しかし、第5波の影響により、県内外のお客様は相次いでキャンセルされてしまい、8月の宿泊および宴会者数の状況は80人程度と、利用者数が減少している状況です。この先ワクチン接種により、人々の往来や新型コロナウイルス感染状況が減少傾向になり、規制等緩和された場合には、利用されるお客様が徐々に戻ってきていただけるのではないかと考えます。これから忘新年会の時期を迎え、宿泊および日帰り宴会につきましては、昨年度を多少なりとも上回る見込みであり、食堂収入については、昨年度も前年度を上回り今年度7月までと前年と比較しても今月までの収入を比較しても133.2%を上回っている状況で、試算しますと3500万円の見込みで、収入総額では6800万円の見込み額となります。

支出につきましては、今年度人事異動により人件費を削減するなど経費削減に努めており、7月までの支出状況から試算しますと、支出総額は8500万円の見込みです。以上、答弁といたします。

○8番（吉澤弘迪君） 議長。

○議長（太田譲君） 吉澤議員。

○8番（吉澤弘迪君） 住民課長へ再質問いたしたいと思ひます。

収入使用料については減少幅の大きかった前年令和2年と比較して収入額を推定する

ことには無理があるのではないかと私は考えます。コロナの影響の少なかった令和元年を基礎として考えると、1年間の傾向が把握できるものではないかと思えます。令和3年4月から6月の収入と、令和元年同期間と比較すると0.5であり、令和3年7月から翌年の令和4年3月までの収入を令和元年同期間の収入と比較して0.7と推定すると年間の収入が6600万となり、ほぼ課長の令和3年の年間収入の推定額と同じとなります。いずれにせよ、これらの第5波の影響で今後の収入は大きく左右されますし、11月に予定されている政府のコロナ対策の規制緩和も収入に大きな影響があるものと考えますので、その都度補正で予算修正をすることが必要ではないかと思えます。そこで、支出の総額8500万は、今年度予算令和3年度予算より1169万1000円少なく、令和2年度決算では432万4000円少ないわけですが、その内容について教えを願いたいと思えます。

○住民課長（眞島弘光君） 議長。

○議長（太田譲君） 住民課長。

○住民課長（眞島弘光君） それでは8番吉澤議員の再質問にお答えしたいと思います。

今回試算しました支出総額と予算との差、約1100万円ぐらい生じております。その差につきましては今年度予想以上に新型コロナウイルスの感染拡大の影響による利用者の減に伴う収入に比例して支出も減となってきております。また職員一人一人でございますが、経費削減に繋がるよう今まで以上に運営努力に務めていることを含めまして、現在までの収入状況を加味し、支出総額を試算しております。

以上、答弁といたします。

○8番（吉澤弘迪君） 議長。

○議長（太田譲君） 吉澤議員。

○8番（吉澤弘迪君） 住民課長にお伺いいたします。

今のお答えでは、経費についての努力という意味で具体的な内容についてはおっしゃりませんでした。現実的に人件費を減らすということは1人を減らすとか、それとか他のところへ転用するとか、いろいろな理由があると思えますが、そこら辺の詳しい理由は何でしょうか。

○住民課長（眞島弘光君） 議長。

○議長（太田譲君） 住民課長。

○住民課長（眞島弘光君） それでは8番吉沢議員の質問にお答えいたします。

今回、人件費等でございますけれども、初めにお答えした人件費につきましては、令和2年度に比べまして、令和3年度の人件費が少なくなっているというところも、お答えしております。それから令和3年度につきましても、新型コロナウイルスの感染状況等ありまして、そこから支出の方も抑えていかなければならないということからパートの人数も若干減らしてきているような状況でございます。

以上、答弁といたします。

○8番（吉澤弘迪君） 議長。

○議長（太田讓君） 吉澤議員。

○8番（吉澤弘迪君） そういう、今のお答えではパートとそれから他に何か人件費の中で減らす部分はあるわけですか。パートを何人の何人にするとかそういう具体的な数字を持っておられますか。

○住民課長（眞島弘光君） 議長。

○議長（太田讓君） 住民課長。

○住民課長（眞島弘光君） それではお答えいたします。

人数的につきましては、今まで3・4人程度でございましたが、1から2名、今はそれほど、まあ忙しい時期もありますけれども、できるだけ人件費等は抑えるように努めております。それから、コロナウイルスの感染状況からお客様の入りも少なかったということで、食材、調理材料費ですね、その辺が大分削減というか、支出の方は抑えられているような状況でございます。

以上、答弁いたします。

○8番（吉澤弘迪君） 議長。

○議長（太田讓君） 吉澤議員。

○8番（吉澤弘迪君） 住民課長のお答えについてはわかりました。それでは次に、村長にお伺いしたいと思っております。令和4年度予算で、収入使用料と支出経営管理費をどのような計画で策定をするか、また改修費の3億円の原資はどうするのかについてお聞きをしたいと思っております。

令和1年のコロナウイルスのやまなみ荘への収支への影響は比較的少なかったもので、収入使用料を1とした場合、令和2年度の収入使用料は0.54で、一転してその使用料は大きく減少しています。さらに令和3年度にも4月に第4波、8月に第5波があり、令和1年の4月6月の使用料と同期の令和3年度の使用料を比較すると0.51で、依然減少率は大きく回復の兆しは見えません。さらに第5波は長期間であったためその影響は大きく、コロナウイルス感染拡大のやまなみ荘への影響は今後時間の経過とともに大きくなると予測しています。コロナウイルスのやまなみ荘への収入使用料への影響は令和1年、令和2年、令和3年と収入使用料が減少して、大きな影響が発生していることは確かです。今後2年度の決算が確定し、令和4年度予算でやまなみ荘をどうするのか、基本的な経営方針を決定し、その策定の準備に入らなくてはなりません。村長は令和4年の予算上、やまなみ荘の収入使用料と支出経営管理費をどのように考えられるでしょうか。また、やまなみ荘の劣化調査で改修にさらに3億円が必要との報告がありましたがその改修をどうするのか。その改修の原資をどのように調達するのか、この3点についてお聞きをしたいと思っております。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（太田讓君） 村長。

○村長（藤澤泰彦君） それでは8番、吉澤議員の質問にお答えをいたします。

やまなみ荘の令和4年度予算をどのような計画で策定するかというご質問でございますが、やまなみ荘の昨年度は新型コロナウイルス感染症の影響により利用客が激減し、令和2年度福祉センター特別会計において、支出済額8932万4000円に対し、収入済額は使用料および手数料と諸収入を合わせて5445万8000円となり、一般会計から3488万円を議員各位からお認めをいただいて、国からの新型コロナウイルス感染症対応の地方創生臨時交付金を充当して繰入をさせていただきました。令和3年度予算を編成するに当たりましては新型コロナウイルス感染症の動向の予想は難しく、人件費および物件費を1560万円減額し、一般会計から991万3000円繰り入れをして、総額で9670万円の予算を計上し、お認めをいただいたところでございます。

吉澤議員ご質問の令和4年度予算で、収入使用料、支出経営管理費をどのように考えるかでございますが、新型コロナウイルス感染症の感染の動向につきましては、国全体でワクチン接種を進めており、感染が減っていくのか、それともデルタ株のようにウイルスの変異により感染が増えるのかにより予算の編成は、異なってくると考えております。感染者が減っても収束に向かえば、ある程度の利用者を見込み予算編成はできますが、収束に向かわなければ可能な限り人件費や物件費を削減し、不足額については議員各位等のご意見をいただきながら一般会計からの繰り入れを行うしかないと考えております。

次に改修費の3億円の原資をどうするのかということでございますが、やまなみ荘については昭和59年3月に本館を建設し、昭和62年に食堂、バックヤードを増築。平成2年に既存の浴室の改修および新しい浴室等を増築し、平成9年に客室、玄関周りおよび食堂の増築、平成12年に研修棟を建設いたしました。私が村長になってからは、平成21年に大規模改修工事を事業費2億3255万6000円で行い、その内訳は国からの補助金として、農山漁村活性化プロジェクト交付金1億165万円、過疎対策事業債1億3090万円を財源として実施しております。昨年度に実施しました、やまなみ荘劣化度調査によりまして、劣化している箇所を改修するには概算で建築工事2億1063万円、電気設備工事9803万2000円、機械設備工事、2376万円で、改修工事では合計3億3242万2000円と報告をされております。

この改修に係る財源につきましては、平成21年に実施しました農山漁村活性化プロジェクト交付金事業と過疎対策事業債を財源にしたように、国からの補助金と新たな過疎地域持続的計画の過疎対策事業債を財源にするように考えているところでございます。国からの補助金として、農山漁村活性化プロジェクト交付金事業は、現在農山漁村振興交付金事業に事業に移行しており、この事業も令和4年度には改正される見込みでありますので、改正される事業についての内容を現在調査しております。

やまなみ荘の改修につきましては、この調査結果により事業化できるか否かを検討し、事業化をするとしましたら、喫緊に修繕をしなければならない箇所と中長期的に改修する箇所を精査して、議員各位と協議をし、対応をしていきたいと考えているところでございます。以上、答弁いたします。

○8番（吉澤弘迪君） 議長。

○議長（太田譲君） 吉澤議員。

○8番（吉澤弘迪君） 村長に再質問いたしたいと思います。やまなみ荘の経営は、新型コロナウイルス感染症の影響が大きく受けて、周辺の現象で収入使用料の減少とさらに施設の劣化調査で3億3242万2000円の改修費が必要なことが判明いたしました。令和2年度決算で一般会計から3488万円の繰入があり、令和3年度にも同程度の繰入が必要と思われれます。さらに改修費に約3億円がかかるとすると、財政状況の厳しい当村にとっては大きな痛手であります。村民にとって、福祉上を欠くことのできない施設としてコロナの影響で3年間、いつかは影響がなくなり好転するものと期待して通常の経営を続けてきたわけですが、これ以上この苦境の中で通常営業をするには、いろいろな面で無理なことが発生するのではないかと思います。さらに今回、劣化調査で改修費の必要性が生じてきましたので、これを難局を乗り切るために先ほども村長の言われたように緊急性のあるものと、中長期でどのように施設を中長期で対応できるものと精査分類して、どのように施設を維持するか考える必要があるのではないかと思います。それには、この際、施設を村外ではなく村民利用の施設と限定して営業し、利用する部分を優先して改修することを提案いたしますが村長のお考えはどうでしょうか。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（太田譲君） 村長。

○村長（藤澤泰彦君） 質問にお答えをいたします。劣化度調査では設計会社から緊急に修繕をしなければいけない箇所と、中長期的に修繕をする箇所の提案を示されておりまして、それによって改修工事を行うときにしっかり精査をさせていただきたいと思っております。村民の皆さんのやまなみ荘ではございますが、村民に限定するという事はなかなか難しいことだと考えておりますので、運営方法はその後質問でお答えしたいと思っておりますが、議員の皆さんと協議をしながら、この難局を乗り切っていくことは確かでございますので、また検討協議をさせていただきたいと思っております。以上でございます。

○8番（吉澤弘迪君） 議長。

○議長（太田譲君） 吉澤議員。

○8番（吉澤弘迪君） 私の今村民に限定したということの理由ですが、今まではそれぞれの部門でいろんな施設を持っているわけですが、村民が利用するというと食堂だとか風呂場とか部屋を一室とか、そういうふうに限定できますんで、そういう村民利用の部分だけは早くやって、後の部分についてはやっぱり中長期的に考えて先延ばしをして、コロナウイルスが収束したときに全面営業ということをやったらいいのではないかとということ提案したわけでございまして、それについて村長はいかがお考えになりますか。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（太田譲君） 村長。

○村長（藤澤泰彦君） はい、質問にお答えをいたします。設計会社から緊急な修繕と中

長期的な修繕で良いところは示されておりますので、それに加えて村民の皆さんがよくご利用されるお風呂、お部屋、議員ご指摘のところも考えながら、緊急にやるところで修繕を進めていければと考えております。以上でございます。

○8番（吉澤弘迪君） 議長。

○議長（太田讓君） 吉澤議員。

○8番（吉澤弘迪君） それでは、次の項目について村長に質問をいたしたいと思います。

今後、やまなみ荘をどうするのか、基本的な運営方針は。村民にこれらの方針をしっかりと表明したらということで質問をいたします。コロナウイルス感染の拡大は、ワクチン接種の効果があらわれる一方、変異株の発生があり収束には専門家は5年ぐらいかかり、収束しても1年間にはインフルエンザのように定期的に大きな感染があると言われております。よって、当分の間感染は続き、やまなみ荘の集客は極度に増大することはないと思われれます。長い間のコロナウイルス感染症で村民もやまなみ荘はどうなるだろうかと不安を持っていますので、村民の不安解消のためにも、令和4年の予算策定時に改修をどうするのか判断が必要ですので、今後のやまなみ荘の基本的な運営方針を行政のトップとして、村長が村民に表明して理解協力を求めるべきであると考えます。

私は村民のひとりとして、村の唯一の福祉施設のやまなみ荘の村民の希望の施設して、村に住んで良かったと思える証であると考えてますので、収入が減少しても当分の間、村営として使用目的を村民利用の施設として、施設を使用範囲なものに縮小しても、この施設を村民の力で維持し、営業を続行すべきと考えます。これからのやまなみ荘をどうするのか、今後運営方針を決定する際には、アンケートで村民の意向を調査し、参考にすることもその一つの手段であると思います。

やまなみ荘の今後の運営方針を明らかにし、村民にそれを表明し、理解協力を求めることに、村長はいかがお考えか、お伺いいたしたいと思います。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（太田讓君） 村長。

○村長（藤澤泰彦君） 8番吉澤議員の質問にお答えをいたします。やまなみ荘のこれからの方針を表明するかということでございますが、私もやまなみ荘は村民の皆さんが集い、憩える福利厚生施設であり、観光や交流の中核施設でありますので、村にとって重要な施設であると考えているところでございます。

当面のウィズコロナの運営につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮しながら、村民の皆さんのご支援をお願いし、職員は運営努力をしっかりと行う中で、この難局を乗り越えていくことが大切だと考えております。そしてアフターコロナの運営方針につきましては、議員ご指摘のように、5年後になるかもしれませんが、新型コロナウイルスや変異株の感染状況を加味して、まずは福祉センター運営委員会や、議員各位と検討協議を重ねることが必要であると考えております。その協議の中で、経営方針の選択としては現在のような村直営か指定管理か第3セクターによる経営が考えられますが、どの方法を選択するかにより、村民の皆さんに対する運営内容も異なってくると考えられます。

よって、その時には、議員ご提案の村民の意向をアンケートにより把握し、運営方法の決定について参考にしていくことは得策だと考えますので、アンケートの実施に向け検討していきたいと思っております。とにかく今は村民の皆さんの福祉施設としてのウェイトが高いですので、議員ご指摘の通りやまなみ荘を維持し、運営していかなければなりませんので、村民の皆さんのご理解とご支援をお願いしてまいりたいと考えております。以上答弁いたします。

○ 8 番（吉澤弘迪君） 議長。

○ 議長（太田譲君） 吉澤議員。

○ 8 番（吉澤弘迪君） 村長に再質問をいたしたいと思っております。

コロナウイルスの影響を大きく受けている村営やまなみ荘の最後の経営方針の決定は村営か、または指定管理か、第3セクターかの道があるわけですが、他村の状況を見ますと村営以外の方向性については、当村のやまなみ荘の置かれている経営環境から直ちに転換できる状況下にはありません。まずはまだまだそこまで至るには、知恵を出していろいろな手立てを講じ、対処することが必要であると考えます。今は村長の言われたようにコロナウイルス感染症の影響を考慮しながら村営として難局を乗り切っていく事が大切だと私も考えます。難局に至ってはやまなみ荘の経営を続行するためには、村民の唯一の福祉施設として、村営で経営を続けるためには、村民の理解と協力がなくこの危機は乗り切れません。

まずはそれには村のリーダーとして、村長が村民に向かって現状説明し、理解と協力を求めることが必要であると私は考えます。新年度予算策定時には村民に向けて村長のお考えを表明し、協力を求めていただくことを重ねて提案いたしますが、村長はいかがお考えでしょうか。

○ 村長（藤澤泰彦君） 議長。

○ 議長（太田譲君） 村長。

○ 村長（藤澤泰彦君） はい、質問にお答えをいたします。新年度予算のときには3月定例議会になりますが毎年施政方針というような形で村民の皆さんにご報告をさせていただく中で、やまなみ荘のこともお願いをしていきたいと思っておりますし、ICNで新年の挨拶もごございます。いろいろなところで、村民の皆さんに情報を提供する機会もございますので、またこの一般質問も村民の皆さん、ご覧になってるかと思っております。やまなみ荘大変な状況をわかっていただいておりますので、これからはしばらく村民の皆さんのご理解とご協力をいただいて、やまなみ荘この難局を乗り切りたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げたいと思っております。以上でございます。

○ 8 番（吉澤弘迪君） 議長。

○ 議長（太田譲君） 吉澤議員。

○ 8 番（吉澤弘迪君） これで私の質問は終わりますが、コロナ感染拡大の中でやまなみ荘については、多くの人がその運営について心配を持っていたわけですが、今回の質問で

村長がコロナ感染の影響を考慮しながら、村民の皆さんのご支援をお願いして、職員は経営努力をしっかりと行う中で、この難局を乗り切りたいと言明されました。このことはですね、我々議員又は村民の一人としてこの言葉を念頭において、これからもやまなみ荘の運営については全力で協力をし、ご批判を申し上げていきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたしたいと思っております。以上で私の質問は終わりです。

○議長（太田讓君） 次に、4番 望月典子議員。

○4番（望月典子君） 議長。

○議長（太田讓君） 望月議員。

○4番（望月典子君） 4番、望月典子です。通告に基づき、一般質問を行います。

今回は里山林の健全育成や環境資源の保全について2点ほど質問させていただきます。まず最初の質問です。里山林が荒廃すると様々な弊害が生じます。周囲を見回しても樹木の密集度が高いです。太陽光が差し込まないと下草が生えず、土が流れ、土砂崩れの原因となったり、高齢の木ばかりで二酸化炭素の吸収も悪くなります。間伐する時期が来ているのではないかと思います。里山林の健全育成、環境や資源の保全の対策をどう考えておられるのか、振興課長に質問します。

○振興課長（中山茂也君） 議長。

○議長（太田讓君） 振興課長。

○振興課長（中山茂也君） 4番望月議員のご質問にお答えいたします。

望月議員ご指摘の通り、村内の山林ではいたるところで樹木の密度が高く、太陽光が届かずに湿った状態の表土となっており、枯損木や倒木も多く見られ、ときには村道や設置された鳥獣防止柵に支障をきたすことも度々ございます。森林は地域の保全や水源の涵養、木材をはじめとする林産物の供給など、私達の暮らしに広く恩恵を与えてくれますが、木材の需要の低迷による所有者の管理意欲の低下や、高齢化過疎化により、手入が行き届かず荒廃化が進んでいる状況です。こうしたことから、村でもこれまで長野県の森林づくり県民税事業によるみんなで支える里山整備事業に対し、嵩上げ補助を実施してまいりました。そこで、里山の健全育成、環境や資源の保全の対策をどう考えているかのご質問でございしますが、村では防災減災のための森林整備を効果的に進めるため、令和3年8月に生坂村里山整備方針を策定いたしました。これにより、村内におきまして、森林づくり県民税等を活用した里山整備事業や、ライフライン等の保全対策事業を進める計画です。実施箇所につきましては、必要性、実行の確実性を勘案し、優先整備箇所を設定していくこととしておりまして、本定例会9月補正予算におきましても、伐採の委託料を予算計上しているところです。以上、答弁といたします。

○4番（望月典子君） 議長。

○議長（太田讓君） 望月議員。

○4番（望月典子君） 里山林とは居住地近くに広がり、薪・炭用木材の伐採、落ち葉の採取等を通じて地域住民に継続的に利用されることにより維持管理されてきた森林であり、落葉広葉樹林、赤松林の他、杉、ヒノキ等の人工林を含む種々の森林から構成されていると資料にありました。最初の質問のときにも言いましたが、放置すれば様々な弊害が生じます。健全な森林を育てるためには、木材を積極的に使うことが重要になります。なぜ木材を使う必要があるのか。住みやすい環境や資源を得るために植林、間伐、伐採、そして利用というサイクルが重要だということです。短くても1サイクル5、60年はかかると思われます。民有林を多く所有している市町村には、市町村森林整備計画というものの策定が義務づけられています。8月に策定した生坂村里山整備方針に沿って保全対策事業を進めていく。必要性、実効性の確実性を考えて優先整備箇所を選んでいくと答弁がありました。正しい方針であり、重要なことだと思います。

ただ、私がここで一つ言いたいことは整備も将来を見据えた計画を立てるべきだということです。間伐を考えなければいけない。今がその時期だと思います。次の質問にも絡んでくることなのですが、所有者とじっくり話し合いをして、彼らがどう考え、何を望んでいるのか、それを知ること、長期の計画を策定するということを行政主導で、ぜひ実現してほしいと思うのですが、振興課長のお考えはいかがでしょうか、質問に答えていただきたいと思えます。

○振興課長（中山茂也君） 議長。

○議長（太田讓君） 振興課長。

○振興課長（中山茂也君） ご質問にお答えをいたします。望月議員ご指摘の通り、将来に向けた森林整備の計画につきましては、大変重要なことと認識をしております。次の質問とも重なりますが、今後、村の森林の所有者に向けた意向調査も実施する予定がございます。しかし、生坂村の森林大変広いわけございまして、所有者の把握ですとか、境界の把握、すごい大きな課題がたくさんございまして、一遍には取り組みができませんので、できる範囲から進めたいということでございまして、今回計画をしておりますライフラインに沿った緊急性必要性が高い地域について始めていきたいということで計画をしております。以上答弁いたします。

○4番（望月典子君） 議長。

○議長（太田讓君） 望月議員。

○4番（望月典子君） 振興課長に再度お尋ねいたします。そういうことを住民の方と話し合う場を今後持っていただけるということでしょうか、お答えをお願いいたします。

○振興課長（中山茂也君） 議長。

○議長（太田讓君） 振興課長。

○振興課長（中山茂也君） お答えいたします。所有者の方々との話し合いの場ということでございまして、私が先ほども申しましたのは事業を着手するのに当たりまして、緊急に対応が必要なライフライン等の森林の所有者について調査を行っていくという予定で

ございます。全体的な森林所有者に向けた話し合い等は予定はしてございません。また今後も必要に応じて検討してまいりたいと思います。

以上答弁といたします。

○4番（望月典子君） 議長。

○議長（太田譲君） 望月議員。

○4番（望月典子君） 緊急性のある整備はとても重要だということはよくわかりました。様々な課題があることも承知しております。ただ、昭和の全盛期から様々な変遷や試練を乗り越えてこられた現在80歳代の方たちの貴重な意見が聞かれるのも今まさにこの時期だと思います。ぜひそういうことも加味して、これから話し合いの場を持っていただけたらと希望いたします。

2番目の質問に移ります。2年前の一般質問の答弁で森林経営管理制度の導入の準備を進めているとありました。土地の所有者にとって、管理はとても大変なことだと想像されます。制度の現状はどうなっているのでしょうか。振興課長にお尋ねします。

○振興課長（中山茂也君） 議長。

○議長（太田譲君） 振興課長。

○振興課長（中山茂也君） ご質問にお答えをいたします。

森林経営管理制度の現状につきましてでございます。2年前の令和元年度は事業導入にあたり対象となる森林の抽出調査を実施している段階であったため、全額基金へ積み立てを行いました。令和2年度には重点箇所を洗い出しを実施し、緊急性の高いライフライン沿いの支障木の伐採を行い、一部基金に積み立てをいたしました。今年度におきましては、引き続き緊急性の高いライフライン沿いの支障木の伐採とライフライン事業を実施した箇所の所有者に対して意向調査を計画しており、令和4年度は意向調査を実施した箇所の経営管理について設定していく予定としております。以降、毎年エリアを絞って意向調査を行い、集積計画、経営管理権の設定を進めてまいります。国から交付されます譲与税額が少額であることから、事業実施には課題がありますが、県の森林税事業とあわせて村内の森林整備の推進を図ってまいります。以上答弁といたします。

○4番（望月典子君） 議長。

○議長（太田譲君） 望月議員。

○4番（望月典子君） 2年前の4月から森林経営管理制度がスタートしました。経営管理ができないという里山林の所有者が、村に経営管理を委託して、村は引き受けてくれる人や業者を探して委ねるというものです。委ねたり、自らが経営管理をするというものです。その同時期に森林環境譲与税というものも導入され、国は全都道府県に人口、森林面積等から割り出した補助金を毎年配ることを決めました。当村は現在は基金として積み立てていると先ほどの答弁にありました。

ここで一つ質問をします。当村の森林所有者、地権者ということになりますが、把握できている数でいいので、わかったら教えてください。

○振興課長（中山茂也君） 議長。

○議長（太田讓君） 振興課長。

○振興課長（中山茂也君） 望月議員のご質問にお答えをいたします。森林管理制度に伴います村内の対象林の森林の所有者の数でございますが、現在調査中でございます。概ねの面積につきましては、生坂村全体の面積の中で対象となり得る面積として、今把握してましますのが258.99ヘクタールでございます。

このうち、先ほど緊急的にライフライン事業によりまして調査を進めてまいりたいというものが、この内数に含まれております。回答は以上でございます。

○4番（望月典子君） 議長。

○議長（太田讓君） 望月議員。

○4番（望月典子君） 今回私は数人の所有者の方とお話をしました。村外の森林組合に加入している人、自分でできる整備をしている人、手入れをしなきゃいけないと思うのだが、暇もお金もないのでついつい放置先送りしているという人、様々いらっしゃいます。比較的若い世代の人の何人かは、村で管理をしてほしいとか、引き取ってくれるなら無償で譲るといった意見もありました。農林水産省が2011年に1600人を対象にした調査で1400人ほどが回答ということになってますが、50.6%の人が山林は保有するが林業経営はしない。3.8%が経営をやめたい、手放したいという結果が出ています。木材の販売ルートの確保、技術者の調達等経費もかかるし、人手も入ります。役場の一部署で対処できることではないのではないかと思います。風光明媚な景観や環境を守り持続性のある政策を考えたとき、やはり専門部署が必要だと思うのです。そこで村長に質問します。林業公社の設立を提案したらどう考えられましょうか。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（太田讓君） 村長。

○村長（藤澤泰彦君） 4番望月議員の質問にお答えをいたします。

林業公社の設立の考えはというご質問でございますが、当村は森林が村の約8割を占める環境にございますが、国産木材の需要の低迷や森林所有者の高齢化、過疎化の進行の中、その多くは手入れが行き届いておらず、建築資材には難しい森林がほとんどであると思われれます。また村の搬出につきましては、当村の地形や道路条件など極めて不利な状況でございます。林業公社の設立など、林業経営を進める環境は極めて難しい状況であると考えております。

そこで、先の長野県森林づくり県民税や森林環境譲与税を活用をしながら、森林環境の整備推進を図りますとともに、効果的な事業制度等の研究を進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上答弁といたします。

○4番（望月典子君） 議長。

○議長（太田讓君） 望月議員。

○4番（望月典子君） 今の答弁で、公社の設立は大変難しいことだということはよくわかりました。ちょっと調べてみたんですけど、公社への補助金は国県合わせて7割程度、その他の貸付金についても無利子化とか、低金利化を進めているということが資料に載っています。それと公社の事業の中で分取林事業っていうものがあります。分ける収入と書くんですけど、公社が造林費用負担者となり、所有者と造林契約を結び、地上権を設定し整備を行い伐採のときがきたら販売して収益を割合に応じて分取するという仕組みです。これをやると通常の伐採は9齢級、これ木の大きさだと思っただけ、45年生、通常の伐採は9齢級で45年生。公的森林は10から12齢級、46年から60年生、こういうものに対しての補助金も出るように資料には載っていました。そこで再度質問させていただきませんが、こういう補助金を使ってもやはり公社の設立は無理でしょうか。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（太田讓君） 村長。

○村長（藤澤泰彦君） はい。質問にお答えをいたします。林業公社の補助金は国県から7割程度あるということでございまして厚遇な事業の部分もございまして。それを生業にしていくと林業公社に従業員を雇わなければいけないとか、いろいろ林業で木材を販売してその収入で経営が成り立つかどうか検討していかなければならないと思います。今まで林業で生計を立てている方、村内には昔は居たんですが、今はほとんど居ない状況でございまして、先ほど答弁した通り、なかなか林業で生計を立てるということは難しい状況かと思いますが、また担当部署と検討を進めていきたいと思っています。以上答弁といたします。

○4番（望月典子君） 議長。

○議長（太田讓君） 望月議員。

○4番（望月典子君） 確かに公社を設立することは容易なことではないと思います。私ももう少ししっかり勉強してみたいと思います。

最後にもう一つ提言します。森林整備を持続していくためには、専門的な技術を持った人材が必要です。若い技術者の講演会や現地の研修会、それと一つ、地域おこし協力隊員を募集するときに、林業を目指している人に限定するとか、そういうことを考えていただき、森林づくり県民税事業の補助金を活用したりして、ぜひ若手の育成を推進していただきたいと思っています。以上で質問を終わります。

○議長（太田讓君） ここで換気のため休憩をとりたいと思います。再開は11時20分からとします。

休憩	午前	11時08分
再開	午前	11時20分

○議長（太田讓君） 再開します。引き続き一般質問を行います。次に、7番平田議員。

○7番（平田勝章君） 議長。

○議長（太田讓君） 平田議員。

○7番（平田勝章君） 7番平田勝章です。通告に基づき一般質問を行います。

今回の質問では、一つ、豪雨災害時の避難所の運営について、2番目が人口減少対策に工場誘致の取り組みについて、3番目ですが現状の消火栓、防火水槽の配置で初期消火に不安があるなどということと3問の質問を行いたいと思います。

はじめに豪雨災害時の避難所運営について、今年のお盆期間は8月13日から15日にかけて全国各地で記録的な大雨となりました。松本木曾地域でも8月14日から15日にかけて大雨が続き、土砂災害などの被害が発生しました。村内でも豪雨に見舞われ、14日には140ミリを超える雨量があり、山からの土砂災害と河川の増水により、家屋への浸水が心配されました。山からの土砂崩落は規模の大きな災害はなかったようですが、河川の水位は時間とともに水かさが増し、睦橋の水量を示す警戒水位が一番上の赤線の位置まで達していましたし、下生野側の水揚げ小屋の基礎部分まで水位が達しておりました。当村では8月14日9時10分に災害対策本部会議が開催されましたが、国は災害対策基本法を改正し、5月に避難情報に関するガイドラインを見直しました。これは逃げ遅れを防ぐためであり、自分の命は自分で守ろうという意識を一人一人が持つことが大切と説かれています。避難のルールをわかりやすくしたことですが、当村もこのルールに従いレベル5段階よりも下の、レベル3避難準備高齢者等避難開始が小立野区に指示が発令されました。また午後には全村にレベル3避難準備高齢者等避難開始の指示が発令されました。そこで避難所の運営について質問します。なお避難所の物品については、令和2年6月の定例会で一ノ瀬議員からの質問に対して村長がダンボールの間仕切りや簡易テントについて導入も進めていきたいと答弁しています。これを受け、9月6日に行った防災訓練時の意見や区長さんからの意見を精査して、マスク90箱、アルコール消毒液98本、非接触型体温計42個、次亜塩素酸ナトリウム溶液98本、フェイスシールド127枚、段ボールベッド142台、パーテーション183個を新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金を財源として購入し、各区避難人口按分に配布していますとの回答がされていました。

なお今回の豪雨に対し災害対策本部が開かれ、徹夜も含め大変だったと思いますが本当にご苦労様でございました。そこで質問ですが、今回避難指示を発令され、移動にどのくらいの時間を要したか、また何人ほどの方が避難されたのでしょうか。また、一夜を過ごされた方は何人居たのでしょうかについて質問をいたします。

○総務課長（藤澤正司君） 議長。

○議長（太田讓君） 総務課長。

○総務課長（藤澤正司君） 7番平田議員のご質問にお答えいたします。

豪雨災害時の避難所の運営に関する質問の中の、8月13日から16日までの大雨時の避難に要した時間、避難者数についてのお尋ねでございます。8月13日から16日までの大雨につきましては、村内でも150mmを超える降水量があり、加えて県の西側の地域、特に

上高地、乗鞍から南にかけての雨量が非常に多かったため、犀川の水量が増え氾濫危険水位を超え、村内の一部の道路への冠水、農業施設、農地へ被害が確認がされました。そして、小立野、下生野、草尾、牛沢の河川の堤防内に接する地域には内水処理を行うとともに、避難所の開設を決め、避難指示を発令をいたしました。また、大雨警報の発令と雨が降り続くことが予想され、土砂災害の危険性が高まったと判断したため全村への避難所の開設、高齢者等避難情報を発出をいたしました。これにより、村内 10 区の避難所の開設を依頼し、うち 5 避難所への避難が行われましたが、幸いにも村内での人的被害がなく、区長さんをはじめ、村民の皆様の各方面からのご協力にこの場を借りて御礼を申し上げます。

さて、ご質問についてですが、避難に要した時間については特段集計はしていませんが、避難は暗くなるとは危険であるため、全村への避難情報発令を 14 時 20 分に行い、明るいうちに落ちていて避難がおこなえるよう早めの避難を呼びかけたところでございます。避難者数につきましては、8 月 14 日 20 時 45 分時点での自主避難を含めた避難者数は、各区の役員さんも含め 69 名あり、そのうち避難所に泊まられた方は 30 名でありました。以上答弁とさせていただきます。

○7 番（平田勝章君） 議長。

○議長（太田讓君） 平田議員。

○7 番（平田勝章君） 私も村内全域を回っておりましたが、牛沢地区では袖沢の水かさが増し、逆流状態となり、付近の方が徐々に健康管理センターに自主避難されておりましたが、中には草尾からの高齢者も避難されておりました。先ほど避難者は役員を含めて 69 名であり、そのうち避難所に泊まられた方が 30 名とのことですが、これについての関連質問が後の方にありますのでここでは控えたいと思います。

後の質問の中で質問させていただきたいと思います。

そこで次の質問ですが、各区では避難所を開設されたと思いますが、コロナ感染対策についてはどのように指導をされたんでしょうか。検温や体調チェックリストなどはそれぞれ用意されたのでしょうかについて質問をいたします。

○総務課長（藤澤正司君） 議長。

○議長（太田讓君） 総務課長。

○総務課長（藤澤正司君） お答えいたします。避難所におけるコロナ対策についてでございますが、避難所における感染症対策は、昨年度、新型コロナウイルス感染症自主防災組織役員向け感染予防マニュアルを作成をいたしました。そして、昨年度の村の総合防災訓練時に地区担当職員が内容を説明をし、各自主防災組織に周知したところでございます。なお、今般の大雨に伴います避難所の開設依頼時には、避難所の開設を依頼した担当職員より、区長さん方へ感染症対策について配慮していただきたい旨お伝えしたところでございます。本年度の総合防災訓練でも感染症対策を講じた避難所の開設、運営について行う予定でありましたが、中止となったため、村といたしましても、避難時における感染症対策について、引き続き自主防災組織への指導や有識者をお招きした訓練の企画、開催など

を行ってまいりたいと考えております。以上でございます。

○7番（平田勝章君） 議長。

○議長（太田讓君） 平田議員。

○7番（平田勝章君） 最初の中でまず検温なんですけども、非接触型体温計、これを村では用意されてってということなんですけども、今回ですね、9月に本来ですと災害訓練をやる場所なんですけども、今回いきなり本番ということで、逆にいろいろな反省点が出たじゃないかなと思いますけども、まず非接触型体温計、これはそれぞれ各区に、区でもって実際に使われたかどうか。実際私が見たところでは、全部を回ったわけじゃないもんですから結構使われていないんじゃないかっていうのも思ったんですけども。また避難された方の氏名や健康状態の確認、例えば病院へ行ったときなんかは、受付前でもってそのシートにいろいろ項目を書いてあって、今日は具合が悪いですかとか、熱はどうですかとか、そういうような簡単なものをそういうものを用意するかですね、それから、各区の中で、そういういちいちチェック、レチェックでもいいんですけども、そういう確認ができていいのか、そういう記録メモ、そういうものを作成した方がいいんじゃないかと思うんですけども、その辺のところまでは対策をやっておられますか。

○総務課長（藤澤正司君） 議長。

○議長（太田讓君） 総務課長。

○総務課長（藤澤正司君） お答えをいたします。まず非接触型体温計であります。各避難所を回られた職員もいらっしゃるんですけども、それぞれ玄関先に置いてあったりして、確認をしていただいたというお話も聞いております。実際設置してある施設が多かったということであり、全て確認ができたわけではございませんが、その辺は確認をしていただいていると思いますし、また消毒等も設置してあることは確認しておりますので、その辺も利用されたのではないかなと思います。一方でチェックリストにつきましては、こちらの方では特に用意はしてございませんでしたので、反省点の中でもそういったことも今後必要ではないかなということが出ておりますので、またしっかり名簿の作成ですとか、体調管理、そういったことも含めて、そういったものは今後用意していかなければならないということで、反省の中でも考えているところでございます。以上でございます。

○7番（平田勝章君） 議長。

○議長（太田讓君） 平田議員。

○7番（平田勝章君） チェックシートについてはですね、今回は1日だったり一晩だとかそういう短期間だったもんですから、さほどその気にもならなかったと思うんですけども、これから地震とかでこういう起こりうるだろうというふうにね、それから長野なんかでも2年前ですか、台風19号のそういう被害がありましたけども、そういう長期間になったときには、どうしてもそういうようなものが必要だと思いますので、ぜひ検討していただきたいと思います。

次の質問なんですけども、避難された方々は若い人からお年寄りまで幅広い年齢層の方

が避難されたと思いますけども、とりあえず避難を呼びかける避難指示だったんでしょうか。解除になる場合の時間が短ければ、雑魚寝でも構わないでしょうし、毛布の配布やダンボールベッド、間仕切り板の用意は必要ありませんけども、避難所に30名ほどの方が一晩以上の避難をされたことですが、食糧や衛生用品などの物資の供給や毛布の配布とダンボールベッド、間仕切り板の設置が必要となります。本来これらは、開設とともに用意すべきものであると思いますけども、開設とともに運営管理の手順はできているでしょうかについて質問したいと思います。

○総務課長（藤澤正司君） 議長。

○議長（太田讓君） 総務課長。

○総務課長（藤澤正司君） お答えいたします。避難指示と避難所運営管理手順についてということでございます。避難指示発令時に住民が取るべき行動につきましては、避難情報に関するガイドラインでは警戒レベル4、避難指示は災害が発生する恐れが高い状況、すなわち災害リスクのある区域等の居住者等が危険な場所から避難するべき状況において市町村長から必要と認める地域の必要と認める居住者に対し発令される。この際、居住者等は危険な場所から全員避難する必要がある、具体的にとるべき避難行動は立ち退き避難を基本とし、ハザードマップ等により屋内での身の安全を確保できるか等を確認した上で、自らの判断で屋内安全確保することも可能とされております。今般の大雨に伴う避難情報の発令は、積算雨量と土砂災害の危険性、陸郷の観測所において氾濫危険水位を超過したことに起因するもので、いずれも命に危険を及ぼしかねない状況での避難を呼びかける避難指示でありました。また、大雨は14日未明よりダラダラと雨が降り続き、役場では3日間の累積で153.5ミリを観測しました。降雨により、土中の水分量が上りいつ土砂災害が起こるか、危惧される状況であり、2日間にわたり避難所を開設いたしました。今回の災害対応を経て、区長さんがたからも様々なご意見等をいただいております。村民の方からのご意見等も取りまとめていただくこととしております。これまでの反省点やご意見を参考に、庁内での防災行動を時系列にしたタイムラインを修正したところでございます。具体的には、不足が予想される飲み物、食料、毛布類については定期的に行う避難情報の調査に合わせ確認を行い、不足物資がある場合は、村の防災倉庫より支給することとし、運搬については、災害の度合いによりますが、今回と同程度の大雨であれば、地区担当職員が中心に行うことが想定されるかと思っております。避難所の開設と運営につきましては、毎年の総合防災訓練でも実施しており、令和元年度に作成した防災マニュアルにも記載があり、避難所は区長を中心に各区の自主防災組織が中心となって開設していただくよう、避難所を開設するための手順を示しております。今後も訓練や講習会の企画、開催を通じて、自主防災組織の強化に努めて安全な避難所の運営ができますよう心がけて、努めていきたいと考えております。以上でございます。

○7番（平田勝章君） 議長。

○議長（太田讓君） 平田議員。

○7 番（平田勝章君） この件ではですね、私はちょうど上生坂区では避難する方がおられず、商工会館で、区長その他役員の方と今一緒にいたわけなんですけども、その時期の健康管理センターは冷房もきいておりますし、また商工会もそうなんです、環境は良い状態になっておりますけども、一泊した場合の対応が、毛布やベッド、間仕切り板などがなければまた体調の悪化に繋がると思います。これらについて、まず、例え1泊だったんですけども、あるいは高齢者が中におられたと思うんですけども、それらについて準備をする必要があると思いますけども、実際その毛布だとか、ダンボールベッドだとか、そういうもの、それから間仕切り板だとか、そういうようなものについては、用意はされたんでしょうか、そういう区もあったんでしょうか。

○総務課長（藤澤正司君） 議長。

○議長（太田讓君） 総務課長。

○総務課長（藤澤正司君） お答えをいたします。全ての区を把握しているわけではございませんけども、避難所の中には備え付けの毛布を利用した区もございます。それからダンボールベッドを使用したということもお聞きをしております。その中でダンボールベッドだけでは硬かったとか、それからのベッドではなくても絨毯のところに寝たけども、やはりちょっと硬かったと、そういった反省点もお聞きしているところでございますけども、いずれにしても、毛布、それからベッドにつきましては今回の避難所の中では活用がされたということで認識をしております。

○7 番（平田勝章君） 議長。

○議長（太田讓君） 平田議員。

○7 番（平田勝章君） 今回避難のちょっと時期的にこういう夏なものですからね、非常に基本的にも良かったと思うんですけども、これが地震か何かでね、冬とかそういう温度の低いようなときにはまた対応が違ったと思うんですけども、いずれにしてもそういうものは、それぞれの区長、区長さん方もどっちかっていうとその理解されているのかいないのか、そういうこれからもそういうね、確認、確認というか、そういう説明は必要じゃないか、じゃないんじゃないかと思っております。

次の質問なんですけども、避難されたそれぞれの避難所と役場の連絡対応なんです、混乱の中で区長と役場職員の地区担当者との打ち合わせとなるんでしょうか。または総務課職員等の対応となるんでしょうか。また、村の保管している食べ物や水などを配食する基準はどのような手順となっているんですか。

それについて質問をしたいと思います。

○総務課長（藤澤正司君） 議長。

○議長（太田讓君） 総務課長。

○総務課長（藤澤正司君） 避難所と役場との連絡体制についてのお尋ねでございます。今回の災害におきましては、特段連絡体制、職員を派遣してということには行いませんでしたけども、災害の種類、また規模にもよりますが、今般の大雨と同程度で避難所に避難者

があれば、今後は地区担当職員の派遣により情報伝達等の連絡体制をとっていくことが必要と考えております。これは区長さんからのご意見にもあるため、対応をしていけるようにしていきたいと考えております。防災計画上では、避難所の開設運営に関することは住民課の所管となっております。今般の大雨に伴う避難所の開設にあたっては、連絡は住民課が中心となり対応をしたところでございます。飲み物や食糧に関する供給の基準の定めはございませんが、避難所での不足物資がある場合には、村防災倉庫より支給をいたしますが、防災倉庫にも不足が生じた場合には村が調達をすることという認識でございます。以上でございます。

○7番（平田勝章君） 議長。

○議長（太田譲君） 平田議員。

○7番（平田勝章君） 一応、連絡先は住民課ということになっているようなんですが、聞いてるとどうしても区長から言えば地区担当が一番頼りやすいっていうか、そういうようなところがあるので聞いてるとそういう人の連絡が結構多いんですね。私もちょっとこの辺はよく理解していなかったと思います。

要は避難所ではですね、どんな対応していくのかが悩む場面も結構かなりあると思うんですけども、住民課の対応とのことで確認ができました。今回食糧などはそれぞれの区で対応されておりましたけども、食糧以外でも薬品だとかその他の不足が出るのが予想されますが、区の中や住民課に相談して手順を今後の区長会などで説明をする、こういうこともですね、今後説明をお願いしたいと思うんですが、それについてはいかがでしょうか。

○総務課長（藤澤正司君） 議長。

○議長（太田譲君） 総務課長。

○総務課長（藤澤正司君） お答えいたします。避難所の開設のいろんな手順、それから連絡体制等とても大事だということで、今回も先日区長さん方にお集まりをいただきまして、総合防災訓練の打ち合わせの連絡会議を開催した際にもいろんなご意見をいただきました。その際にもやはり避難所に職員に来ていただいて、避難状況の連絡体制等はそういった職員にとっていただきたいと、そういったお話もございましたので、その辺地区担当職員が担うことなのかなということで、先ほど申し上げました通り、地区担当職員が今後そういったところは担当、各避難所に行つての連絡体制というものは担当するべきだというふうに考えております。避難所の開設のいろんな、最初ですね、初期段階での連絡体制というのが住民課が担うということが定められておりますので、その辺、うまく担当するか、それから地区担当職員とのまた住み分けといいますか、うまくその辺も運用ができるようにしていきたいというふうに考えております。

○7番（平田勝章君） 議長。

○議長（太田譲君） 平田議員。

○7番（平田勝章君） 先ほどについては、何かその辺の整理をお願いしたいと思います。

次の質問なんですけども、避難所には情報源がないところがありますけれども、防災無

線の確保やテレビの設置が必要と思うんですけども、今後この村の対応についてお聞かせしたいと思います。

○総務課長（藤澤正司君） 議長。

○議長（太田譲君） 総務課長。

○総務課長（藤澤正司君） 避難所における情報の取得についてのお尋ねであります。避難所における情報の取得の不足については以前から指摘されていたため、令和2年度に各区からの要望により集落支援経費を活用し、12施設へのテレビの設置を行ったところがございます。またスマートフォンなどからの情報取得も有効で活用されることからWi-Fi環境も村内4ヶ所に設置をいたしました。本年度も避難所へのテレビの設置については、区からの要望に対応することとしており、Wi-Fiにつきましても村内7ヶ所に整備を進めており、これにより各区最低1ヶ所の避難所にWi-Fiの環境が整備されるということで、現在進めているところでございます。以上でございます。

○7番（平田勝章君） 議長。

○議長（太田譲君） 平田議員。

○7番（平田勝章君） 各区で避難所が1ヶ所の場合は、ある程度固定されてるんですけども、上生坂の場合ですと、小舟は小舟で避難所になってますし、こっちの方ですとあの保育園だとか中学校の体育館だとか、それから村民会館、あるいは健康管理センターっていうそういう別れちゃうもんですから、どうしても尚且つ商工会館で上坂坂は一応そこであの本部を上生坂の本部を設けたんですけども、そうするとそこにはちょっとないということなんですけども、上生坂の場合は特にそう分かれてるんですけども、その辺のところの詳細がもしわかったらお願いしたいと思いますんですけども。

○総務課長（藤澤正司君） 議長。

○議長（太田譲君） 総務課長。

○総務課長（藤澤正司君） お答えいたします。テレビの設置につきましては先ほども申し上げました通り、各区からの要望により設置をさせていただきました。上生坂につきましては、小舟にも入ってるかと思えます。そして関屋にも昨年設置をいたしました。そういったように、既に入ってる場所もあったわけなんですけども、村内で12施設、避難所への10地区なんですけども10区あるわけなんですけども12施設へのテレビの設置を昨年度行いました。もう既に設置されているところには区は全くないという区もございましたけども、そういったことで設置をさせていただいているところであります。それからWi-Fi環境でありますけどもWi-Fi環境も全ての避難所に設置ができればいいわけなんですけども、やはりいろんな予算的な問題、事業を見つけられればいいんですけども、そういったことも考慮いたしまして最低でも各区の代表的な避難所にはWi-Fi環境を設置しようということで、昨年、今年度取り組んできたところでございます。以上です。

○7 番（平田勝章君） 議長。

○議長（太田讓君） 平田議員。

○7 番（平田勝章君） 今回感じたことは、刻々と変わる雨量などの情報が避難所では欲しかったんですけども、そういうテレビや広報無線がないところがあったもんですから、今後はそういう情報が得られるように、整備をするなり他のことを考えてもらいたいなと思いました。小さな自治体ですので、何かその辺の小回りが利くことをお願いしたいなというふうに思います。

次の質問に入ります。村の防災マニュアルでは地区ごとの避難判断状況などがされておりますけれども、避難時の持ち物や避難所の環境などは明記されておりません。この役員だけでは運営が難しいと思いますので、誰でもが確認できるチェックリスト表の作成が必要だと思いますけども、これについてのお答えをお願いしたいと思います。

○総務課長（藤澤正司君） 議長。

○議長（太田讓君） 総務課長。

○総務課長（藤澤正司君） お答えいたします。避難時の持ち物、避難所運営に関するチェックリストの作成についてというお尋ねでございます。避難時の持ち物、非常持ち出し品につきましては、平成 25 年度までに各区ごとに作成された防災マップに記載がされております。また、昨年 4 月に全戸配布いたしました防災マニュアルにも各家庭で用意していただきたいものを掲載しております。しかし、いざというときには、非常持ち出しがすぐできるかということとはなかなか難しいと考えるので、今後は広報いくさかななどで定期的な啓発に努め、周知を図っていきたいと考えております。

避難所の運営については総合防災訓練等で繰り返しそれを行い、役員経験者や防災士など、避難所運営に関わる人材の裾野を広げていければというふうに考えております。また、防災マニュアルにも避難所を開設するための手順もあります。今後区長さん方のご意見を伺ってそういったマニュアル、チェックリストが別途必要なかという事も検討をしていきたいというふうに考えております。以上であります。

○7 番（平田勝章君） 議長。

○議長（太田讓君） 平田議員。

○7 番（平田勝章君） 先ほどの昨年 4 月に配布した防災マニュアル、各家庭で用意しているということなんですが、なかなかいざとなれば、その全く忘れちゃって、他のもの、そこにはそういうものは何もないようなのが現状かと思えますけども、各家庭で用意するものを、ちょっと先ほどに掲載しているということでしたけども、私の今求めているのは避難所に集まったときにですね、先ほどのこういう家庭にある防災マニュアルでどれがっというようにカラーでも入れてくれてあるんですがね、これの 1 列ごとに項目ごとにですね、何かチェックをですね、チェックは区長なり、あるいわ役員でもいいですが、これレチェックできるものが欲しいと思うんですけども、そういうことを何かぜひ研究してもらいたいなと思います。

時間も時間ですので、それを一つ研究していただきたいと。

終わりに今回はこの時間も時間ですので、この防災についてだけで午前中、終わらしたいと思います。

この質問に対して今回は短期間の避難でしたけども、これまでも全国で大きな災害が起こっております。

そして避難所では、精神的におかしくなる人や、体を壊す人などが報告されております。決してその避難所の生活が贅沢であると思わず、より快適な暮らしができるように、我々一人一人が最後まで気を使うことが大事じゃないかということに書かれておりますけども、そういうことをですね、行政の皆さんのそういうことを念頭に置いてですね、こういう対応してもらいたいと思います。

これで午前中の質問を終わりたいと思います。いいですかね。

○議長（太田譲君） はい。まもなく 12 時を迎えますので、ここで昼食のため休憩をしたいと思います。再開は 1 時とします。

休憩 午前 11 時 56 分

再開 午後 1 時 00 分

○議長（太田譲君） 再開します。引き続き、一般質問を行います。7 番平田議員。

○7 番（平田勝章君） はい、議長。

○議長（太田譲君） 平田議員。

○7 番（平田勝章君） 二つ目の質問をさせていただきます。人口減少対策に工場誘致の取り組みについてを村長にお伺いしたいと思います。人口減少対策については、これまでも数々の対策を行ってきておりますけども、なかなか人口増には結びついておりません。人口も年ごとに減少傾向にあり、地域によっては協働による村作りづくりができないところなどが出ております。そんな中で、村民の皆さんがよく言われていることは、村内に小さな企業でも良いので、一つでも二つでもあればとの声をよく聞きます。松本市や安曇野市では工業団地を設けて企業を誘致しておりますし、近隣の町村でも企業を誘致しております。

当村でもニチコン工場が閉鎖して何年も経ちますし、下生野の日本電熱も今年で閉鎖を考えているとの情報もあります。また商工会の運営もひと頃に比べると会員数は減少し、運営もますます大変になっているとの情報も聞きます。

当村の現在行っている人口減少対策の内容については、移住定住、空き家対策事業補助金制度、健やかに生み育む子育て支援、結婚祝金、子育て犀龍小太郎助成金、出産祝金、ふれあい住宅支援事業、福祉医療給付事業、介護用品支給事業、住宅リフォーム等補助金など、特に若い世代の補助金、支援金、助成金事業など数多くあります。また、農業公社では研修制度を使って村外から転入し、ぶどう農家になった方も多く、新たな家庭を築いており人口増に繋がっております。また今年から特定地域作りづくり事業共同組合の設立などを考えておられ、これからの事業も期待するところであります。

当村では今読み上げた数々の人口減少対策をされており、実績を重ねておりますけれども比較的女性の働く場所がありますけれども、男性の働く場所が少なく、過去には地元建設会社で働くなどありましたけれども、現状では地元の企業も働く方は少ないようです。

そこで質問ですけれども人口減少対策として、①個人が遠隔地でテレワークができる環境づくり。② IT 企業がサテライトオフィスができる環境作りづくり。これについては令和元年 6 月議会において同僚議員が質問しており、回答として検討してみたいと答えております。③少人数の会社の誘致における土地の確保や整備を早急に検討すべきではないかと考えますけれども、村長の今後の方針についてのお考えをお願いしたいと思います。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（太田譲君） 村長。

○村長（藤澤泰彦君） それでは 7 番平田議員の質問にお答えをいたします。

人口減少対策に工場誘致の取り組みについてのご質問でございますが、村内への企業誘致につきましては当村の長年にわたっての課題であり、なかなか解決できない難しい問題でございます。議員ご指摘のようにニチコン生坂工場の移転があり、今年度電熱産業株式会社についても閉鎖するとの情報でございます。

この電熱産業株式会社の工場の閉鎖につきましては、社員を募集しても新しい社員の応募がなく、現在の社員の高齢化によることが原因と聞いております。今までも銀行関係や不動産関係の企業を通じて企業誘致を模索し、平成 31 年には 2 社が村内へ現地調査に入りましたが、交通の便が悪く、工場用地の敷地が確保できる適当な場所がないとの理由で実現しませんでした。また、企業誘致ができる用地の拾い出しも検討してきましたが、電熱産業株式会社の社員が 30 数名で工場および社員の駐車場の敷地を合わせますと約 3000 平方メートルの敷地が必要となります。村内において平坦地で 3000 平方メートルの敷地が確保ができ、交通の便が良い箇所は限られてしまい、候補箇所は絞られていない状況でございます。現在、新型コロナウイルス感染症の影響で、地方において議員ご指摘のテレワーク、サテライトオフィスの需要は高まっているところでございます。まず、テレワークには最適なネット環境が必要であります。当村は光ファイバーによるブロードバンドが構築されておりますので、自宅でテレワークをされたい方には環境が整っていますが、村内のどこかで行うにはコワーキングスペースと Wi-Fi の整備が必要となります。

また、サテライトオフィスも当村の空き家や利用度の少ない施設を活用して整備し、都市部と変わらない ICT 環境を提供できると、当村の子育て支援や教育、豊かな自然に恵まれた環境で子供と生活ができることから需要はあると考えております。そして、企業誘致については第 6 次総合計画の商工業の活性化で、当村にあった条件下で企業誘致や雇用創出を研究し進めると計画していますので、引き続き検討をしてまいりたいと思います。以上答弁といたします。

○ 7 番（平田勝章君） はい、議長。

○議長（太田譲君） 平田議員。

○ 7 番（平田勝章君） はい。今現状ではですね、村内から隣の安曇野市や池田町、松川

村などへの通勤者が極めて少なく、隣接した市町村に家を建てるなどしておりますし、またその親もそれに対して支援をしているのが実情ではないでしょうか。そして今、上生坂には前のニチコンの跡も荒廃地として残っておりますので、あの辺をですね、何とかしたいというのが私の考えでありますので、国道に沿って国道の脇っていうことですので、あの辺も早く荒廃地を無くしたいなっていうのが、一番村の中心でありますしね、そこを何とかしたい。その思いからもあります。そしてテレワークについても東京一極集中が一時地方へ流れるようようになったようなんですけども、現在また元に戻りつつあるというニュースが流れておりました。この気運が冷めないうちに、また国でも補助を考えていくとの見解でしたので、これから実施に向けた検討をお願いしたいと思います。

で、一つはこのテレワークなんですけども、私も何年か自分の自宅でもってパソコンで図面を描きながら、現場へ送っていたんですけども、やっぱり家にいると家庭があったり、それから農業とかやっていると、やっぱりいろいろ気になって、なかなかその仕事に打ち込めないというのは自分で実感したところでもあります。そういうことを考えると、やはりどっか村の一部にそこに集まって、そこにテレワークのシステム、パソコンを持ち込んでそれをやった方が、私はその効率の仕事でもいいなっていうのは実感としてありますので、そういうことで今、村長に再度そういうものがどっかにできないかということで再確認をお願いしたいと思います。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（太田讓君） 村長。

○村長（藤澤泰彦君） はい、質問にお答えをいたします。

家でテレワークやっても、家族のことや家の仕事のことがあって集中できないっていうのは私もそう思います。それでコワーキングスペースのスペースを村内のどこかに設置をするかということでございますが、何ヶ所かできそうなところはございます。そういうものも費用対効果を考えながら、今後検討していきたいと思っております。以上答弁といたします。

○7番（平田勝章君） はい、議長。

○議長（太田讓君） 平田議員。

○7番（平田勝章君） ちょっと時間もなくなってきましたので、ちょっと簡単に次の質問にしたいと思います。現状の消火栓、防火水槽の配置では初期消火に不安が今ある、あるわけですけども、村内の一般住宅には公共施設の場所には消火栓や防火水槽が設置されている場所、逆にない場所があります。消火栓と防火水槽の設置基準について、初期消火の考え方から次の質問を行います。

初期消火のため消火栓のあるところは20mのホース2本が設置されております。消火範囲は単純計算すると40mになってしまいます。村内全体ではこの基準で消火栓が設置されていれば届かないところもあると思います。例えば村営住宅には設置されていない場所もありますけども、またこれが初期消火の際には問題にならないでしょうかというところで質問をしたいと思います。

○総務課長（藤澤正司君） 議長。

○議長（太田譲君） 総務課長。

○総務課長（藤澤正司君） 平田議員のお尋ねにお答えをいたします。

現状の消火栓の設置は適当かというそういったご質問かと思えますけども、消防水利の基準、第4条第2項によれば、市街地又は準市街地以外の地域でこれに準ずる地域の消防水利は当該地域内の防火対象物からの消防水利に至る距離がコースの本数の延長数を10本までとし、屈曲を考慮し140m以下となるように設けなければならないとされております。村の水利台帳では、各地域の消火栓、防火水槽等は概ね防火対象物から140m以内にあるものと確認できます。例えば、石原団地には敷地内に消火栓の設置はありませんが、火災発生時には大原団地付近の防火水槽、消火栓、道の駅いくさかの郷の消火栓からのホースの延長により少なくとも3線での消火が可能と考えられます。消防水利の基準が満たされていない場合には、消防局からの是正が求められることもありますが、こうしたことは今までもありませんし、村の消防水利について、改めて明科消防署にも確認をしましたが、特段の問題はないとそういった回答をいただいております。まずは、現在設置されている消火栓が良好に機能するよう管理を行った上で、今回の提言を受けて消火栓の設置についても検討をしていきたいと考えております。以上であります。

○7番（平田勝章君） はい、議長。

○議長（太田譲君） 平田議員。

○7番（平田勝章君） ちょっと時間がないので、ついでに防火水槽の設置基準について集落ごとに配置されていると思えますけども、ない集落もあります。また公共施設のない場所では、やまなみ荘だとか商工会館、健康管理センター、中学校、保育園などでは独自の防火水槽はありませんけども、初期消火の際には問題ないでしょうかということですが、上生坂では4月から9月初めまでは、用水も使えるんですけども、冬季には全く水がなく犀川から何台ものポンプを使って中継するようになります。そうするとどうしても1時間以上かかるということでございますので、先ほどの消火栓についてもそうですし、防火水槽についても要は初期消火するのは30分から40分の間にできればできいいということに書いてあると思うんですけども、それがですね、消火栓の場合だと一般的な場合はホースが2本ですよ。今3本ですか。今一つの箱に2本ですよ。2本ですと40mなんです。ほいで、誰でもがすぐ慌ててすぐ消しかかるとなると40mしかないもんですから、どうしても慌ててると次のホースがないとかいうようにどうしてなっちゃうもんですから、そういうことを考えると消火栓てのはもうちょっとこまめ細かく配置すべきじゃないかと、そういうそれが私の今思っていることであります。それから2番目には防火水槽なんですけども、ホース1本なり2本でカバーしてたにしても、どうしてもそれが2本3本、4本になってくると水圧が落ちるもんですからどうしてもそんなにはできない。その間にできれば地元の消防団でもって防火水槽から小型ポンプで水をくみ上げて、それでまたこれが1時間ぐらい使えるんですかね、そういうことにしてその間には広域消防が来るんで、そんで何とか間に合うというような手順から言えばそういう順序になるんじゃないかと。

ないかなと思うんですけども。

そういうことで再度お聞きしたいんですが、今の明科の消防署から見てもらっても特に言われてないってことなんですが、私から考えると、例えば大原じゃないわ、石原団地のあそこでも一つは今道の駅いくさかから引っ張ってきますけども、あれも4本なり5、6本必要になりますし大原団地からですとあそこからあの畑の中突っ切ってやっぱり5、6本が必要になってくると思うんですけども、現実を考えると、もうちょっと必要じゃないかっていうふうに私は思うんですが、総務課長その辺の見解はどうでしょうか。

○総務課長（藤澤正司君） 議長。

○議長（太田讓君） 総務課長。

○総務課長（藤澤正司君） はい。お答えをいたします。議員のおっしゃられてることもよくわかります。初期消火というものの定義の考え方もあるかと思えます。私どもの、私が考える初期消火というのは、火災が大きくなる前、火がついて大きくなる前に自分でどれだけ消せるかっていうのが初期消火だと思うんですね。実際に消防が出動するということになるとそれもう初期消火ではなくて火災となっております。火災となっておりますのでその火災を最小限に抑えるように消防水利、それから消防体制というものを整えていかなければならないということが消防署、あるいは消防団の仕事だと考えておりますので、そういったことをフルに稼動して対応をしていくということになろうかと思えます。その上で先ほども申し上げましたが、消防水利の基準等は現在のところ村では満たしているという状況でございますので、ご心配は非常に良くわかります。それですが、やはり限られた財源の中でございます。消防、防災の関係は住民の生命財産を守るという重要な事項ではございますが、その辺も考慮しまして整備をしてきているということでありますので、今後もですね、先ほど議員の石原団地のお話もございましたけども、あの辺の防火水槽につきましては、地区からも令和2年度に要望されております。その際には、設置場所をご提供いただきたいと、その上で進展があれば対応させていただきたいという回答をさせていただいておりますので、その辺もご理解をいただければと思います。以上でございます。

○7番（平田勝章君） はい、議長。

○議長（太田讓君） 平田議員。

○7番（平田勝章君） はい。今初期消火の考え方で少し差が私の考えと差があるんですけども、限られた資源財源の中ってことなんですけども、実際に住民の人たちから言われているのは、これで本当に間に合うのかいってような、そういういわば意見が結構多いです。私の常会でも水槽が今ないということで今、今折衝をしているところなんで、またそれが済んだらまた村にまたお願いするところであります。ちょっと時間の都合で細かくもうちょっともう少し聞きたかったんですが、ちょっと時間がありませんので、これで私の質問を終らせます。

○議長（太田讓君） 次に、2番藤澤議員。

○2番（藤澤幸恵君） 議長。

○議長（太田譲君） 藤澤議員。

○2番（藤澤幸恵君） 2番藤沢幸恵です。通告に基づき、一般質問を行います。

まず、生坂村保小中一貫教育について、生坂村は生坂村保小中一貫教育研究検討協議会を平成29年7月に発足させ、約3年半にわたって研究検討を重ね今年4月に生坂教育に対する今後の推進方策、提言をまとめた最終報告書を村長に提出しております。

協議会では、生坂村における保育園および小中学校の系統的な教育活動の推進を図る今後の方向性として、引き続き保小中連携教育の充実を図りながら1、2年後には保小中一貫教育を導入することを望む。また、その導入効果を高めるには、近い将来に小学校を移転させ義務教育学校への移行も視野に入れた小中一貫型小学校中学校の設置が望ましいと考えると提言しています。6月の議会定例会の社会文教常任委員会の中で、保小中一貫教育導入のスケジュールはとの質問がありまして、そこでは遅くとも令和5年度には導入を考える、考えていると回答されておりました。それについて現在の状況を教育長にお伺いしたいと思います。

○教育長（樋口雄一君） 議長。

○議長（太田譲君） 教育長。

○教育長（樋口雄一君） それでは藤沢議員の保小中一貫教育の現在の検討状況に関するご質問についてお答えいたします。議員ご承知の通り、平成29年に設置されました生坂村保小中一貫教育研究検討協議会につきましては、当村における特色ある教育や保小中一貫教育等について研究協議を重ねて、その結果を最終報告書として取りまとめ、今年4月に村長に提出しております。この最終報告書でまとめられました今後に向けた提言につきましては、先ほど藤沢議員が質問の際に触れていただきましたとおりでございます。まずは1、2年後に保小中一貫教育を導入することを望むとされたところでございます。この提言を受けまして、教育委員会および小中学校としましては、まず、これまで別々に作成しておりました各学校のランドデザインを統一した形にすることにしまして、現在そのたたき台を作成しており、今年度中の完成を目指しているところでございます。来年度につきましては、この統一したランドデザインをそれぞれの学校運営に反映させていくとともに保護者を含めた村民の方々が、このランドデザインや生坂村が目指すべき子供像等を共有できるように説明会等を通じて意識の醸成に努めてまいりたいと考えているところでございます。また現在保小中連携教育を進めている中では、定期的に保小の連絡会や小中連携委員会を開催しているところでございます。今年度でございますが小中連携委員会におきましては、学力向上、地域学習、防災保健特別活動といった4つの分科会を設置しまして、児童生徒に関する情報を共有したり、各学校での取り組み活動の足並みを揃えるための協議をしているところでございます。

こういった委員会等の充実も図りながら、令和5年度の小中一貫教育導入を目指して、引き続き準備を進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（太田讓君） 村長。

○村長（藤澤泰彦君） 2番藤沢議員の質問にお答えをいたします。

ただいま樋口教育長が答弁した通り、ソフト面では保小中の連携をしながら進めていき、令和5年度の導入を目指しているとのことでした。私からは、保小中一貫教育の導入効果を高めるには、近い将来に小学校を移転させ、義務教育学校への移行も視野に入れた小中一貫型小中学校の設置が望ましいと考える、のハード部分についてお答えをさせていただきます。

小中一貫教育は、同一の校舎内に小学校および中学校の全学年9学年があり、組織運営とともに一体的に小中一貫教育を行います施設一体型、隣接する小学校および中学校で教育課程および教育目標に一貫性を持たせます施設隣接型、離れた場所にある小学校および中学校で教育課程および教育目標に一貫性を持たせる施設分離型、そして義務教育学校は初等教育6年と中等教育3年の計9年間の課程を一体化させた学校で、9学年の校務を1人の校長がつかさどります。よって、当村の小中一貫校は、教育長が答弁した通り令和5年度から保小中一貫教育が導入できたとしても施設分離型で進めていくことになります。

しかし、小学校は建設から42年が経ちますし、今定例会でも修繕費を計上しているなど老朽化が顕著ですので、今後財政状況を加味して更新時期を考えていかなければなりません。また、小学校の移転によって小中一貫型小中学校で進めていくのか、義務教育学校として建設するのかさらに検討しなければと考えております。しかし現在、小学校の移転につきましては、ほとんど検討に至っていないところですので、まずはハード、ソフト両面の具体的なスケジュールを教育委員会と協議をした後、保護者の皆さん初め、村民の皆さんの意向を把握して議員各位とも検討協議をお願いしていきたいと考えております。以上答弁といたします。

○2番（藤澤幸恵君） 議長。

○議長（太田讓君） 藤沢議員。

○2番（藤澤幸恵君） 再質問をいたします。小中一貫教育ということで研究や検討をしてきて、これから1、2年後の導入を考えて検討されているということなんですけれども、根本的に今の生坂村の現状において、本当に小中一貫教育というか一貫校を設立設定していくっていう意味は、意味があるのか。またはそのメリットとしてどういったものがあるのか。あとは村としての教育方針で考えてるのか、それとも保護者に対するものなのか、子供たちに対する教育なのか。それぞれの立場によっていろいろ考え方が違ってくると思うんですけれども、その辺を考えてみて本当に小中一貫の教育を2年後に導入していく、または、義務教育学校に移行していくという、どの辺に重点を置いて検討を進めているのかということをちょっとお聞きしたいんですけれども、よろしいですか。

○教育長（樋口雄一君） 議長。

○議長（太田讓君） 教育長。

○教育長（樋口雄一君） それでは藤沢議員の質問についてお答えいたします。藤沢議員

ご指摘いただいた通り協議会の中でもそういった意見がございまして、そもそも生坂村の中でどのような特色ある保育または教育をしていくのかというような、形だとか、どのような保育園、小学校中学校にして子供を育てていきたいのかということで、村民の方も交えている生坂村の教育の構想を考えていく必要があるんじゃないかというところでご意見をいただいたところでございます。また、村民の意識としてどのような子供を育てたいのかということで、アンケート等も実施してみたらどうかということでご意見もお伺いしたところでございます。先ほど答弁いたしました通り、今回グランドデザインということで小中学校の学校目標等を策定することで考えておりますので、令和4年度になりますが説明会等を通じまして村民の方々の意見もお聞きしながら、生坂教育ということにつきましてまた検討をしていきたいと考えているところでございます。以上でございます。

○2番（藤澤幸恵君） 議長。

○議長（太田譲君） 藤澤議員。

○2番（藤澤幸恵君） ありがとうございます。他の市町村の状況ですと、例えば小学校が何校かある、中学校が何個かある、そういった中で、その中の小中一貫教育一貫校として何校かが一つの教育課程をやっていくというのが、その辺が少子化で問題になって学校がだんだん余ってきってしまうのでそういう対策法ということで小中一貫ってのが報じられたと思うんですけども、生坂村の場合は元々少子化で学級1学級、近年においては10人前後という少人数になってきています。私の子供もいろんな世代がいるんですけども、今の段階ですと小学校中学校それから保育園の連携が取れていないかというところと全くそうではなくて、きちんと先生や教育委員会それからあの行政、地域の方達ともきちっと連携をとりながら、子供たちを教育したりしていただいているというふうに感じています。ですので、慌ててというか急いで小中一貫教育という形でスタート、本当にさせていいのか、それとも村長おっしゃったように小学校がやはり老朽化をして、いずれは改修若しくは移転ということになってくるとすると、またそこで一旦、小中一貫校から義務教育学校への移行という形に、またその教育体制を変えていかなければいけなくなってしまうということもあると思うんです。なのでその辺はやはり私達も親もまだ小中一貫という言葉は知っているんですけども本当にこう中身がわかっていなくて、ただ小学校と中学校が同じ校舎で過ごすんだっていう、そういう簡単な解釈もあれば、やっぱりその義務教育学校との違いもよく理解されてないということがあるので、あまり急がず、もう一度きちっとその理解を深めたりとか勉強会、一度されてると思うんですけども、やはりそこはちょっと一度では理解できない保護者も沢山いましてピンとこないとか、ちょっと間違っただけの勘違いをした解釈をしているという方もおりますので、その辺をもう少し考えていく必要があるかと思うんですが、やはり5年度に向けてそういった設立をするのかどうか、もう一度お聞きしたいと思います。

○教育長（樋口雄一君） 議長。

○議長（太田譲君） 教育長。

○教育長（樋口雄一君） それでは藤澤議員の質問にお答えいたします。藤澤議員ご指摘

の通り、保護者の方が十分まだ理解されてない部分も非常にあるかと思います。あくまでも保小一貫教育というのは施設にこだわらずに、あの小中学校離れていても小中一貫教育ということで進めることは可能ではあるんですが、一応提言としましては、やはりそういった形を取るのであれば、小学校を移転させて、中学校と系列または一体化した形でやれば効果が上がるのではないかということで提言をいただいているところでございます。委員会の方から、協議会の方からは1年後に保小中一貫教育を導入したら望ましいということで提言をいただいておりますので、できればそれに沿った形で進めたいとは考えておりますが、今議員からご指摘いただきました通り、そもそも生坂教育ということで村民の方々に意見を聞いた上で進めていきたいと思っておりますので、また今年度、来年度以降になりますが、そういった説明会等を通じまして意見を反映させた上で進めていきたいと考えております。以上でございます。

○2番（藤澤幸恵君） 議長。

○議長（太田譲君） 藤澤議員。

○2番（藤澤幸恵君） ありがとうございます。あの、何て言うんですかね、導入を急ぐ、検討会で検討してくださいということなので、できるだけ答えを早く出したいという気持ちはわかるんですが、やっぱり生坂村にとって子供たちはとても大事なものですし、学校、保育園学校の教育っていうものが本当にあの基盤になって、社会へ出ていくことになりますので、あまり大人の都合で焦らずによく検討してから、1歩2歩また後退してもそれはそれで構わないと思っておりますので、ぜひその辺をまた私も一緒に考えますけれどもよろしくお願ひしたいと思います。

私個人の考えですが、システムが何年か後にコロコロと変わっていくよりは、きちっともう義務教育学校としてやっていくならそこを目指してそれが5年かかるか、何年かかるかわからないんですけども、その方が今よりもっと良い教育だとか、なんですかね、カリキュラムも義務教育学校の方が自由な形をとれたり、あと特色のある教育をできるというメリットもあると思うので、そういうことも大事かなと思います。やはり保護者の中には、その中学校3年生、小学校1年生から中学校3年生までが果たして同じ建物の中にいて、うまくいくのかっていうような不安の声もあるんですけども、子供も子供同士、割と大きい思春期の中学生に小さい子供たちがその中にいて心配だっていうお母さんの声も聞くんですが、意外とこう村外から来た保護者の方とか、あとは今は学校の教員の方もいろんな学校で教師をされてきた方がいらっしゃって、そういう方の話を聞くと、そんなに悪いものではない。大きい子たちがきちっと小さい子を見るし、逆に思春期でストレスがたまってる中学生たちにとって小さい小学校1、2年生の小さい子供たちは癒しになったりもするというような効果も聞いております。小中一貫ていうと、何て言うんですかね、中1ギャップとかいう話をよく耳にするんですが、生坂村ではそういったようなことは見受けられないので、小さな村ですから、みんなが仲良くうまくやっただいて、あとはその生坂の子供たちについてどういうふうに思われますかというようなアンケートの結果も出ているんですが、競争心がないだとか、気が小さいだとか、外へ出ていくと元気がないだとか、そういったような回答が多いんですけども、それっていうのもやはり今ま

での教育の中で、やはりヨーイドンの競争しないとか、そういったことが今の教育の中では減ってきているので、それはもう致し方がないことで、ただ自分のきちっとした意見を述べられるとか、そういう、何て言うかな、外へ出て行っても自分は大丈夫だという自信を持って、自立していけるように育てていくってことは、大きいとか小さいとか、少ないとか多いとか、そういうことではなくて、やはりその子自身がきちっと自分の自己肯定ってんですか、それをきちっと高める、その辺がやはり一番大事になってくると思います。あとは、やはり小さい学校ですので、小学生から中学生までと一緒に生活をする、それからあとはもう地域の方たちと今までもあったんですけど、今このコロナの状態になってしまってあまりこう地域の方たちとの関わる行事とかもすごい減ってしまったんですが、そうでないときは、わくわく体験広場だとか、あと地域の方々で何か得意な事がある方を講師に招いて事業をやるとか、そういったことも今までは出来ていたので、そういういい部分を取り入れて1年生から9年生っていうことになるんですけども、義務教育というところ、そういうやっぱり長い目で子供たちをうまく育て上げていくというような方向性で考えてもらおうと、こちらの生坂村のお金の面でもメリットになる部分、まあそこにも当てはまってくることもありますので、ぜひ検討していただきたいなと思います。

何を主に謳っていくのかってことを、まずきちっと大きなものを掲げていただいて、委員、また検討会みたいなものもこれでやっていくと思うんですけども、そのときの、何て言うんですかね、その委員の人員構成みたいなものをもう少しきちっとしたものにしていただきたいというふうに思います。安易に小学校中学校のPTA会長だとか保護者会長だとかっていうふうには選ばれても、やはり意欲とか意識があって勉強する意識のある人が集まって議論を重ねた方が絶対にいいものができると思うので、その辺もぜひ検討していただきたいなと思っております。生坂の子供たちだけじゃなくて、外からのね、子育てをしている親たちが、生坂村っていい教育してるじゃん、いい学校なんだよねっていうふうになってきていただけると、またこれからだんだん増えてくっていくのはなかなか難しいですので、その辺の何か本当に特化したものっていうことを考えながら、学校作りをしていければいいなと思いますので、よろしくお願いします。私の考えを述べてしまったんですけども、村長はどうですか、どんなふうにお考えですか。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（太田讓君） 村長。

○村長（藤澤泰彦君） はい。2番藤沢議員の質問にお答えをいたします。

樋口教育長言われたように来年度説明会を開いて、保小中一貫教育の関係について保護者の皆さん初め村民の皆さんにご理解をいただいでいくということでございます。協議会の方で4月に私、答申をいただいたわけでもございまして、その答申の重さは私も感じております。平成29年から協議をしてきていただいて、その結果の答申でございまして、私としては反映をしていきたいとは思いますが、保護者の皆さんが藤沢議員の言われたような状況であれば、まずご理解をいただくことが最初かなと考えております。

そういう中で説明会を開催をさせていただいて、本当に生坂教育というものはどういふものか、保小中一貫教育で良いのかということも含めて、いろいろと皆さんとお話し合いが

できればと思っております。以上答弁といたします。

○2番（藤澤幸恵君） 議長。

○議長（太田譲君） 藤澤議員。

○2番（藤澤幸恵君） ありがとうございます。あの、今後もよろしくお願ひいたします。それでは2つ目の質問に移りたいと思います。

コロナ禍における児童生徒の安全安心の確保と学習の場の確保について、全国的にコロナ感染状況は未だ減少してきたとは言えない状況で長野県でも毎日感染者の報告が続いている状況です。2学期も始まり、先生も様々な対策を講じて、感染の防止に努めていてくれるとは思いますが保護者、児童生徒には少なからず不安はあると思います。ここにきてデルタ株は空気感染で広がるという報道もあり、また新たにミュー株といったワクチン効果を下げの可能性も懸念されるような変異株も日本で確認されてきております。このような中、感染の多い地域ではオンラインによる授業や分散登校など、各自治体、学校による対応をしています。当村では感染者報告は今年4月以降では2件ですが、今後どうなるかは誰もわかりません。村として感染者が増えてからの対応ではなく、事前に感染防止対策を講じる考えはありますか。また感染への恐怖から、恐怖や不安から、学校を自主的に休校、自主的にお休みする児童生徒に対する対応についてのお考えをお聞きしたいと思います。

○教育次長（山本雅一君） 議長。

○議長（太田譲君） 教育次長。

○教育次長（山本雅一君） それではコロナ禍における児童生徒の安全安心の確保と、学習の場の確保についてお答えをいたします。現在小中学校では感染レベルに応じてのガイドラインを設定しまして、校内の感染防止対策として、朝晩の検温や毎日の健康観察のほか、昨年設置しました自動水栓等を活用した手洗いや換気の励行を行っております。給食につきましても配膳については、職員や手袋をつけた児童が行い前を向いた黙食等、様々な対策を講じております。

また学校にウイルスを持ち込ませないという対策としまして、児童生徒、保護者、学校職員に対しまして、同居家族に体調不良がいる場合は、登校を自粛していただく。同居家族が緊急事態制限地域、まん延防止地域、県から往来そのものを慎重に検討する地域に滞在した場合、1週間程度登校を自粛していただく。先ほどの地域から来た方、先ほどの地域から来た方と飲食と生活を共にした場合も1週間程度自粛していただくというような強力の依頼をさせていただいております。

議員ご指摘の通り、当村では今年4月以降の感染者報告は2件と非常に少ない状況ではありますが、今後さらに感染が拡大し、児童生徒を含めた学校関係者の中で、感染者が発生する可能性もあります。その場合、教育委員会としましては、子供たちの学びを止めないためにも保健所の指導に沿った形で、できるだけ学校に登校しての授業を実施したいと考えております。しかしながら、数日間の臨時休業等の対応しなければならない状況となることも考えられますので、現在、小中学校におきましては1人1台タブレットの試行的

に持ち帰り、家庭学習に使用するなどオンライン授業の対応できるように準備を進めております。また感染への恐怖や不安から自主休校を表明した児童生徒につきましても、小中学校に確認したところ、感染が心配という理由で通学しなかった児童が1名おりました。この児童への対応についてですが、欠席とは見なさず出席停止扱いとして、担任の先生が週に数回ほど家庭訪問をして、家庭学習のプリントを手渡したり、学校の様子などを細かく連絡をいたしました。

今後も感染への恐怖や不安から、自主休校を表明した児童生徒につきましても、同様に対応していきたいというふうに考えております。以上答弁とさせていただきます。

○2番（藤澤幸恵君） 議長。

○議長（太田譲君） 藤澤議員。

○2番（藤澤幸恵君） ありがとうございます。本当にこういうコロナ禍の状況になってから、本当に毎日子供たちはマスクを着けた状態で、いろいろな行事だったり活動を制限されて学校生活を送っています。感染者が出ないということが本当にありがたいことなんですけれども、本当に何を子供たちって本当に例えば学校が休校になってしまったり、学校に行けないってなったときに、中学生ぐらいならいいと思うんですが、小学生の低学年においては、やはり保護者もほとんどの保護者が仕事に出ている状態で、なかなか休みも取れなかったりだとか、子供を家で見る人がいない。そうなったときにタブレットを使って事業をやるということができるようになったとしても、小さい子供が1人で家の中でそれを操作してやって果たしてうまく授業になるのかというような不安はあります。やはりその家庭だけだとやはり平日においては厳しい環境のお子さんたちもいらっしゃると思うので、本当は一部学校の教室を開放してあげるだとか、児童館の図書館等でそういったものがきちっと使えるような設備を整えてもらうだとか、そうすると児童館職員の目も行き届きますし、そんなような事も検討していただけるといいかなあというふうに思います。

それから中学生においてはやはりあの勉強の遅れが一番気になるご家庭、お子さんが多いと思います。少し前に中学校の方で部活動ができないっていう時期がありまして、その時にうちの息子吹奏楽部なんですけれども、顧問の先生がタブレットを使って部活をやってみようじゃないかっていうことで、できることはやってみる、うまくいなくてもやってみる、というような形で行っていただきました。家に楽器とタブレットを持ち帰ってきて、それで本当にどんなふうにするのかなと思っていたんですけれども、先生の顔を見ながら、みんなの顔見ながら、音を聞きながら、離れてはいましたけれどもきちっと音出したの、チェックなどがやれていて凄い事だなあというふうに私自身感心したところでありまして。何て言うんですかね、やっぱりやってみたら良かったっていうようなことも実際ありますので、何かちょっときちっとやっぱ子供たちにその休校になったら慌てて操作の仕方とかやり方を教えるんじゃないかと、日頃の授業の中でも別に学校、学校の教室の中でもいいので、そういった授業をちょっとやってみるだとか、特に小学生に対しては、そういったような準備みたいなものも学校の中で取り入れてもらうと、私達も安心して見ていられるというか、やはりちょっと保護者でも、そういうインターネットとか、オンラインと

かそういうのにやはりちょっと苦手意識を持ってる方が、私もそうですけど、沢山いらっしやるので、やっぱりちょっと何処とでも繋がれるとやっぱり危ない危険っていうそういう不安の方が大きい保護者の方がやっぱり沢山いるので、そこら辺はやっぱり安全に使えるようなものをぜひ検討していただいて、子供たちにもきちっと指導はできるようにしていただきたいなというふうに思います。よろしくお願いします。質問は以上です。

○議長（太田讓君）　ここで1時間が経過しますので、換気のため休憩をとりたいと思います。再開は2時10分からとします。

休憩　午後　1時58分
再開　午後　2時10分

○議長（太田讓君）　再開します。これより、私が一般質問を行いたいと思いますので、議長を副議長と交代します。

○副議長（字引文威君）　議長を交代いたしました。
一般質問を続けます。次に5番、太田議員。

○5番（太田讓君）　議長。

○副議長（字引文威君）　太田議員。

○5番（太田讓君）　5番太田讓です。通告に伴い、一般質問を行います。

初めに、今回8月の豪雨での災害により無念にもお亡くなりになられた方、またご家族の方にお悔やみを申し上げます。また、被災した方々にお見舞いを申し上げます。日本各地で甚大な被害が報告報道されました。1日も早い復旧により通常の生活を取り戻せることを願うばかりでございます。

当村では、幸いにも人的災害は報告されませんでした。犀川は氾濫危険水位を超え、道路への浸水や内水氾濫の危険も発生し、村から避難指示が発令され自主防災組織の皆様のご迅速な対応により速やかに避難所を開設していただき、避難生活をされ一夜を過ごされた方もおります。高齢者の多い地域では地区住民が主導となり、自主避難での災害対応をしてくださったところもあります。

また、消防では村内各所の巡回や排水作業で昼夜を問わず、村民の安心安全のために活動していただきました。自主防災組織と消防団の皆様のご協力もあり、住民や建物に被害が及ばずに済んだこと、本当に感謝いたします。毎年9月に開催されている村の総合防災訓練は、コロナ感染拡大により中止となってしまいましたが、今回の豪雨で新たに気がついたこと、また様々なご意見もいただいておりますので、早期に反映できるようにし、これから秋の台風シーズンに向け村民の安心安全のために検証研究し迅速に対応をしていくことが必要と考えます。

それでは質問に入ります。生産年齢人口、これは経済学用語の一つで、各国の国内で行われている生産活動についている人口のことを表しております、日本では15歳から65歳に該当する人口のことを指しておりますが、現代日本においては18歳までの年齢層では90%余りの方が高校などに通っておられるので、厳密には生産年齢人口に含まれないかとは思いますが、現在の日本にはその該当年齢層約7000万人以上がこの生産年齢人口として存在をしており、これは日本の総人口の6割占めています。日本では1995年がこのピークを迎えており、それ以降は減少し続けていますが、この生産年齢人口の増加がこれからの生坂村には必要であります。また、この年齢層の流出の食い止めも課題となっております。そうした中、移住増加や流出の食い止めに向けた政策を村では実行をしてきております。新規就農研修制度を活用し、都市部からたくさんの方が移住してきて、ぶどうなどを生産しながら家族をつくり生活をしてきています。

また、流出対策として子育て支援として子育て世代のリフォーム補助の拡充で住環境の充実を図り若者世代の定住に繋がるようにもしております。その他新規事業者や店舗事業者に対する店舗開店支援などを打ち出しています。結果として、生産年齢人口の方の移住定住に繋がってきていることは評価できると思います。引き続きこうした施策を行い、さらに生産年齢人口を増やしていく作業をしていただきたいと思います。また、併せてこれから考えなければならないことは、今村にある事業体、農業・商業・工業・全て含まれますが、これからも事業を続けていけるような環境作りを村としても考えていく事が大事だと思います。今ある村内事業所の多くは家族経営の中小零細企業です。農業が衰退すれば耕作地が増え、里山整備もできなくなり、景観、鳥獣被害なども悪化することが予想されます。商工業の衰退は、地域循環型社会が成り立たなくなり、地域の活力の低下にも繋がります。このような状況を避けるために村として現在何か考えはあるのか、まずお聞きいたします。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○副議長（字引文威君） 村長。

○村長（藤澤泰彦君） 5番太田議員の質問にお答えをいたします。

村内事業の重要性についてというご質問でございますが、現在日本の人口減少、少子高齢化の状況下では当然生産年齢人口は減少傾向であり、当村においても過疎化、高齢化の進行とともに生産年齢人口は減少を続けております。しかし、太田議員ご指摘の通り村の活性化を図る上で生産年齢人口の維持増加は大変重要であると考えており、振興課関係事業の中でもこれまで生産年齢人口、また人口減少を抑制するため様々な施策を実施してまいりました。ご指摘いただきました新規就農研修制度では、これまで村に転入され農家として定住をしているご家族は19家族で、現在研修中の研修生は6名いらっしゃいます。また、住宅リフォーム補助等の活用実績は、平成30年度から現在まで14件で、そのうち子育て世帯対象のものが4件、店舗の新築や増改築などへの補助制度であります店舗整備促進事業では、これまでに2店舗がご活用いただいております、現在問い合わせをいただいている案件もあるところでございます。今後も移住や定住に繋がる事業を一層進めていくことは必要不可欠であると考えますので、こうした支援策につきましては、継続して実施していきたいと考えております。そして、村内の事業者の皆さんが今後も事業を継続してい

ただくために必要な環境作りについて、村の考えはとのご質問でございますが、農業や商工業への支援策については、既存の事業を継続して実施しますとともに、必要に応じては拡充を検討したいと考えております。そして考えられる新たな支援策、求められる支援制度などにつきましては、県、商工会など関係機関と協議をしながら、効果的な事業について検討してまいりたいと考えております。

以上答弁いたします。

○振興課長（中山茂也君） 議長。

○副議長（字引文威君） 振興課長。

○振興課長（中山茂也君） 続いて、私の方からお答えをいたします。

農業、商工業者の皆様が事業を続けていけるような取り組みについてでございますが、農業においては農業懇談会で説明をしている人農地プランに地域の中心となる経営体に担い手として位置づけられる農業者に対しまして支援策として、国の補助事業であります強い農業・担い手づくり支援交付金で先進的農業経営体支援タイプおよび地域育成担い手タイプの事業によりまして、農業法人等や農業者に対し農業用機械・施設の導入時に先進的農業経営体支援タイプか、法人等に対し条件 1500 万円、補助率 30%、地域育成担い手タイプが個人農業者に対し上限 300 万円で、補助率 30%の補助事業などがあります。

また家族農業経営や担い手の経営を継承し、発展させる取り組みを支援する事業で経営継承発展等支援事業としまして、上限 100 万円で、補助率 50%の事業があります。現在、人農地プランに位置づけられた経営体につきましては 26 経営体でございますが、この経営体の方から農業用機械や施設の導入の意向がある農家には振興課で対応をしております。商工業者に対しましては、経済産業省で中小企業を対象とした補助事業の中でのもの作り商業サービス補助金として一般型で上限が 1000 万円、補助率 50%、機械装置、システム構築費、運搬費、技術購入費、知的財産権等導入費、外注費、専門化経費、クラウドサービス利用費、原材料費に対し補助がされます。また、事業継承引継ぎ補助金としまして上限が 400 万円で、補助率が事業費の 66%、人件費、外注費、委託費、設備費、謝金、旅費等に対し補助されるものでございます。この事業は商工会が窓口となりまして、事業を行いたい事業者に対し申請についてアドバイスを行っております。農業や商工業者の事業者が設備投資を行うには高額な費用を要しますので、国の補助事業を活用していくことを村として推進するよう考えております。以上答弁いたします。

○5 番（太田讓君） 議長。

○副議長（字引文威君） 太田議員。

○5 番（太田讓君） 振興課長から答弁いただきました人農地プラン、もの作り商業サービス生産性向上促進補助金、事業継承引継ぎ補助金など、国の補助事業を活用していくことを村としては推進をしていくということですが、村はこれらの情報提供し商工会などと連携しながら事業者の支援をしていくことは非常に大事なことだと考えます。さらなる効果的な事業についても、引き続きアンテナを張っていただき、情報提供をしていただけると事業者も心強いかと思います。

先ほど答弁いただいた店舗整備促進事業について質問というか確認ですが、これは村独自の政策だと認識していますが合っていますでしょうか。

○振興課長（中山茂也君） 議長。

○副議長（字引文威君） 振興課長。

○振興課長（中山茂也君） お答えいたします。ご質問の店舗に関する補助金でございますが、村の独自事業でございます。以上、答弁と致します。

○5番（太田讓君） 議長。

○副議長（字引文威君） 太田議員。

○5番（太田讓君） 飲食店や商店の少ない当村においては、この補助事業は非常に村の強い希望というか、願いが伝わる政策だと思っております。この政策のように他の事業者も応援していく仕組みの模索はできないでしょうか。というのは、先ほどの答弁にもあるもの作り商業サービス生産性向上促進補助金など本当にいい事業ではあるんですが、他の事業も含め現状を打開するというか、新たな試みとか成長計画が申請条件に必要なようになっております。そういうものが多いです。新規事業ならば、目標設定も立てやすいですし、やりやすい部分もあると思うんですが、この事業に至っては採択率も30%から40%と結構厳しい状況にあります。申請するにも書類の複雑煩雑さから商工会に頼ってしまう依存部分が大きくなり、事業継承として何かなんとか現状を維持をしていきたいというような事業所には、条件的にはなかなか手続き的にもハードルが高いというものがあります。生産年齢人口の維持増加を図りたい当村として、今ある事業者が事業継承し、これからの村の活性化に大きな力となる事業者や、若者がやりがいというか意欲を持って仕事や村との関わりに繋がるような支援が必要ではないかなと考えます。農業、商工業では特に事業継承時に伴う設備投資と高額な費用を要するケースが多いです。ぜひ、村としてフレキシブルに利用できる仮称・事業継承補助事業というような形で、これから希望を持って事業経営をしてもらいながら、地域活性化の一助になってもらうためにも、ぜひ検討をしていただきたいと考えますが、村長のご意見をお伺いしたいと思います。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○副議長（字引文威君） 村長。

○村長（藤澤泰彦君） 5番太田議員の質問にお答えをいたします。事業継承補助事業が必要ではないかということでございますが、議員ご指摘のもの作り商業サービス補助金、実は我が社も商工会の指導をいただきまして申請をしましたが、1回目はハードルが高く不採択でございました。そして次のときに申請書類をもとにしまして、長野県中小企業団体中央会にご指導いただきまして、2度目はやっと採択をしていただきましたが、書類の作成はとても大変だったことを思い出されます。

今後は今まで以上に農業、商工業などを営む方々が国県の補助事業を申請したいときには、振興課や商工会がその事業を採択していただけるように、指導ができるノウハウも勉強していかなければと考えているところでございます。議員ご指摘の通り、農業、商工業

の事業継承時には設備投資など多額な費用が生じることは私も経験しておりますのでよく理解ができます。よって、後継者の育成、事業継承時の設備投資や新分野の開拓、経営の品質向上、起業家の支援など、農業、商工業の事業継承時に関係した支援に対してこのように行っている町村もございますので、補助をすべきかどうか、前向きに検討していきたいと思います。以上答弁といたします。

○5番（太田譲君） 議長。

○副議長（字引文威君） 太田議員。

○5番（太田譲君） 今答弁いただきました中で、自治体によって独自にやっぱそういうことを考えているところもある。これは考えちゃいけないってことではないと思いますので、国や県でとか、そういう経済団体のところでやっているものをお示しいただきながら、お手伝いしていただいて利用していくってことは本当に大事なことだし、それを有効的に使っていくべきだと思いますが、なかなかそういうこともできない場合もありますので、ぜひ前向きに検討していただけるということですので、早急に検討会か何か協議をしていただいて、少しでもこれから村内で事業をこのまま続けていきたい、農業をやりたいと思っていただけるような、村としてのバックアップというか、そういうものを示していただけたら活気がつくんじゃないのかなと思っておりますので、期待をして待っております。

2つ目の質問に参ります。このコロナ禍の危機的状況をどう乗り越えていくか、ウィズコロナとかいう言葉も今だんだん世界の中で共通になってくるような世の中になってきてしまいましたが、影響を受けているところへの支援、そういうものをどういうふうにしていくか、行政、議会ともに考え、策を講じていくことは喫緊の必要な取り組みだとは思っております。また、アフターコロナ、ウィズコロナを考えたアクションもあわせて考えていかなければならない。このコロナ禍で在宅勤務やワーケーションといった就業環境の変化が加速しつつある、あります。日本だけではなく世界的にも都市部から地方へ移住をし、環境豊かな場所で暮らすというライフスタイルを求める人が増加している状況もあるかと思えます。こうした中で、当村としてもさらなる人口増に向けた取り組みを模索していくタイミングだと考えます。

今回私が提案したいものとして、持続可能な社会をキーワードとした取り組みでサーキュラーコミュニティ、未来に向けた新しいライフスタイルの創出とより継続、持続可能で柔軟な環境問題の解決を実現するために新技術とローカルの生活が融合した地域。例えば、そこでは住居内で発生した有機ゴミ等が再生エネルギーに利用され最終的に水耕栽培や農場へ回されることで、新たな食糧の創出を促し全ての作業がコミュニティ内で循環をすとか、また既存のエネルギーを使用せず、天然素材やゴミと言われる再生資源を活用し自動的に発電、集水、水を集めることですね、貯水、下水処理を行い食糧も生産できるオフグリッドエコハウスを活用しながら自然のシステムを観察し、生坂の伝統的な生活、農業や歴史的なものですが、の知識を学び現在の技術的知識を融合させて新しい生坂らしさを出す。併せて、地域住民の生活利便性向上のために特に医療系ですね、遠隔医療などや教育、防災の先端技術も取り入れながらコミュニティを形成し、いずれはこのようなサー

キュラーエコノミーを実践する企業を地域に誘致することで雇用を作り出し関係人口も増やす。この豊かな自然を生かし地域農業や伝統を学びながら、地産地消医療教育の充実を図り、次世代の自給自足モデルとして構築を目指し、移住者の参加に繋げていけるような新たな取り組みはこれからの村にとってプラスになると考えております。行政、住民、企業で協力しながらこのような取り組みを行い、村の活性化を図ることは今後の生坂村に必要と考えますが、村長の率直なご意見をお伺いいたします。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○副議長（字引文威君） 村長。

○村長（藤澤泰彦君） 5番太田議員の質問にお答えをいたします。

行政住民企業で協力し、村の活性化を図るということですが、まずサーキュラーコミュニティについて調べましたところ、事業の一例として紹介をされておりアメリカ、イギリス、スウェーデンに拠点を置く会社と、デンマークの建築事務所、そしてスウェーデンの建築事務所がコラボをしたこの計画は、昨今の気候変動問題や食糧の安全保障問題に取り組むために立ち上がったプロジェクトでございまして、未来に向けた新しいライフスタイルの創出と、より持続可能で柔軟な環境問題の解決を実現するために、新技術とローカルの生活との融合を目指しております。このコミュニティでは、住居内で発生した有機ゴミが家畜用飼料、水質管理、再生エネルギーに利用され、最終的に内部の水耕栽培場や農場へ回されることで、新たな食糧の創出を促すことにより、すべての作業がコミュニティの内部で循環する構造になっている計画でございまして。実際どのように循環を実現しているかは、コミュニティ内部の家はそのほぼ全てが持続可能な生活を送るために独自でデザインされたもので、村の中に送電線網を引かなくても良いように住居のエネルギーは、太陽光パネルで発電した電力で賄われ、自然の熱や空気の流れを利用した冷暖房設備により住居ごとの電気使用料の負担を下げることが可能であり、この家族向け住居のすぐ近くに温室が設置されており、住民自ら野菜や果物を育てることができるといふ計画でございまして。この計画の建設予定であります村全体の面積は25万平方メートルで、その4分の1のみが居住部分、残りの4分の3に食糧生産場や農場、発電所、電気自動車充電ステーションを併設した公園や水耕栽培農園も設置される予定であり、他にも共有の貯水施設やリサイクルシステム、家畜小屋、食堂、子供の遊び場や学習施設の建設が予定されているのでございまして。このサーキュラーコミュニティは壮大な計画で、この事業を実現するための実施計画や概算事業費については想像ができないものが現状でございまして。サーキュラーコミュニティ、循環型経済とは、従来の資源を採掘して作る直線型経済システムの中で活用されることなく廃棄されていた製品や原材料などを新たな資源と捉え、廃棄物を出さず資源を循環させる経済の仕組みのことで、この仕組みについては地球温暖化を抑制するZero Carbonの取り組みとして今後研究する価値はあると考えているところでございまして。以上答弁といたします。

○5番（太田讓君） 議長。

○副議長（字引文威君） 太田議員。

○5 番（太田讓君） 今答弁で言われたように世界を見るとですね、生坂村が丸ごととか若しくはそれ以上みたいな規模という大きなプロジェクトもあります。日本ではまだそこまでの規模のプロジェクトを行っているところも少なく、どちらかといえば地域の特徴を生かすとか、地域循環地域環境に合った内容で企業や地域住民と協力しながら徐々に取り組んでいるような状況ではないかと思っております。私も海外であるような大きさの規模を今話をしているわけではなく、ちょっとサーキュラーエコノミーとかそういうものについて説明をするとどうしてもこういうような説明になっていってしまうので、ちょっとすごいものをイメージ、皆さんもされてしまうかもしれませんが、首都一極化に伴う地方の衰退の現代で、今地方でのね、生活を見直すような流れもある中、生坂の伝統的な生活と現代の技術的知識を融合させて、地域住民の生活利便性向上を目指し、遠隔医療やそういう教育などを含めた体制の充実、地産地消であったり、企業誘致で自治体力の強化を図りながら、そこにテーマとして持続可能な社会を掲げ地域の活性化と人口の増加を、村、住民、企業でもう一つの生坂スタイルというか、何て言えばいいんですかね、簡単に言えば要は昔テレビでやってましたけど DASH 村的なもの、うん、をつくっていったら新しい生坂の魅力になるのかなあとも思うわけでありまして。そこでキーワードとなってくるのが、財源確保もそうなんですけれども、一緒に創り上げていく企業をどういうふうにしていくかという事になるかと思えます。

生坂村は平成 30 年から松本山雅 FC とホームタウン契約をし、これまで様々なイベントや商品開発など連携をしてきております。このプロジェクトも松本山雅と連携すれば様々な意味で幅も広がると思えます。慎重に進めていくべき話ではありますが、松本山雅でのホームタウン活動の一環として、そういう DASH 村のようなコミュニティを官民一体となり創れることが可能なのか協議をしていくことを、まずそういう土俵に上がるということを提案したいと思うんですが、それについてはいかがお考えというかお感じでしょうか。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○副議長（字引文威君） 村長。

○村長（藤澤泰彦君） 5 番太田議員の質問にお答えをいたします。

Dash 村のようなコミュニティを官民一体で創ることですが、どのように松本山雅 FC の皆さんがホームタウンの活動の一環として取り組んでいただけるかとても興味があるところでございます。当村には民家、水田、畑、川、里山、数ヘクタールの規模で集落が点在をしております、その一つの地区に DASH 村みたいな、DASH 村っていうとテレビで私も少し見たことがあります、民家の再生や田畑を耕して農作物を作って動物の飼育をしたりして自給自足の生活を営んでいるような形でございますので、当村としてもできないことはないのかなと思えますが、それによって地域の魅力を発信したり、そんな話題性もございまして、地域の活性化から村の活性化に繋がることも考えられるわけですが、松本山雅 FC は太田議員繋がりがありますんで、またどんなような形で協議をしていけばいいか、そんなところも仲介をしていただいて、まずは話し合いから進めていければと思っております。以上答弁といたします。

○5 番（太田讓君） 議長。

○副議長（字引文威君） 太田議員。

○5 番（太田讓君） 今村長答弁の方で山雅さんの方でもそういう考えとかそういうことも土俵に上がって話をしていただけるようであればということの返事をいただいたかと思えます。私もそれについては積極的に中に入りながら、こういうことを考えていかなければいけないと思えますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思うんですが、何でこういうことを提案したかというのと、やっぱりいろんなことをやっていかなきゃいけないと思うんですね。こういう小さな自治体だからこれはできない、あれはできない、これには時間やお金や労力がかかるって言っていると、やはりできることも限られてきてしまいます。やっぱり我々はそういうところの可能性を少しでも探しながら提案できることを提案し、話、議論して、その中でできるものを一つ一つ拾っていく作業が大事なかなと思っております。

第6次総合計画、そこでも商工部の活性化で村にあった条件が企業誘致や雇用創出を研究し進めるといふ、先ほどの答弁の中にもありました文言があるんですけども、その条件とか、そういうものの選択肢でも拾える引かかる場所を増やしていかないと、今あるものでいくら条件かといってもやっぱり限られた条件しかないの、そういうところでDASH村とかそういうところ、もし上手くいって、その中で自給自足だとか、エコな観点だとか、そういうことになってくれば、そういうところに関わった企業が、もしかすればこちらの方で何かを開いてくれるかもしれないですし、協力してくれるかもしれないですし、これだけで終わらずに、それがきっかけとなっていくような繋がりが増えていけばいいかなと思ひながら、今回このような提案をさせていただきました。また、進捗ができるよう私の方も働きかけていきますのでその際、村の方でもぜひ前向きにご相談に乗っていただけるようお願いをいたしまして、私の質問を終わりとします。

○副議長（字引文威君） 太田議員の質問が終わりました。ここで議長を交代いたします。

○議長（太田讓君） 以上で本日本日予定の一般質問は終わります。

◎散会の宣言

○議長（太田讓君） 本日の日程は全て終了いたしました。次の本会議は、明日16日木曜日の午前10時から再開し、一般質問、委員長報告、討論、採決等を行います。

本日はこれにて散会といたします。

なお、この後、全員協議会を開催しますので、議員の皆さんは、第2会議室へお集まりください。開会は15時とします。

起立。礼。お疲れ様でした。

〔散会時間 午後 2時46分〕

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

令和3年9月15日

議長 大日 讓

署名議員 平田 勝章

署名議員 若澤 弘迪

令和3年第3回 生坂村議会定例会議事録（9月定例会）

9日目（9月16日）

- ・一般質問 3人
- ・委員長報告
- ・質疑、討論、採決
- ・議事日程の追加
- 追加議案
- 議員提出議案4件
- 質疑、討論、採決
- 議員派遣の件
- ・閉会中の継続審査及び調査の申出
- ・閉会

・一般質問	7 3 P
字引文威議員	7 3 P
望月一将議員	8 0 P
藤原良司議員	8 6 P
・委員長報告	9 6 P
・質疑、討論、採決	9 9 P
・追加議案、発議	1 0 2 P
・質疑、討論、採決	1 0 4 P
・議員派遣の件	1 0 5 P
・継続審査の申出	1 0 5 P
・村長あいさつ	1 0 5 P
・閉会の宣言	1 0 6 P

令和 3 年第 3 回 生坂村議会定例会

令和 3 年 9 月 16 日 午前 10 時 開議

【9 日目】 ◎議事日程

日程	議案番号	事 件 名
		再 開
1		会議録署名議員の指名
2		一般質問
3		委員長報告
		質疑・討論・採決
4		閉会中の継続審査及び調査の申出
		閉 会

【9 日目－追 1】

日程	議案番号	事 件 名
1	発議第 4 号	生坂村議会会議規則の一部を改正する規則案
2	発議第 5 号	さらなる少人数学級推進と教育予算の増額を求める意見書の提出について
3	発議第 6 号	へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すことを求める意見書の提出について
4	発議第 7 号	コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について
		質疑・討論・採決
5		議員派遣の件

出席議員（８名）

1 番	望月一将君	2 番	藤澤幸恵君
3 番	藤原良司君	4 番	望月典子君
5 番	太田 讓君	6 番	字引文威君
7 番	平田勝章君	8 番	吉澤弘迪君

欠席議員（なし）

地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	藤澤泰彦君	副 村 長	牛越宏通君
教 育 長	樋口雄一君	総 務 課 長	藤澤正司君
住 民 課 長	眞島弘光君	振 興 課 長	中山茂也君
健康福祉課長	松沢昌志君	教 育 次 長	山本雅一君

事務局職員出席者

議会事務局長	平野公恵君	書 記	坂爪浩之君
--------	-------	-----	-------

◎開議の宣告

○議長（太田讓君） 起立。礼。着席してください。

これより本日の会議を開会します。

本日の会議に先立ちまして申し上げます。本定例会はクールビズのため、暑いようでしたら上着はお脱ぎください。また、新型コロナウイルス等感染予防のため、マスクの着用と適宜休憩をとり換気を行いたいと思いますので ご協力をお願いします。

これから、本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（太田讓君） 本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（太田讓君） 日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第125条の規定により、1番望月一将議員、2番藤澤議員を指名します。

◎一般質問

○議長（太田讓君） 日程2、一般質問の続きを行います。順番に発言を許可します。

最初に、6番 字引議員。

○6番（字引文威君） 議長。

○議長（太田讓君） 字引議員。

○6番（字引文威君） 6番字引文威でございます。通告に基づき質問させていただきます。質問の1点目は盛土が原因の豪雨土石流災害について、2点目は流域治水の当村としての考え方について質問いたします。盛土が原因の豪雨土石流災害について質問します。

ここ数年世界中異常気象が原因で豪雨災害、山火事などの自然災害が多発しております。これは二酸化炭素 CO2 の排出が原因と言われ、国も脱炭素社会に向けた対応も進めていく状況です。この気象変動で著しく豪雨災害の頻度が高くなっており、先日の前線が停滞し線状降水帯が連続的に発生、全国各地に豪雨災害をもたらし被害も広範囲に甚大になってきました。7月3日に発生した静岡県熱海市伊豆山地域の豪雨による土石流災害が発生し、24人が死亡、未だ行方不明者3名並びに被災家屋が131棟と大きな災害となりました。被災され亡くなられた皆様にお悔やみを申し上げ、また自宅などに大きな被害を受けられた皆様にお見舞いを申し上げます。

土石流災害の原因は調査中ですが、沢上部区域の盛土工事の施工、管理の不備が原因ではないかと考えられております。住宅地上部沢部分に建設残土を盛土材として盛られ、県

への届け出計画土量に対し2倍近くの盛土を行い、そこに今回の連続豪雨がその盛土部分に降り土中の水分量が飽和状態となって流出し、急傾斜の沢部分を猛烈な速度で下り立ち木をなぎ倒し、土石流が住宅地に襲いかかってきたものでございます。この災害は、急傾斜地の土地所有者が行った開発行為の一部と思われる届け出されている工事内容とは違い、残土処分場所にこの場所が利用されたものと考えられます。建設残土は、公共工事では処分場所の指定などがある程度あり、勝手な盛土処分などできないものですが、民間の工事では、残土の処分は自由処分が一般的で、施工業者の責任で処分場を探し安い処分費用で処理できるように努力しているのが現状です。そのような背景で熱海の災害現場は盛土施行が実施されたものと思います。行政への届け出内容と違う施工が進み、防災対策が放置されてきたのが大きな問題と考えられます。当村として、このような事案が今のところないとは思いますが、他市町村では残土置き場の放棄など、環境問題が発生している事例が多々あります。

8月22日の信毎新聞の記事で、建設残土処分10府県が例外規定。不適正処分の温床にとの記事で、10府県は例外的な運用として自由処分や任意処分を認めている。その処分先は民間企業の空き地や個人の所有地が多く、100立米未満の少量に限っているなどと説明。規定は残っているが運用はほとんどしてないとの回答もあります。取材に応じた自治体関係者からは、建設残土に関する法規制がなく、対応が甘くなっている。不法投棄を指導する立場であり、処分先を業者任せにするべきではないといった声が相次いだとの内容です。当村も中山間地域の立地環境で、過疎化と不在地主の所有地管理不足も要因となり、残土の不適正処理、不法投棄の可能性があります。昨今のような気候変動による連続豪雨による土砂流出災害の発生も予想されますが、まず、村発注工事の発注者としての業者指導についてどのようにされているのか、振興課長にお伺いいたします。

○振興課長（中山茂也君） 議長。

○議長（太田讓君） 振興課長。

○振興課長（中山茂也君） 6番字引議員のご質問にお答えいたします。

工事発注者としての業者指導についてのご質問でございます。村が発注する工事において発生する工事残土につきましては、現在、村内の指定箇所へ搬入を許可しております。搬入する際には、事前に村に連絡いただき、協議をいただくようお願いをしております。以上、答弁いたします。

○6番（字引文威君） 議長。

○議長（太田讓君） 字引議員。

○6番（字引文威君） 再質問いたします。その指定場所の残土は、将来的にはどう最終処分を予定されているのか、お伺いいたします。

○振興課長（中山茂也君） 議長。

○議長（太田讓君） 振興課長。

○振興課長（中山茂也君） お答えをいたします。

村の指定場所の残土の処理についてでございます。指定場所に搬入いただきました残土につきましましては、今後村内の工事において必要となった場合に搬出し、利活用する予定としております。以上答弁といたします。

○6番（字引文威君） 議長。

○議長（太田讓君） 字引議員。

○6番（字引文威君） 利活用されて環境問題など発生しないような形で処理されることを希望しますんで、その辺を確実に実施されるよう、お願いいたします。

それでは次に、村として、残土不法投棄などの可能性についての確認をさせていただきたいんですが、当村としてこのような事例の可能性についていかが考えられているのか、振興課長にお伺いいたします。

○振興課長（中山茂也君） 議長。

○議長（太田讓君） 振興課長。

○振興課長（中山茂也君） お答えをいたします。今回の熱海市での災害を受け、県により対象となる盛土について村内で調査がございました。その中では草尾上野地区のほ場の一部について調査点検が行われましたが、危険性は低いとの報告を受けております。また、村内の工事残土の指定場所についても、豪雨による土砂流出等の発生は考えにくく、可能性は低いと思われれます。以上、答弁といたします。

○6番（字引文威君） 議長。

○議長（太田讓君） 字引議員。

○6番（字引文威君） 現状では調査はしたけども村内では危ないところはないということだと判断しました。とは言ってもですね、やはり不法投棄などがある可能性についてはゼロではないと思いますし、今後ここの生坂の場合、近隣も都市部がございましてどうなってるかわからないということで、今後の規制指導のあり方についてお伺いしたいと思います。現状、当村として建設残土を村内に投棄、集積された場合の行政として規制指導ができるのか。埼玉県、千葉県、神奈川県、栃木県、京都府、広島県、兵庫県などは県残土条例を制定しております。また、埼玉県越谷市、神奈川県相模原市、千葉市では建設残土に関し行政として残土の不法投棄などを防止させるため、残土条例を制定しているところもあります。長野県では信濃町で土砂等による土地の埋め立て、残土および堆積行為の許可についての条例がありますが、当村の考え方をお伺いいたします。

振興課長お願いします。

○振興課長（中山茂也君） 議長。

○議長（太田讓君） 振興課長。

○振興課長（中山茂也君） 建設残土を村内に投棄、集積された場合、行政として規制指導できるかのご質問でございます。村内に残土を投棄・集積された場合、砂防指定地や地滑り防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、農業地域、森林地域などの区域につきましましては、

それぞれ砂防法、農地法、農振法、森林法等による法律の規制がございますが、法規制のない地域は規制がない状況です。字引議員ご指摘の通り、信濃町では条例が制定されておりますが、長野県や近隣を含めたその他の自治体でも規制がない状況となっていると思われれます。以上答弁といたします。

○6番（字引文威君） 議長。

○議長（太田譲君） 字引議員。

○6番（字引文威君） 残土条例の必要性についてお伺いいたします。

当村としても、そのような事例が発生する前に環境保全、防災上の観点から同様な規制指導が実施できるような条例制定が必要ではないかと考えます。振興課長にお伺いいたします。

○振興課長（中山茂也君） 議長。

○議長（太田譲君） 振興課長。

○振興課長（中山茂也君） 規制指導ができる条例制定についてのご質問でございます。

当村におきましては、現時点では民間や村外からの残土の搬入や投棄の報告はありませんが、条例の制定につきましては今後の動向や状況を鑑みまして、必要性を考慮しながら研究してまいりたいと考えます。以上答弁といたします。

○6番（字引文威君） 議長。

○議長（太田譲君） 字引議員。

○6番（字引文威君） 生坂の場合ですと、今のところそういう事例がないということと、近隣でもそれほど必要性を感じてないのかもしれませんが、いざ放置されたような状態で堆積させて、こういうふうな集中豪雨によって大きな災害に結びつくということは想定しておくべきだと思います。一つ、人ごとじゃなくて、他人ごとじゃなくてですね、やはり自分ごととしてできる範囲のやはり考え方っていうのは決めて制定できることだったら別に邪魔になる話じゃないんで、やっておいた方がいいんじゃないかというふうにちょっと老婆心ながら、この件についてはご報告させていただきたいと思います。近隣都市部からもですね、建設残土が当村内に残土処分場所として投棄された場合を想定してですね、地元行政機関の指導規制ができるよう準備しておいていただきたいというふうに提言させていただきます。

それでは2番目の流域治水について質問させていただきます。近年、全国各地で豪雨自然災害が頻発し、時間雨量50ミリを超える短時間強雨の発生件数が増加し、気候変動の影響により、水害のさらなる頻発、激甚化が懸念され、国土交通省は、気候変動を踏まえた計画の見直しを進めております。流域治水とは、増水を河道から計画的にあふれさせて制御する、いわばあふれさせた水を横に広げる治水でございます。河道に抑え込む水害対策では、流下能力の向上を目指し、川床からの土砂掘削や堤防整備強化を行い、流域治水では遊水、貯留機能の向上や、土地利用の見直しも含めています。よって、水害に強い街づくりに結び付ける方法との解説があります。国は流域治水関連法を4月に成立させ、川か

らあふれさせた水をためる遊水池や、住宅地側に二つ目の堤防を設ける二線堤、なども整備に予算配分重点化を進め、また、河川周辺の低地を自治体が保全区域に指定し、開発届の義務化なども実施される模様で、指定は地権者の同意が前提で、土地に係る固定資産税などを軽減する内容が盛り込まれる様子です。流域治水の当村の問題点と対策について質問いたします。

その中でも当村も令和元年度台風 19 号豪雨を踏まえた長野、新潟 47 市町村、信濃川水系治水対策プロジェクト、ここに一応メンバーが表記されていますけども、新潟、それから長野の信濃川水系に関連する地域の市町村が掲載されています。それに当村も参加されていると思いますが、地域が連携した浸水被害軽減対策の流域における対策とありますが、当村として実施しなければならない対策はどのようなことになるのか、振興課長の方にお伺いいたします。

○振興課長（中山茂也君） 議長。

○議長（太田讓君） 振興課長。

○振興課長（中山茂也君） ご質問にお答えをいたします。

信濃川水系、緊急治水対策プロジェクトでございますが、令和元年 10 月台風 19 号豪雨水害により信濃川水系の千曲川上流域から、信濃川中流域の広域にわたって甚大な被害が発生しましたことから、流域内の関係機関が連携をしまして、河川整備によるハード対策と地域連携によるソフト対策を一体的かつ緊急的に進めるため国、県、市町村で構成されまして、それぞれ取り組みが進められているところでございます。この取り組みの大きな三つの柱としまして、一つ目ですが、被害の軽減に向けた治水対策の推進、河川における対策、そして二つ目に地域が連携した浸水被害軽減対策の推進、流域における対策、そして三つ目に減災に向けたさらなる取り組みの推進、街づくりソフト対策が掲げられており、字引議員ご指摘の地域が連携した浸水被害軽減対策の推進、流域における対策の柱の中には、主な取り組みメニューとして支流の流出抑制の取り組み、四川氾濫抑制、内水被害を軽減する取り組み、大規模災害時における迅速な復旧支援の取り組みがございます。

それら取り組みの対策メニューとして、ため池の水位低下運用、公園・校庭等の雨水貯留施設の整備、浸透性舗装、側溝ますの設置（貯留施設の費用補助、築堤、河道掘削、排水機場の整備、増設、排水ポンプ車等の整備、排水機場の耐水化、防災拠点の整備などが挙げられております。そこで、当村が実施しなければならない対策についてでございますが、当村の取り組みとしましては、この対策メニューのうち、排水ポンプ車等の整備の項目に具体的な取り組み内容としまして、犀川洪水時の内水対策のため、地域住民と消防団による排水体制の整備と、排水ポンプの配置を挙げておりまして、令和 2 年度に小立野区において、排水ポンプの整備と、緊急時の体制整備に対応したと報告しているところでございます。以上答弁といたします。

○6 番（字引文威君） 議長。

○議長（太田讓君） 字引議員。

○6 番（字引文威君） このプロジェクト会議の中で検討されてる内容っていうのは、大

規模なその河川の改修、それから堤防、そういう関係につきましては国、県の方で進めていただくと。で、それ以外の内水部分等の対策については各自治体、市町村で対応できることは対応していくというような考え方に私は理解しているんですが、ただし、今回あの土地利用の規制などについてのちょっと質問させていただきたいんですが、要は今までの堤防の外側にある宅地、宅地とか用地が、当然今後の大雨のときに浸水すると、それをもう認めざるを得ないという考え方になりますので、その辺の土地利用に対しての地権者に対して、ここでもうそこには家を建てないで外部に出てくれというふうな指導も必要なのか、これはまた当然水がつくことを理解してもらってというふうな、もう大前提を村民の方にも理解してもらわなきゃいけないというふうなことも考えますと、国の流域治水の考え方は内水を低地浸水域に浸水させ、いわゆる河川に出す流出水量を低減させることとなりますが、今後当村のその該当地の土地利用規制など条件についてどうされるのか、振興課長の方にお伺い致します。

○振興課長（中山茂也君） 議長。

○議長（太田譲君） 振興課長。

○振興課長（中山茂也君） お答えをいたします。国では流域治水の実効性を高めるために、先ほど字引議員もお話ございましたが、法的な枠組みとして流域治水に関連する法令の一部改正を進めているところでございます。今後、国や県の動向を注視をしまして、先ほどお話のありました内容について必要な対応については今後進めてまいりたいと考えております。以上答弁といたします。

○6番（字引文威君） 議長。

○議長（太田譲君） 字引議員。

○6番（字引文威君） 非常に我々の村は河川を挟んで両側に急峻な地形でございますので、浸水する部分ってのは田畑がほとんどでございますして、そういう部分が使えないようなそういう被害を被るような場所が広がるということで、その辺のことをよく村全体としてどう今後を考えていくのか、理解しなきゃいけないのかなというふうに、ちょっと心配しますので質問させていただきました。

では次に移りたいと思います。農業集落排水処理施設のその後の浸水対策について質問させていただきます。当村も8月13日からの連続豪雨による浸水災害が懸念されました。幸いにも他の市町村に比べ、当村としては大きな浸水被害は回避できました。しかし、小立野地域、草尾地域では、災害氾濫危険水位を超え、また、内水氾濫の危険もあり消防団による防災出動で災害を回避できました。また、高瀬川上流の大町ダムの緊急放流も心配な状況でしたが、貯水量調整でそのような事態は回避できました。

流域治水の考え方には、現存排水機場など重要施設の浸水被害対策、止水壁の設置など提案されております。私が令和元年度12月定例会本会議一般質問で、農業集落排水施設の浸水対策について振興課長に質問させていただきました。行政の回答として、事前に緊急時の対応について住民、関係機関、委託業者等の整理をし緊急時の体制整備が必要。堤防のかさ上げや排水ポンプなどの内水氾濫対策、施設内への浸水対策などハード対策について、

今後国の動向に注視するとともに犀川の日常的な河川管理、洪水時の災害対応など適時的確に行うために、国での一元化について要望するとの回答でした。その後、浸水対策等についてどのようなことが進められたのでしょうか。振興課長にお伺いいたします。

○振興課長（中山茂也君） 議長。

○議長（太田讓君） 振興課長。

○振興課長（中山茂也君） ご質問にお答えをいたします。

令和元年度12月定例会におきまして、字引議員にお答えしました内容のその後の進捗状況についてのご質問でございます。緊急時の対応については現在、非常時の場合の作業手順や流れにつきまして調整、確認をしております。体制の整備の詳細な内容や方法については整理をしているところでありますので、早急に進めてまいりたいと思います。また、堤防のかさ上げや排水ポンプなどの内水氾濫対策、施設内への浸水対策などのハード対策、国による犀川の一元管理につきましては、費用対効果を検討しながら、施設老朽化に伴う機能強化対策の実施時期の検討や国、県の動向を注視するとともに、一元管理につきましても引き続き国に要望してまいりたいと思います。

なお、堤防につきましては、令和2年度の下生野の築堤工事の事業化をはじめ、今年度、国の防災減災国土強靱化のための5ヶ年加速化対策によりまして、県におきまして、堤防の補強事業が、草尾区において事業着手されております。以上答弁といたします。

○6番（字引文威君） 議長。

○議長（太田讓君） 字引議員。

○6番（字引文威君） 自分とこだけっていうか、ではなかなか進められないことがありますので、ですけども、今回の私の前回提言しました排水施設の件でございますけども、いわゆる下水処理施設、重要な地域の下水道処理施設でございます。前回の一般質問で申し上げたように施設が浸水した場合に、復旧に長期間の工期がかかり、復旧工事費用も多大にかかると思います。利用者の村民の方にはその間、下水の排水ができなくなり、大変不便と苦勞をかけることとなります。村民の健康と安全確保を優先し、止水壁などの止水対策の実現を早期に行うよう提言させていただきたいと思います。

最後に雨水貯留設備補助事業について質問させていただきます。当村が本年4月から雨水貯留設備補助事業を進めておりますが、当村のような人口の少ないところで、このような雨水貯留設備による河川流出水量抑制の効果はほとんど意味のないものと私は感じます。その事業予算を有効な防災事業に使われた方が費用対効果を考えた場合、効果的ではないかと考えますが、振興課長のお考えをお伺いします。

○振興課長（中山茂也君） 議長。

○議長（太田讓君） 振興課長。

○振興課長（中山茂也君） ご質問にお答えいたします。

当村が本年4月より補助制度を創設しました生坂村住宅用雨水貯留施設設置事業につきまして、効果はほとんど意味がない、事業用予算を有効な防災事業に充てた方が効果的

ではないかとのご意見でございます。この事業は、雨水を有効利用する村民を支援し、地下水涵養、雨水流出抑制、災害時の生活用水確保を図り、循環型まちづくりを推進することを目的としているものです。これは県が進めます長野県流域治水推進計画の中の流域における雨水貯留等の取り組み「留める」の中の市町村における各戸貯留施設設置費補助制度に位置づけられておりまして、取り組みが推進されているものでございます。

流域治水の取り組み推進には、これまで治水を担ってきました国や県による河川の整備だけでなく、市町村、民間業者や県民などのあらゆる関係者が参画、意識を共有し具体的な達成目標を定め計画的に取り組む必要があるとされております。

字引議員ご指摘の通り、当村は人口も少なく流出抑制の効果は決して高くはございませんが、こうした流域治水の取り組みの啓発や花木、農作物への利用による水道水の節約、災害時の生活用水確保に繋がるものと考えております。残念ながら現在までに申請がございませんので、先月の広報いくさかの広報ですとか、9月定例会におきまして補正予算に計上させていただきました公共施設へのモデル設置によりまして、さらに事業の推進を図りたいと考えております。以上、答弁といたします。

○6番（字引文威君） 議長。

○議長（太田讓君） 字引議員。

○6番（字引文威君） 先ほど来、私防災という意味、見解から一般質問させていただきましたが、このような災害が当村ではいつ発生するかわかりません。この流域治水という考え方は、このところの異常気象に対応する新しい治水の考え方であります。8月の連続豪雨で村内河川流域の一部で田畑の浸水もあり、犀川があと1m水位が上がれば堤防の越水を覚悟しなければならない地域もあり、上流の大町ダムの緊急放流が懸念されましたが、幸いダム貯水調整で緊急放流を回避できました。よって今後、国、県が行う犀川築堤工事、河道掘削など河川防災対策を遅滞なく進めてもらうよう国、県に要望し、また村独自で進められなければならない防災対策も村民の安心安全を最優先に着実に進めていただきたいと提言し、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（太田讓君） 次に、1番望月一将議員。

○1番（望月一将君） 議長。

○議長（太田讓君） 望月議員。

○1番（望月一将君） 1番望月一将です。通告に基づき、一般質問を行います。

令和3年度から7年度生坂村過疎地域持続的発展計画にも示されている通り、当村の喫緊の課題として人口減少、少子高齢化への対応が急務となっております。生坂村特定地域づくり共同組合の新設も、課題解決の一助となることを願いますが、新しく移住者を募ることとあわせて、生坂村に未来を見いだして移住されてきた方の声に、今以上に耳を傾けることが課題解決への道であると私は考えます。これまで私が選挙活動や議員活動を通して対話をしてきた移住者の中には、当事者意識を持って生坂村の未来を真剣に考え、客観

的視点から村の現状と未来を捉えることができる方が数多くいると感じています。

そこで今回は、移住定住促進と産業振興の点から、いくさか大好き隊について2点お伺いいたします。まず1点目。総務省ホームページ内、地域おこし協力隊概要において導入の効果、地域おこし協力隊、地域・地方公共団体の三方よしの取り組みとして、自治体への導入効果が掲載されています。また、同ホームページ内、過疎地域等における集落対策の推進要綱において、集落支援員の設置に関して地方公共団体は集落点検の実施や集落のあり方に関する話し合いを通じ、必要と認められる地域の実情に応じた集落の維持、活性化対策についても集落支援員を活用することができるほか、集落支援員を地域運営組織の事務局機能を担う中核的な人材とするなど、集落の暮らしを支える事業やサービスの担い手とすることや、移住者を地域に受け入れる仲介役とすることができるものとするとの記載があります。

当村でも、いくさか大好き隊として上記に該当する方々が活躍をされておりますが、これまでの活動全般を通しての評価と今後の展望について、村長にお伺いいたします。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（太田譲君） 村長。

○村長（藤澤泰彦君） それでは1番望月議員の質問にお答えをいたします。

いくさか大好き隊の活動全般を通しての評価と今後の展望についてというご質問でございますが、いくさか大好き隊の業務は移住支援や地域支援のほか、農業支援、高齢者見守り支援、子育て支援、情報発信、伝統食文化の継承など多岐に渡っており、現在15名が活動しております。平成21年度から事業を開始して以来、これまで38名が村で隊員として活動を行い、現在の隊員と任期終了者を含めると、28名が現在も村内に定住をされております。

高齢者の見守り業務は事業導入当初からの業務で、隊員は現在6人目になりますが、訪問により健康福祉課、保健師などへの報告や状況を繋ぐことで、高齢者の見守り業務の成果は一定の役割を果たしてきているものと考えております。

農業支援業務につきましては農業公社との連携もあり、新規就農者としてぶどう栽培の後継者となっていることを考えますと、荒廃地対策業務で活動し大日向の農地再生を果たした隊員と共に、村の産業の振興に寄与していただいていると感じております。

情報発信業務は村のケーブルテレビでの発信により、村民への村の出来事や風景など、村民であっても知らなかったことを映像によりお届けできるようになり、テレビから情報を得ていただく方が増えていると考えております。またSNSによる情報発信を行うことで、村外の方に生坂村を知っていただく機会が増えていると思います。特にSNSの場合は、サイト上に情報が残っているため、来年以降にその季節ごとの内容が検索にかかり、村の認知度が上がることも期待できます。

移住定住促進に関わるいくさか大好き隊員は、現在主として2名の隊員が活動しており、村の空き家バンクの斡旋や、移住者と地域の受け入れの仲介、田舎体験ハウスの管理業務等に取り組んでおります。

これまで田舎体験ハウスによるお試し利用や、移住者が地域に溶け込めるように移住者

とのきめ細やかな調整を行い、昨年度は村内で 11 件の空き家バンクの契約が成立しており、移住定住促進として一定の成果を上げて考えております。空き家バンクを通じた移住増加により、本年度当初は空き家バンクの登録件数が 1 件となったことから、現在、隊員と職員が協力して村内全域を対象とした空き家の掘り起こしを進めております。今後、居住に向けた登録の件数を拡充、空き家等対策計画の整備を進め、地方回帰によるさらなる移住定住の増加を見込んでいるところでございます。

いくさか大好き隊員における集落支援業務におきましては、地域との共同作業や集落との話し合いの参加等を通じて、隊員が村民の方との関係性を構築し、地域の課題や現状について理解できることから、隊員自身にとっても地域定着やその後の企業事業を展開していく上で有効なものであると考えております。現状の隊員の活動では、新型コロナ禍の中で地域との話し合いや交流機会の場も難しいところではございますが、今後も地区との対話を重視しながら新しい地域協働の事業展開を視野に入れつつ、地域とより良い関係性を築き各地区の皆さんからもご協力をいただきながら将来的に地域で活躍いただける隊員の人材育成に努めていきたいと考えております。

また、伝統食文化の継承として、やまなみ荘でのおやき作り業務を隊員が行うようになり、やまなみ荘においても新たな商品を生むこともできました。

その他にも、これまで地域おこし協力隊、いくさか大好き隊の行ってきた業務はありますが、それぞれの隊員が行った活動は欠かすことのできないもので、地域おこし協力をいただいていたものと考えております。定住されている方の村内での状況につきましては、起業や就農された方、民間企業への就職、また任期後、継続して集落支援員へ移行して活動している方など、状況は様々となっております。地域への定着実績に加え、ぶどう農家やカフェ等の村内での起業実績は、産業振興や商業振興の形の一つであり、地区役員や消防団への加入などからも集落運営の一助に繋がる効果が上がっているものと考えております。地域おこし協力隊の隊員は最長 3 年の任期がありますので、今後もそれぞれの業務を担っていただくために、任期満了時等により新たな隊員を採用していくこととなりますが、隊員が村に定着していくには、村が求める業務と会員の知識や技能と定住に関する考え方がマッチさせていくことが重要と考えております。そして任期満了後も見据え、採用時、採用後の早い時期から隊員と連携し、村としてのサポートをしていくことが重要と考えております。以上答弁いたします。

○1 番（望月一将君） 議長。

○議長（太田讓君） 望月議員。

○1 番（望月一将君） ありがとうございます。答弁の中で大好き隊の業務は移住支援、地域支援、農業支援、高齢者見守り支援、子育て支援、情報発信、伝統文化継承などとお答えいただきましたが、隊員の採用過程の中で、これら以外の希望業務を聞き取り、大好き隊の新規業務として採用することはあるのか、また、採用後に担当業務の中で新しいアイデアや、提案が出てきた場合に業務刷新の一つとして検討する機会があるのか再質問としてお伺いいたします。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（太田讓君） 村長。

○村長（藤澤泰彦君） はい、1番望月議員の質問にお答えをいたします。

採用の過程といいますとホームページ等に掲載をしまして、その分野に対して採用を今まで行ってきております。それは先ほど私が申し上げました通り、農業支援から始まって伝統食文化の継承などでございます。そういう中でいくさか大好き隊員の提案によって、それを拡充したような働きも今までございまして、その担当業務以外というわけではございませんが、拡充をして働いていることはあったかと考えております。以上答弁といたします。

○1番（望月一将君） 議長。

○議長（太田讓君） 望月議員。

○1番（望月一将君） 先ほど村長答弁いただいたように、提案やアイデア等を採用した過去があるということですが、その採用不採用、提案やアイデアの採用不採用の際の判断基準等はあるのでしょうか。こちらは採用担当の方に伺います。

○副村長（牛越宏通君） 議長。

○議長（太田讓君） 副村長。

○副村長（牛越宏通君） 1番望月議員の採用、提案ですかね、提案に対しての基準はあるかというような質問に対してですが、大好き隊員とは定期的に面談をしております。その面談の中で大好き隊員、また大好き隊員の考え方、また将来の進むべき道などをしっかりと私と総務課長、そして今年からできました村づくり推進室長が3人で聞き取りまして、それを十分その方と打ち合わせをして、村長とも相談をしながら将来に向けての道しるべとなるように対応をしております。以上答弁といたします。

○1番（望月一将君） 議長。

○議長（太田讓君） 望月議員。

○1番（望月一将君） ありがとうございます。一見すると突飛で無鉄砲に思われるようなアイデアや提案希望等があるかと思いますが、話し合いや折り合いをつけながら少しずつでも合意形成していくことによって、時間はかかるかもしれませんが、そういった提案やアイデアというものは実を結ぶものと考えますので、今後も採用の際には、柔軟な考え方を持っていただきたいと思います。

次に村長の答弁の最後に、村としてのサポートをしていくことが重要とありますが、現在行われているサポート内容や今後行っていく予定のサポートがあるのか、お伺いいたします。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（太田讓君） 村長。

○村長（藤澤泰彦君） はい、1番望月議員の質問にお答えをいたします。

サポート内容でございますが、今までカフェを開業するにあたっては土地建物の所有者との仲介をしてあげたり、また山清路の郷資料館の方も議会の皆様のご理解をいただき、改修をして今営業をしていただいていたりと、また高津屋森林公園の方も今試験的ですがテントを張って、今ちょっと臨時休業中ですので、なかなか皆さんからご意見をいただけないようでございますけれど、そんなような取り組みもこちらでサポートをさせていただきます。その他にもいろいろございますが、そんな形で今、副村長が言ったように定期的に面談をして、大好き隊員の方がこのようなことをしたいというときに、行政としてお手伝いできる部分はお手伝いをして、3年後、独立して村内で起業等ができるような手助けをしているところでございます。以上答弁といたします。

○1 番（望月一将君） 議長。

○議長（太田讓君） 望月議員。

○1 番（望月一将君） ありがとうございます。地域おこしにはその地域独自の慣習や伝統を重んじることはもちろん大切なことではあります。新しい角度から客観性を持って地域を捉えることも重要と考えます。昨日、太田議員も提案されていたローカルと新しいものの融合といったものも、故郷を見据える視点にも適用できるかと考えます。村が求める事業・業務は行政側からの視点では必ずしもないと考えております。先ほど申し上げた隊員・地域・行政の三方よしの観点は、常に均衡を保っていなければならないと考えますので、これまで以上に柔軟なサポートをしていただき、地域発展の大きな力として育てていただきたいと思っております。

それでは2つ目の質問に入ります。平成29年12月定例会一般質問において、滝沢前議員により指摘のあった、いくさか大好き隊の職務、サービス、活動規律等の整備の状況、これまでに隊員として活動された方の定住率、隊員の起業、事業継承の状況について総務課長にお伺いいたします。

○総務課長（藤澤正司君） 議長。

○議長（太田讓君） 総務課長。

○総務課長（藤澤正司君） 1番望月議員のご質問にお答えをいたします。

活動に係る要綱等の整備状況、それから隊員の定住率、起業等の状況についてのお尋ねでございます。いくさか大好き隊員の活動に関する要綱規定等につきましては、議員がおっしゃられる通り2017年、平成29年12月定例議会の一般質問において、滝沢前議員により隊員の受け入れには隊員のサービス規律、活動規律等の整備が必要ではないかとの質問がございました。これを受けまして、隊員の身分、任務、任期などを定めた地域おこし協力隊設置要綱、勤務時間、休暇、給与等について定めた地域おこし協力隊の任用、勤務条件および給与に関する規定を集落支援員に係るものと合わせ、平成30年4月に定めたところでございます。この他に活動報告や営利企業等の従事申請などの各種様式等も定めております。隊員の定住率のお尋ねでございますが、先ほどの村長の答弁とかぶる部分もありますけれども、村では国の制度開始の早い時期から地域おこし協力隊制度を導入しており、最初の隊員は平成21年10月に採用し、それ以降、転入により大好き隊員となった方は

38名いらっしゃいます。このうち、現在、地域おこし協力隊員として活動している9名を除いた28名が卒業したことになります。この中には、地域おこし協力隊を3年間勤め、その後に集落支援に移行された方も含まれますが、28名のうち村外転出者は10名ですので、率にししますと64%の方が定住しているということになります。

次に、隊員の起業、それから事業継承の状況についてですが、地域おこし協力隊卒業後村に定住している18名は、新規就農者として就農した方が6名、個人事業を始めた方が4名、集落支援員5名で、5名のうち集落支援員の業務を行いながら個人事業を行う方が3名いらっしゃいます。ただし、内訳を申し上げました15名の中には、卒業間もない方で、事業を始める準備を現在している方も含まれております。以上のように、村に定住されている方の多くは、新規の就農をはじめ、何らかの起業、事業を起こしている。また、起こそうとしている方々だということでございます。以上でございます。

○1番（望月一将君） 議長。

○議長（太田譲君） 望月議員。

○1番（望月一将君） ありがとうございます。要綱や規定の設置は実際に活動する隊員の方はもちろん、地域住民や行政にとっても業務遂行の際の一つの指針となるので、設置されていることには安心いたしました。また、いくさか大好き隊が始まって12年間の間で64%の定住率という数字も総務省が発表している全国平均で約6割の定住率という点から見ると、双方の取り組みへの評価となると思います。答弁の中で卒業後に就農や、何らかの事業を起こす方がいるとありましたが、先ほど村長の方からいただいたように行政でできること等を土地契約やなどですかね、支援をいただいているということではあります。また新たにこれとは別に起業支援という形で村から行っていくというような予定はありますでしょうか。再質問としてお伺いいたします。

○総務課長（藤澤正司君） 議長。

○議長（太田譲君） 総務課長。

○総務課長（藤澤正司君） お答えをいたします。先ほどの村長の答弁以外の起業等に向けての村のできるサポートといたしましては、起業される予定の方、隊員を卒業する前後1年間の間に、そうした事業を起業していくための準備をする期間として設けられます。その期間中に、起業のためのいろんな設備投資ですとか、そういった必要な経費がかかる部分については、村から100万円という補助金を出すということで予定をしております。これまでもそれを活用された方が何名かいらっしゃいます。以上でございます。

○1番（望月一将君） 議長。

○議長（太田譲君） 望月議員。

○1番（望月一将君） ご回答ありがとうございます。総務課長の答弁の中で卒業前後1年間の間で準備期間の中として設備投資で100万円という数字がありましたが、こちらは卒業された方全員に支給されるものになっているのか、何らかの審査等があって支給されるものなのか、ご教示をお願いいたします。

○総務課長（藤澤正司君） 議長。

○議長（太田讓君） 総務課長。

○総務課長（藤澤正司君） お答えをいたします。地域おこし協力隊として任務をしていただきまして、3年、通常ですと3年後に起業されるんですが、その起業が確実であるかということ、それから起業の内容等については審査の方はさせていただきますが、これまでカフェですとかね、簡易宿泊場みたいなものを経営したいと、そういった方には補助金を出しておりますけども、申し上げました通り、その計画が実行できるかということも大変重要な点でありますので、その辺もしっかり審査をした上で交付をしているということで、全ての隊員に対して行うものではございませんが、そういった申請があれば、当然審査を行うということでもあります。以上でございます。

○1番（望月一将君） 議長。

○議長（太田讓君） 望月議員。

○1番（望月一将君） ありがとうございます。設備投資等の卒業後の設備投資等の100万円の支給に関して理解できました。ありがとうございます。島根県の隠岐諸島にある海士町という小さな島では、移住者の地域的取り組みと、それを全面的に支える行政と地域の連携によって共同して地方創生を遂げており、町おこしのモデルとなっております。いくさか大好き隊の他にも当村にはたくさんの移住者がおりますが、行政に一番近い存在として、隊員への対応や、彼らとの地域発展に向けた取り組みの拡充は、未来の生坂にとって必要不可欠と考えます。私も議員活動を通して多くの意見や提案を酌み取ってまいりたいと思いますので、引き続き行政の方もサポートの方をしていただければと思います。以上で私の一般質問を終わります。

○議長（太田讓君） ここで換気のため休憩をとりたいと思います。再開は11時20分とします。

休憩 午前 11時05分

再開 午前 11時20分

○議長（太田讓君） 再開します。引き続き一般質問を行います。次に、3番 藤原議員。

○3番（藤原良司君） 議長。

○議長（太田讓君） 藤原議員。

○3番（藤原良司君） 3番藤原良司です。通告に基づき、2件の一般質問をいたします。

まず1番目、生坂村のホームページの統計資料編と、令和3年度からの過疎計画の人口推移、こちらは国勢調査の数字かと思われませんが、65歳以上の高齢者人口は10年間で

61人、5年間で32人の実人数の減少となっています。平成27年度までの高齢者の減少率を公式の公表数字としての統計資料編の数字をもとに、平成27年度の高齢者数739人で単純計算しますと令和7年の高齢者数は683人になります。令和3年9月1日の住基の住民基本台帳の高齢者数728人では673人となります。

通告の最初の部分は認知症対応型地域密着型デイサービスセンターの運営に関連するものでありますので一括して健康福祉課長にお伺いいたします。介護保険料の算定時のシミュレーションでは、どのようになっていますか。その趣味をシミュレーションでは、介護認定者および認知症介護認定者のデイサービスの利用者の見込みはどのようになっていますか。認知症対応型地域密着型デイサービスセンターの設置に必要な人員配置は何人ですか。以上、健康福祉課長に質問いたします。

○健康福祉課長（松沢昌志君） 議長。

○議長（太田譲君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（松沢昌志君） 3番藤原議員の質問にお答えをさせていただきます。

まず介護保険料算定時の高齢者人口の予想でありますけれども、介護保険介護保険料算定時のシミュレーションにつきましても、総人口は徐々に減少しまして、令和5年度には1568人となります。この数値は、厚生労働省の見える化システムに基づく独自データで推定しているため、住民基本台帳人口とは一致しておりませんのでご了承くださいと思います。令和2年度と比較いたしまして97名減少しております。年齢別では、各層とも減少傾向にありますが、特に40歳から64歳や40歳未満の減少幅が大きくなっていきます。65歳以上の人口は今後も減少を続け、令和5年には656人と予想しており、令和2年と比較いたしまして、35名減少となります。今後、村の高齢化は鈍化傾向を見せませんが、それは村の高齢化がピークに近づいていることを示していると考えております。

次に、介護認定者・認知症介護認定者のデイサービスの利用者見込みでありますけれども、要支援要介護認定者の将来推計は、令和3年度が132名、内訳といたしまして、要支援が24名、要介護が108名であります。令和5年度は122名、要支援22名、要介護100名、令和7年度は117名、要支援22名、要介護95名を予想しており、要支援・要介護認定者数は人口の減少の傾向を踏まえまして、緩やかに減少していくものと推計されます。認知症介護認定者のデイサービスの利用見込みでありますけれども、認知症対応型通所介護で令和3年度12名、令和7年度11名と、横ばいで推移すると予想しております。

次に、認知症対応型地域密着型デイサービスセンターの設置に必要な人員配置は何人かというご質問でございますが、生坂村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員配備および運営並びに指定密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例で定めた従業者の員数は、提供を行う時間帯を通じまして、生活相談員1名以上、看護師もしくは准看護師又は介護職員が1名以上で、そのうち1名は常勤、機能訓練指導員が1名以上で、これは事業所内の他の職務に従事が可能となっております。他に常勤の管理者を置かなくてはなりませんので、4名プラス、職員の休憩時間に対応いたします0.5名が必要となります。以上で答弁とさせていただきます。

○3番（藤原良司君） 議長。

○議長（太田讓君） 藤原議員。

○3番（藤原良司君） ただいま課長から説明を受けました。その中でですね、まず社会文教常任委員会の答弁では、介護保険特別会計の決算書の2款1項9目18節の負担金2100万円余の金額と社協の地域密着型介護保険事業収入1800万円の差額は、何名かが他の市町村へ通所していると、このように委員会で課長が答弁されました。課長の今の答弁、シミュレーションを見ますと、はるかぜ地域密着型介護予防サービスの拠点、はるかぜに通所される方は12名のうち、金額率で計算すると2名程度が他の市町村に通所しているということになります。ということは、10名程度が生坂村社協はるかぜに通所する見込みとなっております。また、令和2年度の社協の経営報告の収支計算書を見ますと、地域密着型介護収入は対前年、70万8164円の減少となっております。2年度では0.4人ほどの減少という数字上の計算になるかと思えます。

そこで、社協の理事でもあります副村長にお伺いいたします。副村長は、はるかぜの現状を把握していると思われませんが、今年度の認知症対応型地域密着型デイサービスセンターはるかぜ通所者の現在の状況はシミュレーションの数字と相違はございませんか。まずお願いします。

○副村長（牛越宏通君） 議長。

○議長（太田讓君） 副村長。

○副村長（牛越宏通君） 3番藤原議員のただいまの質問に対してお答えいたします。

現在の実情の通所者でございますけれども、その前に生坂村認知症対応型デイサービスセンターの利用者の減による運営についてですが、当施設の利用者の減少により事業費が入っていることは、今年の5月27日に行われた生坂村社会福祉協議会の理事会の席で報告を受けております。そしてその席で私の方から意見として、今後の運営については村側と検討していくようにという意見を述べさせていただきました。そこで先ほどの質問に戻りますけれども、今年度の8月までの利用者につきましては、社協に確認したところ、月平均4.1人というような状況でございます。以上答弁といたします。

○3番（藤原良司君） 議長。

○議長（太田讓君） 藤原議員。

○3番（藤原良司君） 再度質問をさせていただきます。今、副村長から4.1人という数字の実情の報告がございました。確かに計算上、シミュレーションでは10人という数字ではございますが、そうしますとこの3年間の計算をいたしますと、どう見ても4.5人の人員配置をして、それを3年間4.1人の通所者で賄うのは非常に難しいんじゃないかと。社協の予算書では、はるかぜの介護報酬は昨年と同額の1800万となっております。社協の予算書の正規嘱託の人件費を人数で割りますと1人320万円ほどになります。生坂村が520万円ほどですので、だいぶ少ない数字です。これは社協は、福祉施設は非常に少ないというのは現実的な問題というようになりますけれども、施設運営必要数の4.5人を320万にかけますと1440万円になります。残りが360万円ほどですので、これで材料費その

他の運営費をまかなきゃいけないということですが、4.1人ということで大幅に減っておりますので1800万円はどうやっても収入として見込めない。

ところで、はるかぜは単独型の施設ということですが、社協本体の収入から不足分を補填しなければなりません。その不足額を社協に補填させて良いものか、負担させて良いものか。指定管理の3年間、不足分をこれは村が負担すべきではないかというように考えますが、村長にお伺いしたいと思います。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（太田譲君） 村長。

○村長（藤澤泰彦君） 3番藤原議員の質問にお答えをいたします。

はるかぜにつきましては、私が村長になってから建設をしたものでございまして、それまで認知症対応型のデイサービスセンターは当村にはございませんでした。そういう点で必要な施設として、建設をさせていただきました。重点事業の福祉の村づくり事業でも、社協の皆さんのお仕事で賄っている部分は大きいわけございまして、社協全体で考えていただいて、今給付費が収入のほとんどでございまして。

また村からの委託もございまして、そういうもので賄っていただいている現状でございまして。その中で社協として、はるかぜもかしわ荘もしっかり運営をしていただきたいと、その関係で今回は3年間、2年減らしてございまして。というのも、やはり利用者数が少ないということございまして、そういう中で、社協としっかりこれから検討させていただきたいということは、社会文教常任委員会で申し上げた通りでございまして、その内容で、今後は検討をしていきたいと思っております。以上答弁といたします。

○3番（藤原良司君） 議長。

○議長（太田譲君） 藤原議員。

○3番（藤原良司君） はい、検討するというところでございまして。そういう回答でございましたが、社協に勤めている人の人数、これにつきましては、正規職員21名、嘱託6名、非常勤15名と決算書の方に載っております。下生野の電熱産業さんが閉鎖されるという話も、昨日の一般質問の中にもありました。生坂村にある職場として、村に次いで就業者数の多い職場ということが言えるかと思っております。また介護事業の給与水準は低いというのが常識になっております。しかし、生坂村には他に就業の場がありません。この職場を守るためには、はるかぜの経営に必要な単年度ごとの必要不足分を、不足分の経費は、村が負担すると、まずそのように言っていただきたいなど、このことを村の提出議案32号の付帯決議として提案しようとしたのですが、昨日の全員協議会の動議提案したいと申し上げましたが、賛同いただけませんでしたので、この動議は提出はいたしません。この不足額、検討ということではなく、社協の経営が片向かないような対応を、村長この場で認めて、要するに不足額が生じた場合には負担をすと言っていただけではないでしょうか。以上です。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（太田譲君） 村長。

○村長（藤澤泰彦君） はい。3番藤原議員の質問にお答えをいたします。社協全体で考えていただきたいということは先ほど申し上げました。そういう中で42名の皆さん働いておりますが、その皆さんの年齢層もございまして、そういう点で何人か今年度いっぱい辞められる方もいるというお話も聞いております。全体の社協の運営状況、また運営に対する努力、一つの法人ですので、法人の企業努力、経営努力も必要でございます。そういう点を加味して検討をさせていただきたいと思っております。以上でございます。

○3番（藤原良司君） 議長。

○議長（太田譲君） 藤原議員。

○3番（藤原良司君） 重ねて質問をさせていただきますが、検討というのはある程度経費負担を考えるとという意味にとってもよろしいのでしょうか、村長お願いいたします。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（太田譲君） 村長。

○村長（藤澤泰彦君） 3番藤原議員の質問にお答えをいたします。経費負担も考えた中で検討をさせていただきますが、現状では負担するつもりはございません。以上でございます。

○3番（藤原良司君） 議長。

○議長（太田譲君） 藤原議員。

○3番（藤原良司君） 現状では考えていないということでございますので、ただ4.1名ですか、の通所者ということであれば、ある程度先のことを考えなきゃいけないと、はるかぜの先のことを考えなきゃいけないというように考えます。

そこで、提案でございますが、経費を抑えるというためにはですね、はるかぜを認知症対応型から条例改正して、普通のデイサービスに変更してはいかがでしょうか。そうすれば、デイサービス2か所、これを一体型として運営することができるかな。そうすれば、当然経費は一本化しても問題はないのではないかな。あるいは、この3年間、このままいけば指定管理となりますので、その3年間の間にですね、将来の方向性を決めなければいけないということから、はるかぜを全面改修して、以前から村民に希望のありますショートステイの施設にしてはいかがでしょうか。この2点、どちらかと思う言えば、最初のは早急に考えていただきたい。2番目としては3年間の間に考えていただきたいという提案でございます。いかがでしょうか。

○副村長（牛越宏通君） 現在社協で私の方で打ち合わせをしておりますので私の方からお答えさせていただいてよろしいでしょうか。

○3番（藤原良司君） はい。

○副村長（牛越宏通君） 議長。

○議長（太田讓君） 副村長。

○副村長（牛越宏通君） ただいまの質問について一括してお答えをさせていただきたいと思ひます。先ほども申し上げましたように、現在の生坂村認知症デイサービスセンターの利用状況は8月までに平均4.1名となっております。このような状況下、今後の運営につきましては、平成（令和）5年度までのデイサービス事業を全体の利用者の予想数に基づき、個々の事業に職員を配置するのではなく、事業全体についてデイサービス内容を維持し、対応できる人員数を算定し、検定をしていくことと、認知症型デイサービスセンターについても、今後の利用人数が減少していくようなら、他のサービス事業への転換を検討していくということを社会福祉協議会の会長と事務局長と、それとあと私と健康福祉課長4人で2回の実務レベルでの打ち合わせをさせていただいております。その中で今回提出した議案第32号生坂村認知症対応型サービスセンターの指定管理の指定についての、先ほど村長申し上げました前回5年だったものを3年に変更し、この間に経営努力をするとともに、認知症対応型デイサービスセンターの今後の使用状況についても検討していくということで確認をしております。そして社協の職員の関係ですけれども、現在73歳から28名の方が勤めていらっしゃいます。そのうち65歳以上の方が8名というような状況です。そのような状況下、認知症型デイサービスセンターもそうですけれども、本体の運営状況についても今後しっかりと検討していかなければいけないと私は感じております。以上答弁いたします。

○3番（藤原良司君） 議長。

○議長（太田讓君） 藤原議員。

○3番（藤原良司君） はい。現状について副村長から回答をいただきました。この件につきましては、先ほどもちょっと触れましたけれども、一般質問の通告後であったため委員会で突っ込んだ質問をしなかった、こういうことを、委員会審議をおろそかにしたという全協での指摘がありました。このことは真摯に反省をしたいと思います。そこでちょっと一般質問からは外れますが、他の市町村で実施しているように、一般質問を委員会審議より先に実施するというようなことを考えていかなければいけないと議会改革研究会で申し上げたいと思ひます。これについて行政としても検討しておいていただきたいと思ひますが、これは通告と少し離れていますので回答は結構でございます。

次の質問に移ります。次に私の支持者からは、若い議員に対する30万円の議員報酬に強い反対意見を言ってくる方が何人いらっしゃいます。私も議員報酬の増額には反対です。特別職報酬審議会、これは村長が諮問をされたわけです。議会からの提案ではあっても、諮問は村長がされたいということでございます。そこで、まず、副村長の任命の部分の人員費の関係をちょっと申し上げさせていただきたいと思ひます。今回、議員の役職を計算するとわかりにくくなりますが、単純計算すると12万円掛ける3名、12月で432万円。これに期末手当が166万円、合計で600万円の一般財源が増額となります。通告書で議員報酬は一般選挙前であれば改定できないと書きましたけれども、これはいつでもできるという指摘がございましたので削除をさせていただきたいと思ひます。ただ、朝令暮改になってはいけないというので、すぐにどうのこうのということではできないと思ひており

ます。

ところで、2年前、村長は東筑の村長会の会長に就任したため、それまで不在であった副村長として現牛越副村長を起用しました。村長の給与、期末手当は条例上4年間で4200万円余りと退職金がさらに1300万円余りで合計5600万円余りとなります。副村長の給与、期末手当が3600万円、退職金が600万円余り、合計4300万円ほどになります。類似団体における最高最低の範囲内ではありますが、議員報酬と比較すると非常に大きな金額と言えます。そこでお伺いしますが、副村長の任命により一般職の職員数は減少したとか、給料が減ったとか、そんなようなことはなかったでしょうか。村長、お願いいたします。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（太田譲君） 村長。

○村長（藤澤泰彦君） 3番藤原議員の質問にお答えをいたします。副村長の任命における人件費についてという質問でございますが、村長、副村長、教育長の報酬は、平成20年度から改正を行い、現在の給与月額になっております。平成20年度に改正をしました算定根拠は、類似団体5000人以下の町村の町村長、副町村長、教育長の給与月額の平均的な金額で算定をいたしました。令和2年4月1日より、類似団体29町村中の町村長、副町村長、教育長の給料月額合計額は少ない方から14番ございまして、169万2000円となっております。また、29町村の町村長、副町村長、教育長の給与月額の平均は170万4000円となっております。議会議員の議長、副議長、議員の報酬月額の合計額は、当村の55歳以下の報酬30万円を加えないで計算をしますと64万7000円で少ない方から26番目となっております。また、議長、副議長、議員の報酬月額の合計額の29町村の合計報酬月額の平均は53万7000円でございます。

2年前に副村長の起用については、私が長野県治水砂防協会の会長、長野県河川協会の会長に加えまして、長野県町村会の理事、そして東筑摩郡の村長会の会長ということで、考慮しまして、議員各位からご同意をいただき、任命をいたしました。今年度から副村長の総務課長事務取扱とき、総務課長兼会計管理者任命をして、人事異動は総務課長がふるさと納税関係の事務を行っており、昨年度から1億3435万6000円の納税額で、件数が1万1309件と急激に増えているところでございます。それに伴いまして事務量が増えたことと、生坂村特定地域づくり事業協同組合を設立し、代表理事を副村長が務めること、また総務課長兼会計管理者として、責任のある職務に就くことで、人材育成などを考慮し、人事異動を行っております。その効果については、今年度も現時点でふるさと納税額は6103万円、件数が5638件と、昨年度9月末時点と比較をしますと、寄付額で約1000万円、件数で約1000件と増えている状況でございます。また、特定地域づくり協働組合についても、長野県で第1号となる事業認定を8月3日にいただきまして、労働局への派遣事業の届け出が受理されたところでございます。また副村長には4月当初から、コロナ禍で大変なやまなみ荘の運営についても住民課長と一緒に灰焼きおやきの商品化、テイクアウトや仕出しのお料理等の企画などに携わっていただいております。吉澤議員にお答えをした通り、食堂の売り上げは伸びているところでございます。その他、村づくり推進室長と一緒に、先ほども望月議員に答弁した通り、定期的にくさか大好き隊員の面談を行ってお

り、隊員の各業務の相談などに乗っていただき、来月には大好き隊員全員の活動発表会を企画をしているところでございます。総務課長はお盆の大雨のときにも、3日続けて役場で徹夜をしていただきまして、災害対応をしっかり行って、有事の際に備えていただきました。このように私が対外的にそれぞれの役職と関係業務が多くなった中で、副村長には行政全般を見ていただき、各部署からの多くの相談にも対応をしていただいておりますし、総務課長は、総務課長と会計管理者の仕事に専念をしていただいていると考えております。以上答弁いたします。

○3番（藤原良司君） 議長。

○議長（太田譲君） 藤原議員。

○3番（藤原良司君） はい、再質問をさせていただきます。長野県市町村ハンドブックを見ますと、長野県内で副村長が欠員となっているのは7町村。それから設置しない条例の村が一つとなっております。ここで、先に確認したい点があります。期末手当の基本額に100分の40をプラスして、そこに1.65、条例上1.65を掛けた額が支給額となります。議員も同じ計算式で支給額を決定しております。総務課長、この100分の40いうものを、給料報酬月額にプラスする基本額ですね、の根拠はどのようなものでしょうか。以上。

○総務課長（藤澤正司君） 議長。

○議長（太田譲君） 総務課長。

○総務課長（藤澤正司君） 3番藤原議員のご質問にお答えいたします。期末手当の100分の40の加算についてのお尋ねかと思えます。100分の40のこの加算措置につきましては、平成2年度の人事院勧告がございまして一般職の職員に新たなこの加算措置が導入されております。この導入の経緯としましては、民間特別給の支給状況を踏まえ、係長級以上の職員に職務段階に応じた新たな加算措置を導入するということで導入されております。そこで同時期に常勤の特別職、それから議会議員の期末手当への加算措置も行われているということで、その後、平成8年の4月に現在の100分の40に、当初は100分の15でありましたが、100分の40になったのは平成8年の4月ということでございます。途中、平成7年の4月に100分の25というものが1年間ございましたが、この変更につきまして、その理由等につきましてはちょっと調べたんですが、なかなか把握ができませんでしたが、当初の経緯と現状についてのものは以上の通りで、平成8年に特別職と議会議員の加算については100分の40になったということで認識をしております。以上でございます。

○3番（藤原良司君） 議長。

○議長（太田譲君） 藤原議員。

○3番（藤原良司君） ただいまの総務課長の答弁、はっきり言うと、一般職を上げたから特別職も上げたというように受け取れてしまうということです。それについてはこれからちょっと疑問点を申し上げる次第でございしますが、私は最初に欠員の長野県の町村の副村長の欠員について申し上げたように、私は副村長を置くことに反対しようと思ってるわ

けではありません。仕事を事務量上必要があれば良いと思っております。ただ、先ほども社協のところでありましたけれども、企業努力という部分もございます。これは村の職員に対しても同じことが言えるということだけ申し上げていきたいと思っております。それと、村長は類似団体の状況を掲げて金額について答弁されました。しかし、若い議員に対する報酬の引き上げは諮問されたときには、類似台団体との対比を重要視したものではないと思っております。生坂村の特殊事情として諮問されたのではないかとと思っておりますが、村長いかがでしょうか。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（太田讓君） 村長。

○村長（藤澤泰彦君） 3番藤原議員の質問にお答えをいたします。55歳以下の議員報酬につきましては、年齢が満55歳以下の者の議員報酬月額30万円につきましては、令和2年11月16日に当時の平田議長、議会改革検討会の座長、太田議員から提言書をいただきまして、同年11月30日に生坂村特別職報酬等審議会を諮問し、村の将来を担う意欲ある若者が村議会議員に立候補するよう、議会から提言があった年齢が満55歳以下の者の議員報酬月額30万円とするに、本審議会として賛同をする答申をいただき、付帯意見として、次回の選挙後に立候補の状況等を検証し、報酬改定の効果がないと認められたときは再検討すること。議員の研修を行い、資質の向上を図ること。議員が行っている活動の見える化の方策を検討実施することを加えて答申をされました。

この答申を受けまして、翌月12月の定例会で、議員提出議案で提出されて可決をされたところをごさいます。議会からの提言に対して真摯に受け止めて、特別職報酬等審議会に諮問をしたものでございます。以上、答弁といたします。

○3番（藤原良司君） 議長。

○議長（太田讓君） 藤原議員。

○3番（藤原良司君） はい。実情はそういうことということで、最初の金額的な部分とは異なって議会からの要望により諮問をしたと。そして答申を受けたということをごさいます。この中で先ほどちょっと総務課長にお伺いした100分の40、という数字について検討をしたいと思っております。県内では同率でございます。国会議員が100分の45、歳費の中で、45でございます。長野県は知事が45で市町村の方はだいたい40ということになっておりますが、他県には、異なる率を採用しているところもあります。ということは、40が決められた数字ではないということです。現在群馬県知事は、100分の20のプラスということになっております。

そこで提案ですが、全国で初めて議員報酬を年齢により30万に引き上げた。これが全国誌に取り上げられました。このことも鑑み、特別職、議員と常勤の特別職ですね、の期末手当の加算率を100分の40から減額してはいかがででしょうか。全国に先駆け、減少させるという条例を実施してはいかがででしょうか。1番目でないので新聞に取り上げてもらえるかどうかわかりませんが、こういったことも検討をしてみたいと思っております。村長いかがででしょうか。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（太田讓君） 村長。

○村長（藤澤泰彦君） 3番藤原議員の質問にお答えをいたします。職務加算の削減につきましては総務課長が説明した通り、現在の職務加算の根拠および過程はまたわからない部分もありますので調査をしまして、県内の他の市町村の状況も考慮し、議会の皆さんと研究をしてはいかがかと考えております。以上でございます。

○3番（藤原良司君） 議長。

○議長（太田讓君） 藤原議員。

○3番（藤原良司君） はい。すぐにできるもの問題とは思っておりませんので、研究をされるということでございますので、そのようにしていただきたいなと思います。

最後に副村長の任命について、若干答えられなければ答えていただかなくても結構なんですけど、お伺いしたいと思います。私のところにですね、副村長の任命をこれは次期村長を、将来の村長を後継者の指名ということで任命したのではないかという問い合わせが来ました。まさかそんなことはないとは思いますが、村長も自民党の党員でいらっしゃる。ということで、身内を後継者に指名することはよくあることでございますので、そんなようなことも、ちょっと遠い部分にあるのかどうか、回答できたら、お願いしたいと思います。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（太田讓君） 村長。

○村長（藤澤泰彦君） 3番藤原議員の質問にお答えをいたしますが、初めてそのような話を聞いたものですから、私はそういう気持ちはなく副村長全体を見ていただける人材を探したところ、今の副村長をお願いしたという状況でございます。以上でございます。

○3番（藤原良司君） 議長。

○議長（太田讓君） 藤原議員。

○3番（藤原良司君） ありがとうございました。そのような回答が来るのではないかと感じておりましたが、それでもそういう方が2、3いらっしゃいましたので、ちょっと聞いてみたというところでございます。まだ2年も残っておりますので、そんなところで、しっかりした話ができるはずはございません。以上で私の一般質問を終了とさせていただきます。

○議長（太田讓君） 以上で、通告されました議員の全員の一般質問が終了しました。ここで昼食のため休憩をしたいと思います。再開は13時10分とします。

休憩 午後 0時03分

◎委員長報告

- 議長（太田譲君） 再開します。日程3、この8日に提出し各常任委員会に付託いたしました議案第30号から議案第39号までの令和2年度決算の認定、事件案2件、条例案4件、令和3年度補正予算案3件の計10件と、請願2件、陳情2件の計4件、併せて14件を一括して議題にし、各常任委員長の報告を求めます。
- はじめに、総務建経 常任委員長 望月一将 議員。

- 1番（望月一将君） 議長。

- 議長（太田譲君） 望月議員。

- 1番（望月一将君） 総務建経常任委員会、審査報告をいたします。

総務建経常任委員会は9月8日本会議にて付託された決算認定1件、事件案1件、条例案2件、予算案2件について、議案審査を9月9日午前9時から第3会議室にて出席委員、望月、字引、吉澤、太田、行政から村長、副村長、総務課長、振興課長他、関係係長5名の出席で開催しました。

総務課関係と振興課関係について細部にわたり説明を受け、慎重審議の結果、それぞれ次の通り決しましたので、会議規則第76条の規定により報告いたします。

議案第30号令和2年度生坂村歳入歳出決算の認定について。総務課・振興課関係について採決の結果、原案の通り全員賛成、可とすべきと決定しました。総務課関係の主な質疑は、企画費内の需用費の不用額が大きい理由はとの問いに、ふるさと納税に関する広告、納税手数料を年度末まで大目に見た結果との回答でした。企画費内の委託料の内容はとの問いに、ふるさと納税支援委託料であり、返礼品紹介サイトの作成業務と寄付金の収納業務の委託の総額との回答でした。令和2年度村営バス特別会計歳入歳出決算事項説明書内の一般管理費の委託料に大きな不用額が出ている理由はとの問いに、村営バスの委託料には運行実績等を精査して決定しているが、最終の26便の乗客数の読みができないためこの不用額が出てしまったとの回答でした。村営バスの修繕費が高くなってきているが新しく買い換える予定はあるか、あるいは運行数を減らすという決断も必要ではないかとの問いに、国の補助事業と過疎債を活用して新しいバスを購入することを検討している。運行数に関しては高齢者の足として福祉の面から減らすことは考えていないとの回答でした。総務課関係について主な質疑は、工事請負費と支出済額が同額の箇所がいくつかあるが入札の際に業者に予算額が知れてしまっているのではとの問いに、業者との契約後に不用になった金額について減額補正をするので請負費と支出済額が決算書上では同額となることがあるとの回答でした。

議案第31号生坂村過疎地域持続的発展計画の策定について。この議案は過疎地域自立支援促進特別措置法の期限切れにより、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づき、新たに生坂村過疎地域持続的発展計画を策定するため同法第8条第1項の規定に基づき議会に議決を求めるものです。採決の結果、原案の通り全員賛成、可とすべきと

決定しました。主な質疑は、規格内に人材育成の他にもボランティアなどの人材供給についても記載をしておくことによって、大学企業などから人材供給を受ける体制が作りやすくなるのではないかと。農業においては、ぶどう農家から圃場が足りないという声が増えてきているので、さらに力を入れる必要があるのではないかと、木材を活用した事業を多岐に渡って展開していくことで、山林を利用した定住策にもつながるのではないかと問いに、精査して広い分野で広げていけるように作成するとの回答でした。

議案第 33 号生坂村農産物集出荷施設設置および管理に関する条例案について。この議案は草尾区内にある農産物集出荷施設が松本ハイランド農業協同組合により村に無償譲渡されたことにより、その設置および管理について条例を定め制定するものです。採決の結果、原案の通り全員賛成、可とすべきと決しました。

議案第 34 号生坂村特別職の職員で非常勤の者の報酬および費用弁償に関する条例案の一部を改正する条例案について。この議案は生坂村特別職の職員で非常勤の者の報酬に生坂村空き家対策協議会の委員を加えるための条例の一部改正です。採決の結果、原案の通り全員賛成、可とすべきと決定しました。

議案第 37 号令和 3 年度生坂村一般会計補正予算第 2 号。この採決の結果、原案の通り全員賛成、可とすべきと決定しました。総務課関係について主な質疑は、落雷による CATV の TV 施設の修繕費が大きすぎる。避雷針の設置などを検討してはどうかとの問いに、費用対効果を見て導入できるものは検討していくとの回答でした。振興課関係について主な質疑は、山清路公園整備事業の工事請負費の内容はとの問いに、清里の撤去費として当初予算で工事着工したが予定より土砂が出てしまったため、その搬出費に充てているとの回答でした。

議案第 38 号生坂村営バス特別会計補正予算（第 1 号）。採決の結果、原案の通り全員賛成、可とすべきと決定しました。

議案第 39 号令和 3 年度生坂村簡易水道特別会計補正予算（第 1 号）。この予算案は規定の額に 614 万 6000 円を増額し、総額を 1 億 534 万 6000 円とし、地方債の借入限度額を減額する補正予算案です。採決の結果、原案の通り全員賛成、可とすべきと決定しました。

陳情について、陳情 3 第 2 号、辺野古新基地建設の中止と普天間基地の沖縄県外国外移転について国民的議論を行い、憲法に基づき公正かつ民主的に解決すべきとする意見書の採択を求める陳情。陳情内容の趣旨については理解はできるが一地方議会で議論すべき内容ではないとの理由から、不採択と決定しました。

陳情 3 第 3 号、コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出を求める陳情。国民生活を守るために重要な案件として意見書を提出することを全員賛成、可とすべきと決定しました。

以下の結果と審査内容をもって、総務建経常任委員会報告といたします。

○議長（太田讓君） 総務建経常任委員長の報告を終わります。総務建経常任委員長の報告について質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

[「なしの声」あり]

○議長（太田讓君） なければ次に、社会文教常任委員長 藤澤議員。

○2番（藤澤幸恵君） 議長。

○議長（太田讓君） 藤澤議員。

○2番（藤澤幸恵君） 委員長報告をいたします。生坂村議会議長、太田讓殿。社会文教常任委員長、藤澤幸恵。9月8日の本会議において社会文教常任委員会に付託された案件について、この10日午前9時から委員4名が出席し委員会を開催しました。なお、議案第30号令和2年度決算認定は連合審査で行いました。村長、副村長に出席をいただき、説明者には健康福祉課長、教育長、教育次長、保育園長、児童館長、住民課長、関係係長他4名で詳細に説明を受け審査を行いました。慎重審議の結果、それぞれ次の通り決しましたので報告いたします。委員会審査報告書。

議案第30号令和2年度生坂村歳入歳出決算の認定について。関係部分、全員賛成、可とすべきと決定。主な内容として、健康福祉関係では保健衛生総務費、扶助費の不用額はの質問に、犀龍小太郎助成金の不妊治療の不用額との回答。また令和2年度の新生児は、1人目6人、2人目2人、3人目1人、4人目1人と報告がありました。保健衛生総務費委託料の不用額はの質問に、妊婦健診が少なかったためとの回答。また工事請負費についての質問に、ワクチン接種時の感染対策としてパーティションの設置等との回答。国保税の滞納者は何人かとの質問に、13名、新規滞納者は無しとの回答。人間ドック受診状況については日帰り、男性24名、女性18名、1泊2日、男性3名、女性1名、脳ドック女性1名という報告がありました。教育委員会関係では保育所、備品購入の詳細はという質問に、未満児室の増築に関して購入したもので、スライドゲート、未満児室のロッカー、空気清浄機との回答。会計年度任用職員の人数はという質問に、保育士のフルタイムは1人、その他調理員を含め5人との回答。奨学金貸付の要綱の減免対象者については、現在までに1人30%減免されている方がいる。小中学校費の修繕費と工事費の内容はとの質問に、小学校の雨漏りの改修、室内消火栓の配管工事、送水ポンプの修繕、小中学校 LAN 工事、中学校の自動火災報知器、消火栓ホースの更新との回答。小中学校の備品購入費の内容はとの質問に、コロナ感染対策の自動水栓、プロジェクター、サーマルカメラとの回答。また AED の賃借料について個体差があるという質問に、子供用は専用パッドが必要なため差が生じるとの回答。住民課関係では固定資産税の困難案件の対応については、現年度・過年度分を不納欠損にしたと回答。他、人権擁護費の減額の補正については、コロナ禍で6月の人権相談を中止し、人権啓発物品も在庫があったためとの説明。

議案第32号生坂村認知症対応型デイサービスセンターの管理指定者の指定について。賛成多数で可とすべきと決定。

議案第35号生坂村（国民）健康保険条例の一部を改正する条例案。この議案は関係法令の改正に伴い、条例の一部を改正するもので、全員賛成、可とすべきと決定。

議案第36号生坂村（国民）健康保険税条例の一部を改正する条例案。この条例は、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に関わる国民健康保険

税の減免について、関係部分を一部改正するもので、全員賛成、可とすべきと決定。

議案第 37 号令和 3 年度生坂村一般会計補正予算（第 2 号）。関係部分、全員賛成、可とすべきと決定。主なものには、住民課関係では条例改正に伴う減額補正。健康福祉課関係では、いくさか敬老の日中止に伴い 70 歳以上の村民に、やまなみ荘限定商品券の発行に伴う補正。教育委員会関係では B&G プールの改修に伴う補正。

請願 3 第 3 号、さらなる少人数学級推進と教育予算の増額を求める意見書採択を求める請願書。子供の教育環境整備費には必要で、採択すべきものとし、意見書を提出することに決定。請願 3 第 4 号、へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すことを長野県知事に求める請願書。教育格差是正のために支給率を近隣県並みの水準に戻すべきで、採択すべきものとし、意見書を提出することに決定。

以上、結果と審査内容をもって社会文教常任委員会の委員長報告とします。

○議長（太田讓君） 社会文教常任委員長の報告を終わります。社会文教常任委員長の報告について質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

[「なしの声」あり]

◎討 論

○議長（太田讓君） なければ次に、討論に入ります。

ただ今、委員長報告のありました議案第 30 号から議案第 39 号までの令和 2 年度 決算の認定、事件案 2 件、条例案 4 件、令和 3 年度補正予算案 3 件の計 10 件と、請願 2 件、陳情 2 件の計 4 件、併せて 14 件について一括して、討論のある方の発言を許します。反対討論はありませんか。

[「なしの声」あり]

○議長（太田讓君） 反対討論は無いようですので賛成討論を省略し、討論を終結いたします。

◎採 決

○議長（太田讓君） これより採決に入ります。

○議長（太田讓君） 議案第 30 号「令和 2 年度 生坂村歳入歳出決算の認定について」を採決します。議案第 30 号を 決算書のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長（太田讓君） 挙手全員です。

よって、議案第 30 号は決算書のとおり認定することに決定しました。

○議長（太田譲君） 次に、議案第 31 号「生坂村過疎地域持続的発展計画の策定について」を採決します。議案第 31 号を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長（太田譲君） 挙手全員です。
よって、議案第 31 号は原案のとおり可決することに決定しました。

○議長（太田譲君） 次に、議案第 32 号「生坂村認知症対応型デイサービスセンターの指定管理者の指定について」を採決いたします。議案第 32 号を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長（太田譲君） 挙手多数です。
よって、議案第 32 号は原案のとおり可決することに決定しました。

○議長（太田譲君） 次に、議案第 33 号「生坂村農産物集出荷施設の設置及び管理に関する条例案」を採決します。議案第 33 号を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長（太田譲君） 挙手全員です。
よって、議案第 33 号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（太田譲君） 次に、議案第 34 号「生坂村特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案」を採決します。議案第 34 号を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長（太田譲君） 挙手全員です。
よって、議案第 34 号は原案のとおり可決することに決定しました。

○議長（太田譲君） 次に、議案第 35 号「生坂村国民健康保険条例の一部を改正する条例案」を採決します。議案第 35 号を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長（太田譲君） 挙手全員です。
よって、議案第 35 号は原案のとおり可決することに決定しました。

○議長（太田譲君） 次に、議案第 36 号「生坂村国民健康保険税条例の一部を改正する条例案」を採決します。議案第 36 号を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長（太田譲君） 挙手全員です。

よって、議案第 36 号は原案のとおり可決することに決定しました。

○議長（太田譲君） 次に、議案第 37 号「令和 3 年度生坂村一般会計補正予算（第 2 号）」を採決します。議案第 37 号を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長（太田譲君） 挙手全員です。

よって、議案第 37 号は原案のとおり可決することに決定しました。

○議長（太田譲君） 次に、議案第 38 号「令和 3 年度生坂村営バス特別会計補正予算（第 1 号）」を採決します。議案第 38 号を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長（太田譲君） 挙手全員です。

よって、議案第 38 号は原案のとおり可決することに決定しました。

○議長（太田譲君） 次に、議案第 39 号「令和 3 年度生坂村簡易水道特別会計補正予算（第 1 号）」を採決します。議案第 39 号を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長（太田譲君） 挙手全員です。

よって、議案第 39 号は原案のとおり可決することに決定しました。

○議長（太田譲君） 次に、請願 3 第 3 号「さらなる少人数学級推進と教育予算の増額を求める意見書採択を求める請願書」を採決いたします。この請願に対する委員長の報告は採択です。本案を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長（太田譲君） 挙手全員です。

よって、請願 3 第 3 号は委員長報告のとおり決定しました。

○議長（太田譲君） 次に、請願 3 第 4 号「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すことを長野県知事に求める請願書」を採決します。この請願に対する委員長報告は採択です。本案を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長（太田譲君） 挙手全員です。

よって、請願 3 第 4 号は委員長報告のとおり決定しました。

○議長（太田譲君） 次に、陳情 3 第 2 号「辺野古新基地建設の中止と、普天間基地の沖

縄県外・国外移転について国民的議論を行い、憲法に基づき公正かつ民主的に解決すべきとする意見書の採択を求める陳情」を採決します。この陳情に対する委員長の報告は不採択です。本案を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長（太田譲君） 挙手全員です。

よって、陳情3第2号は委員長報告のとおり決定いたしました。

○議長（太田譲君） 次に陳情3第3号「コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について」を採決します。この陳情に対する委員長の報告は採択です。本案を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長（太田譲君） 挙手全員です。

よって、陳情3第3号は委員長報告のとおり決定しました。

◎議事日程の追加

○議長（太田譲君） お諮りします。

お手元に配布してある日程のほかに、議員より提出された

発議第4号 生坂村議会 会議規則の一部を改正する規則案

発議第5号 さらなる少人数学級推進と教育予算の増額を求める意見書の提出について

発議第6号 へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すことを長野県知事に求める意見書の提出について

発議第7号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について

及び議員派遣の件の 併せて5件を追加したいと思います。ご異議ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（太田譲君） 異議なしと認めます。よって、5件を日程に追加いたします。追加日程等を事務局より配布していただきますので、しばらくお待ちください。

◎発議第4号

○議長（太田譲君） 追加日程1、発議第4号「生坂村議会会議規則の一部を改正する規則案」を議題にします。提出議員の朗読説明を求めます。

○7番（平田勝章君） 議長。

○議長（太田譲君） 平田議員。

○7番（平田勝章君） [7番 平田勝章君 朗読説明]

〔要点〕第1条は議事堂のを議場に改めるものです。第2条は欠席の届けについて、議員活動と家庭生活の両立支援策をはじめ、男女の議員を活動しやすい環境整備の一環として、出産、育児、介護など議員として活動するにあたっての諸要因に配慮するため、育児介護など議会への欠席事由を整備するとともに、出産については母性保護の観点から、出産に係る産前産後の欠席期間を規定するものです。

第13条及び第16条は、議案の提出権、また修正動議について賛成者の人数を議員定数の8分の1から12分の1に緩和する改正となります。第50条、第80条及び第86条については、発言の要求および表決の候補として挙手を加えるものです。第88条は、請願書の記載事項等について請願者の利便性の向上を図るため、議会への請願手続きで請願者に一律に求めている押印の義務付けを見直し、署名または記入押印に改めるものです。第102条は、議場への持ち込み禁止をしているものから、写真機および録音の類を削除する改正です。附則、この規則は公布の日から施行する。

◎発議第5号・発議第6号

○議長（太田譲君） お諮りします。

追加日程2 発議第5号「さらなる少人数学級推進と教育予算の増額を求める意見書の提出について」

追加日程3 発議第6号「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すことを長野県知事に求める意見書の提出について」の2件を一括して議題にしたいと思います。ご異議ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（太田譲君） 異議なしと認め、発議第5号と発議第6号の2件を一括して議題にします。提出議員の朗読説明を求めます。

○2番（藤澤幸恵君） 議長。

○議長（太田譲君） 藤澤議員。

○2番（藤澤幸恵君） [2番 藤澤幸恵君 朗読説明]

◎発議第7号

○議長（太田譲君） 追加日程4、発議第7号「コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について」を議題とします。提出議員の朗読説明を求めます。

○1番（望月一将君） 議長。

○議長（太田譲君） 望月議員。（望月一将君 登壇）

○1 番（望月一将君） [1 番 望月一将君 朗読説明]

○議長（太田讓君） 以上で追加議案の朗読説明を終わります。

◎質疑・討論

○議長（太田讓君） 追加日程 1、発議第 4 号から、追加日程 4、発議第 7 号までの 4 議案について質疑・討論のある方の発言を許します。初めに質疑はありませんか。

[声なし]

○議長（太田讓君） 次に、討論はありませんか。

[声なし]

○議長（太田讓君） なければ、質疑・討論を終結します。

◎採 決

○議長（太田讓君） これより、採決に入ります。

追加日程 1、発議第 4 号「生坂村議会会議規則の一部を改正する規則案」を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長（太田讓君） 挙手全員です。

よって、発議第 4 号は原案のとおり可決することに決定しました。

○議長（太田讓君） 次に、追加日程 2、発議第 5 号「さらなる少人数学級推進と教育予算の増額を求める意見書の提出について」を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長（太田讓君） 挙手全員です。

よって、発議第 5 号は原案のとおり可決することに決定しました。

○議長（太田讓君） 次に、追加日程 3、発議第 6 号「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すことを長野県知事に求める意見書の提出について」を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長（太田讓君） 挙手全員です。

よって、発議第 6 号は原案のとおり可決することに決定しました。

○議長（太田讓君） 次に、追加日程 4、発議第 7 号「コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について」を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長（太田讓君） 挙手全員です。

よって、発議第7号は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議員派遣の件（午後1時57分）

○議長（太田讓君） 追加日程5、議員派遣の件を議題にいたします。

お諮りします。会議規則第129条第2項の規定により、お手元に配布の「議員派遣の件」のとおり議員を派遣したいと思います。ご異議ございませんか。

[「なし」の声]

○議長（太田讓君） 異議なしと認め、「議員派遣の件」のとおり議員を派遣することに決定しました。

◎継続審査の申出（午後1時57分）

○議長（太田讓君） 日程4、閉会中の継続審査及び調査の申し出についてを議題にします。お手元に配布のとおり、それぞれの委員長から閉会中の継続審査及び調査の申し出がありました。会議規則第74条の規定により、これを許可することにしたいと思います。ご異議ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（太田讓君） ご異議なしと認め、議会運営委員長、平田議員、総務建経常任委員長、望月一将議員、社会文教常任委員長、藤澤議員から申し出のありました閉会中の継続審査及び調査を許可することに決定しました。

以上で、本日の日程はすべて終了しました。これで、本日の会議を閉じます。

◎村長挨拶

○議長（太田讓君） ここで、村長の挨拶を求めます。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（太田讓君） 村長。

○村長（藤澤泰彦君） それでは、令和3年第3回生坂村議会9月定例会の閉会にあたり御礼のご挨拶を申し上げます。8日から始まりました9月定例会でしたが、慎重にご審議をしていただき、提出しましたすべての議案を原案の通りにご採択いただき誠にありがとうございました。

令和2年度の決算では、それぞれ良好な数値で財政健全化に向けて良い傾向でございましたが、池本代表監査委員さんの決算審査のご提言、また議会の常任委員会でご指摘をいただきました滞納整理の強化につきましては、納税は国民の義務でありますし、各種使用料もお支払いをいただくよう、県税徴収対策室とも連携を取りながら、困難案件の滞納整理のご指導をいただき、長野県地方税滞納整理機構をお願いするなど、県とも協力して、さらに滞納整理の強化に努めなければと考えております。それは、貴重な自主財源の確保と税負担の公平性の観点からも、引き続き担当部署で毎月現状を把握し滞納者ごとに相談に乗りながら状況を確認し分納計画を立てさせていただくなど、しっかり対処していかなければと考えているところでございます。

さて、例年ですとこれからの時期は生坂村最大のイベント「赤とんぼフェスティバル」など多くの行事、イベントが行われているところでございますが、昨年度に続き今年度も残念ながら新型コロナウイルス感染防止対策のために中止または縮小という状況でございます。しかし、道の駅いくさかの郷では、18日(土)に3団体にご協力いただいております定例の特産市とU Aゼンセンの皆さんによる冷凍食品の特売セールの特売開催や、19日(日)にはJ A松本ハイランド主催の山清路ぶどう即売会が行われます。現在、露地物の193(いくさ)カラットのブドウが最盛期であり、山村活性化対策事業や元気づくり支援金活用事業によるPRの効果があり、道の駅いくさかの郷は一年で一番忙しい時期となっております。今後、新型コロナウイルス感染症につきましては、ワクチン接種が済んだといいますが、デルタ株のような変異株の動向などが心配をされますので、村民の皆さんには基本的な感染防止対策を講ずる「新しい生活様式」に沿って日常生活を送られますことと、免疫力を高めるために健康管理にも努めていただきたいと思います。そして、生坂村の未来のために「第6次総合計画」や「生坂村まち・ひと・しごと創生総合戦略」にあります、村の目指すべき将来像を実現するために喫緊に取り組んでいく課題もありますし、中長期的に方向性を示していく課題もございます。私たち執行側も生坂村のため、村民のためを常に念頭に置き、村政運営を進めております。どうか村民の皆さんから負託をいただいた議員各位と各課題の解決や方向付けについて、引き続き検討協議をお願いする次第でございます。議員各位には、ご健勝にて、ご指導、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。閉会に当たりましての御礼のご挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長(太田讓君) 本定例会に付された諸案件につきまして、慎重審議をいただいたことに対し深く感謝いたします。

以上をもちまして、令和3年第3回生坂村議会定例会を閉会とします。

この後、全員協議会を開催しますので第2会議室にお集まりください。

開始時間は14時20分とします。起立。礼。大変ご苦勞様でした。

[閉会 午後 2時03分]

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

令和3年9月16日

議長 灰田 讓

署名議員 望月 将

署名議員 藤澤 幸恵